# 高槻市地域防災計画(案) 新旧対照表

## 令和6年2月

## 高槻市防災会議

※高槻市地域防災計画(令和3年2月)の目次構成を、以下のとおり見直した内容を「現行計画」として新旧対照表 を作成しています。

	高槻市地域防災計画(令和3年2月)	高	槻市地域防災計画(案)(令和6年2月)
第1編	総則	第1編	総則
第2編	災害予防対策	第2編	災害予防対策
第3編	地震災害応急対策及び復旧・復興対策	第3編	災害応急対策
	東海地震の警戒宣言に伴う対応		
	南海トラフ地震防災対策推進計画		
第4編	風水害等応急対策及び復旧・復興対策	付編1	東海地震の警戒宣言に伴う対応
•		/ L/# 0	士火 1

	男   編	総則
•	第2編	災害予防対策
	第3編	災害応急対策
	付編 1	東海地震の警戒宣言に伴う対応
	付編 1 付編 2	東海地震の警戒宣言に伴う対応 南海トラフ地震防災対策推進計画
	1 4 1/1/4	71117 = 2 7 1 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	付編2	南海トラフ地震防災対策推進計画

#### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 5 条の規定に基づき、高槻市防災会議が定める計画であって、高槻 市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域に係る、災害予防、災害応急及び災 害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務又は大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図る ことを目的とする。

現行計画

## 第2 想定災害

この計画の策定に<del>あ</del>たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、産業の集中等の社会 的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、<del>発生し得るべき災害を想定し、</del>

<del>この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、以下の各</del>災害が複合的に発生する 可能性も考慮するものとする。

- 地震災害
- 2 風水害
- 大規模な林野火災等
- 高層建築物災害等
- 5 危険物等災害
- 6 放射線災害

#### 第2節 防災・減災の基本的方針

(略)

また、本市<del>において</del>は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震(以下「大阪府北部地震) という。)では、大阪府においてはじめてとなる震度6弱を観測する大きな揺れにより、市民の尊い命が奪われる とともに、多数の負傷者が発生した。さらに、公共施設をはじめ多くの建物が被害を受けたほか、水道、電気や都 市ガスの供給が停止し、市民生活や事業活動に多大な影響が生じた。また、平成30年台風第21号においても、多 くの建物被害が生じたほか、特に山間部において、ライフラインの供給が停止したほか、大規模な風倒木被害によ り、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用を受けるなど、 極めて深刻な被害を受けた。

過去の被災経験を踏まえ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、今後の防災・減災対策を より一層推進するとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、全国各地で発生する災害の教訓等を 踏まえ、継続して災害対策を強化していく。

災害予防では、周到かつ円滑な対応が重要となる。災害の規模によっては、施設整備などの<del>ハード面の対策</del>だけで は被害を防ぎきれない場合もあることから、<del>被害軽減につながる自助・共助としての住民の主体的な参加・連携に</del> よる地域防災力の向上、公助としての災害時の情報発信手法の充実などのソフト対策を進め、ハード面・ソフト面 を適切に組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。

災害応急では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。災害発生<mark>直前の気象予警報等の</mark>権 <del>ハ、適切な行動を呼び掛けることで、災害の未然防止を図る</del>。被害が発生した際には、正確で詳細な情報収集を行 い、被害規模を早期に把握する<del>とともに</del>、収集した情報を<mark>防災</mark>関係機関で共有し、人命の安全確保を最優先に、人 材・物資等の災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者の視点に立ち、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に 対応できるよう、寄り添った支援に努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、民生委 員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、<mark>自主</mark>防災組織や<del>地域包括支援センター</del>等と協力し て、きめ細やかな支援を実施する。

復旧・復興では、適切かつ迅速な対応が重要となる。市民の生活に欠かせないライフライン施設の早期復旧は最 優先事項であるとともに、一刻も早い被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適切な支援を行えるよう、災 を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、可能な限り事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく防災・減災対策の推進にあたっては、平成 27(2015)年に開催された国連サミットで採択

#### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に 関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 5 条、水防法(昭和 23 年法律第 193 号)第 33 条の規定に基づき、 高槻市防災会議が定める計画であって、高槻市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、 市の地域に係る、災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務又は大綱を定め、もっ て防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

修正計画 (案)

この計画の策定に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、産業の集中等の社会 的条件及び過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。

また、複合災害(同時又は連続して2種以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深 J化し、災害応急対応が困難になる事象)が発生する可能性も考慮するものとする。

- 地震災害
- 風水害 土砂災害
- 林野火災 大規模火災
- 鉄道災害
- 道路災害
- 危険物等災害
- 高層建築物等災害
- 放射線災害

#### 第2節 防災・減災の基本的方針

また、本市は、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震(以下「大阪府北部地震」という。) <mark>が発生し、大阪府内</mark>において、<mark>観測史上</mark>はじめてとなる震度6弱を観測する大きな揺れにより、市民の尊い命が奪 われるとともに、多数の負傷者が発生した。さらに、公共施設をはじめ多くの建物が被害を受けたほか、水道、電 気や都市ガスの供給が停止し、市民生活や事業活動に多大な影響が生じた。また、平成30年台風第21号において も、多くの建物被害が生じたほか、特に山間部において、ライフラインの供給が停止したほか、大規模な風倒木被 害により、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用を受ける など、極めて深刻な被害を受けた。

過去の被災経験を踏まえ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、今後の防災・減災対策を より一層推進するとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、全国各地で発生する災害の教訓等を 踏まえ、継続して災害対策を強化していく。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏ま え、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取 り入れた防災対策を推進する必要がある。

災害予防では、周到かつ円滑な対応が重要となる。災害の規模によっては、施設整備などのハード対策だけでは 被害を防ぎきれない場合もあることから、公助としての災害時の情報発信手法の充実などや、自助・共助としての 被害軽減につながる防災活動に対する住民の主体的な参加・連携による地域防災力の向上などのソフト対策を進 り、ハード面・ソフト面を適切に組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。

災害応急では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等 $\sigma$ 青報伝達をはじめ、災害の危険性の予測などの災害未然防止活動を早期に行う。一旦被害が発生した際には、正確 で詳細な情報収集を行い、被害規模を早期に把握する。<mark>そして</mark>、収集した情報を関係機関で共有し、人命の安全確 保を最優先に、人材・物資等の災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者の視点に立ち、年齢、性別、障がいや疾病の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに 適切に対応できるよう、寄り添った支援に努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、 民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、市民防災組織やその他関連事業者等と協力 して、きめ細やかな支援を実施する。

復旧・復興では、適切かつ迅速な対応が重要となる。市民の生活に欠かせないライフライン施設の早期復旧は最 優先事項であるとともに、一刻も早い被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適切な支援を行えるよう、災 害発生前の平時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化|害発生前の平時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化 を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、可能な限り事前に検討し、方針の明示に努める。

- なお、本計画に基づく防災・減災対策の推進に<mark>当</mark>たっては、平成 27(2015)年に開催された国連サミットで採択

された、国際社会が一丸となって、2030年までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

## 第3節 高槻市の概況

#### 第1 自然的条件

(略)

#### 2 面積

本市の面積は105.29 km<sup>2</sup>で、府全体の5.5%を占めている。

#### 3 地勢

本市の北部は北摂連山に入り込み、南部は淀川に面しており、</u>最高の海抜はポンポン山の 678.7m、最低の 海抜は淀川河川敷の 3.3m と、北高南低の地形となっている。

市域における河川は、本市の南東及び南側に沿って流れる淀川をはじめ、北から南へ流れる芥川、女瀬川、 檜尾川等の一級河川が12河川、また、新川等の準用河川が5河川ある。

(略)

## 5 気象

平成 30 年における本市の年間平均気温は、摂氏 16.8 度前後で、湿度は 76%前後である。年間平均風速は 2.4mで年間を通じ異常気象時以外はあまり大差がなく、風向きはおおむね春期は北から西、夏期から秋期にかけては東から北、冬期は西ないし北からの度合いが大きい。年間雨量は、異常気象の有無により各年毎に異なるが、ここ 5 年間の年間平均雨量は 1.333 ミリである。

#### 第2 社会的条件

#### 1 人口

令和2年3月末の高槻市の人口は<del>35万1,019人(世帯数 161,259)</del>である。

高槻市制施行時の昭和 18 年の人口は 3 万 1,615 人であった。昭和 30 年代後半から高度成長に伴う、ベッド タウン化が進み昭和 38 年に人口 10 万人を<mark>越えた</mark>。

その後、北部丘陵地の大規模開発が行われ人口急増期を迎えた。人口が 10 万人を<del>こえて</del>から、わずか 6 年後の昭和 44 年に 20 万人を、さらに 4 年後昭和 48 年には 30 万人を突破するという、全国でも有数の人口急増都市であった。

このような人口急増も、昭和 46 年の対前年増加率 13.8%をピークにかげりを見せはじめ、昭和 50 年代に入ると微増状態で推移した。平成元年には、36 万人に達したが、その後、平成 7 年をピークに微減状態となり、平成 12 年には 36 万人を下回った。

#### 2 都市構造

昭和30年代前半、人口増加対策の一環として本市は工場誘致を行ったが、その後、京阪神を控えた住宅都市としての強い傾向を示し始めた。現在では名神高速道路以南から新幹線以北の市街地は、全域的に木造建築物が多く建ペい率の高い人口の密集した地域となっている。

#### 3 土地利用の状況

[資料編 資 100-頁]

高槻市の全域が都市計画区域であり、全般 105. 29 k m のうち市街化区域が約 33. 44 k m であり、残り約 71. 85 k m が市街化調整区域である。

土地利用の面からみると、市域の約51%を原野、山林が占める。

## 第4節 防災関係機関の業務大綱

#### 修正計画(案)

された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

## 第3節 高槻市の概況

#### 第1 自然的条件

(略)

#### 2 面積

本市の面積は105.29 kmで、府全体の5.5%を占めている。

#### 3 地勢

本市の北部は北摂山地に連なる山並みと丘陵、南部は山間から流れ出る芥川等によって形成される平野が広がり、淀川が市域の南の境になっている。 最高の海抜はポンポン山の 678.7m、最低の海抜は淀川河川敷の 3.3 mと、北高南低の地形となっている。

市域における河川は、本市の南東及び南側に沿って流れる淀川をはじめ、北から南へ流れる芥川、女瀬川、 檜尾川等の一級河川が12河川、また、新川等の準用河川が5河川ある。

(略)

## 5 気象

令和3年における本市の年間平均気温は、摂氏16.8度前後である。年間平均風速は2.3mで年間を通じ異常気象時以外はあまり大差がない。年間雨量は、異常気象の有無により各年毎に異なるが、ここ5年間<u>(平成</u>29年~令和3年)の年間平均雨量は1,298ミリである。

## 第2 社会的条件

#### 1 人口

令和5年3月末の高槻市の人口は34万8,020人(164,494世帯)である。

高槻市制施行時の昭和 18 年の人口は 3 万 1,615 人であった。昭和 30 年代後半から高度成長に伴う、ベッドタウン化が進み昭和 38 年に人口 10 万人を超えた。

その後、北部丘陵地の大規模開発が行われ人口急増期を迎えた。人口が 10 万人を<mark>超えて</mark>から、わずか 6 年後の昭和 44 年に 20 万人を、さらに 4 年後昭和 48 年には 30 万人を突破するという、全国でも有数の人口急増都市であった。

このような人口急増も、昭和 46 年の対前年増加率 13.8%をピークにかげりを見せはじめ、昭和 50 年代に入ると微増状態で推移した。平成元年には、36 万人に達したが、その後、平成 7 年をピークに微減状態となり、平成 12 年には 36 万人を、令和 3 年には 35 万人を下回った。

#### 2 都市構造

昭和 30 年代前半、人口増加対策の一環として本市は工場誘致を行ったが、その後、京阪神を控えた住宅都市としての傾向を<u>強く</u>示し始めた。現在では名神高速道路以南から新幹線以北の市街地は、全域的に木造建築物が多く、建ペい率が高い人口の密集した地域となっている。

#### 3 土地利用の状況

〔資料編 資 <u>101</u>頁〕

高槻市の全域が都市計画区域であり、全般 105.29 km²のうち市街化区域が約 33.44 km²であり、残り約 71.85 km²が市街化調整区域である。

土地利用の面からみると、市域の約51%を原野、山林が占める。

## 第4節 防災関係機関の業務大綱

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力し、次に掲げる事務又は業務を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

## 第1 防災関係機関の業務

関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

現行計画

#### 1 高槻市

## □全部局共通項目

#### ─災害応急・復旧対策→

- ●対策部(G)の運営・庶務(電話対応含む)に関すること
- ●職員の安否確認に関すること
- ●緊急通行車両の届出に関すること
- ●所管施設の被害状況の調査及び緊急措置(公共土木施設等除く)に関すること
- ●所管施設の復旧(公共土木施設等除く)に関すること

#### □本部事務局 統括G (<mark>総務部</mark>危機管理室・法務ガバナンス室・総務課・契約検査課、総合戦略部市長室)

#### **一**災害予防対策

- ●市の防災対策の総合調整に関すること
- ●気象予警報、災害情報の収集・伝達に関すること
- ●防災組織の<mark>整備</mark>に関すること
- ●庁舎等の防災対策に関すること
- ●竪急通行車両の事前届に関すること
- ●防災資機材の備蓄、整備に関すること
- ●防災に係る教育・訓練に関すること

#### —災害応急・復旧対策→

- ●防災行政無線の統括に関すること
- ●市域の災害に関する情報の収集、伝達に関すること
- ●避難<del>勧告等</del>の発令、解除に関すること
- ●災害応急対策全般の調整に関すること
- ●本部各部との連絡調整に関すること
- ●災害対策本部の設置、廃止及び災害対策本部会議の開催に関すること
- ●災害救助法の適用手続に関すること
- ●復興事業の企画調整に関すること
- ●大阪府との連絡調整に関すること
- ●防災関係機関との連絡調整に関すること

#### 第1 防災関係機関の業務

#### 1 高槻市

#### □全部局共通項目

<災害予防対策>

#### 【各種災害共通】

●緊急通行車両の事前届出に関すること

<災害応急・復旧対策>

## 【各種災害共通】

- ●対策部(G)の運営・庶務(電話対応含む)に関すること
- ●所管施設の臨時休館等の案内に関すること
- ●通常業務の調整や中止の案内に関すること
- ●職員の安否確認に関すること
- ●所管施設の被害状況の調査及び緊急措置(公共土木施設等除く)に関すること
- ●所管施設の復旧(公共土木施設等除く)に関すること

#### 【風水害・土砂災害】

- ●所管施設(浸水想定区域内)の重要物品や公用車等の移動に関すること
- ●所管施設(浸水想定区域内)の閉鎖や職員の退避等に関すること
- ●広域避難対応(大規模水害・土砂災害)時における他対策部の応援に関すること

## □本部事務局 統括G(危機管理室、総務部法務ガバナンス室・総務課・契約検査課、総合戦略部市長室・広報室・財務管理室)

修正計画 (案)

#### <災害予防対策>

- ●市の防災対策の総合調整に関すること
- ●気象予警報、災害情報の収集・伝達に関すること
- ●市民防災組織の<u>育成・支援</u>に関すること
- ●庁舎等の防災対策に関すること
- ●防災資機材の備蓄、整備に関すること
- ●防災に係る教育・訓練に関すること
- ●災害対策の予算及び財政計画に関すること

#### <災害応急・復旧対策>

## 【各種災害共通】

- ●防災行政無線の統括に関すること
- ●市域の災害に関する情報の収集、伝達に関すること
- ●避難情報の発令、解除に関すること
- ●警戒区域の設定に関すること
- ●災害応急対策全般の調整に関すること
- ●各対策部との連絡調整に関すること
- ●災害対策本部<u>(災害警戒本部)</u>の設置、廃止及び災害対策本部会議<u>(災害警戒本部会議)</u>の開催に関すること
- ●災害救助法の適用手続に関すること
- ●復興事業の企画調整に関すること
- ●大阪府との連絡調整に関すること
- ●防災関係機関との連絡調整に関すること
- ●自衛隊との連絡調整に関すること
- ●<u>所管にかかる協定締結企業等</u>との連絡調整に関すること

- ●自衛隊との連絡調整に関すること
- ●<del>アマチュア無線</del>との連絡調整に関すること
- ●関係機関の応接、視察対応に関すること
- ●災害対策部室の統括に関すること
- ●災害弔慰金の支給に関すること
- ●災害障害見舞金の支給に関すること
- ●災害見舞金等の支給に関すること
- ●災害援護資金の貸付に関すること
- ●被災者生活再建支援金の受付、進達に関すること

□本部事務局 広報広聴G (総合戦略部広報室・財務管理室、会計課、市民生活環境部市民生活相談課、監査 委員事務局)

#### <u>「災害予防対策</u>]

●災害対策の予算及び財政計画に関すること

#### <u>〔災害応急・復旧対策〕</u>

- ●報道機関との連絡調整に関すること
- ●災害の記録に関すること
- ●住民の災害についての相談及び苦情受付に関すること
- ●被災者支援窓口(センター)の設置・運営に関すること
- ●災害広報の実施及び総括に関すること
- ●報道情報の収集に関すること
- ●被災者のための専門相談に関すること

## □本部事務局 職員配備G (総務部人事<mark>課</mark>)

- **一**災害予防対策
  - ●職員の安存確認に関すること
  - ●職員の食料の確保に関すること
  - ●職員の受援体制の整備に関すること
- ↓災害応急・復旧対策
  →
  - ●職員配備の連絡調整及び掌握に関すること
  - ●職員の人事管理に関すること
  - ●職員の食料の調達・配給に関すること
  - ●職員の<del>被害</del>状況の調査に関すること
  - ●他自治体等からの職員の受援に関すること

## □本部事務局 <mark>地域支援</mark>機動G(<del>市民生活環境部コミュニティ推進室、</del>選挙管理委員会事務局)

- 「巛宝玉店分等」
  - ●自主防災組織の育成に関すること
  - ●所管施設の防災対策に関すること
- 「災害広急・復旧対策」
  - ●本部事務局における応急対応に関すること
  - ●コミュニティ組織との連絡調整に関すること
  - ●自主防災組織の活動の助長と連携に関すること
  - ●コミュニティ組織に関する広急対応に関すること

## 修正計画(案)

- ●関係機関の応接、視察対応に関すること
- ●災害対策部室の統括に関すること
- ●災害弔慰金の支給に関すること
- ●災害障害見舞金の支給に関すること
- ●災害見舞金等の支給に関すること
- ●災害援護資金の貸付に関すること
- ●被災者生活再建支援金の受付、進達に関すること
- ●報道機関との連絡調整に関すること
- ●災害の記録に関すること
- ●災害広報の実施及び総括に関すること
- ●報道情報の収集に関すること
- ●防災拠点の総合調整に関すること

#### 【風水害・土砂災害】

●広域避難対応(大規模水害・土砂災害)時における実施調整に関すること

#### 【大規模火災】

●火災警報の発令に関すること

#### □本部事務局 職員配備G(総務部人事企画室)

<災害予防対策>

- ●職員の安否確認全般に関すること
- ●職員の食料確保に関すること
- ●職員の受援体制の整備に関すること
- <災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

- ●職員配備の連絡調整及び掌握に関すること
- ●職員の人事管理に関すること
- ●職員の食料の調達・配給に関すること
- ●職員の被災状況の調査に関すること
- ●他自治体等からの職員の受援に関すること

#### 【風水害・土砂災害】

- ●広域避難対応(大規模水害・土砂災害)時における避難者バス輸送体制(人員確保)に関すること
- □本部事務局 機動G (会計課、選挙管理委員会事務局、監查委員事務局)

#### <災害応急・復旧対策>

- 【各種災害共通】
- ●各種緊急対応に関すること
- ●広報車両による災害広報に関すること
- □ 本部事務局方面 G (総合戦略部みらい創生室・アセットマネジメント推進室、方面隊・第2方面隊) <災害予防対策>
  - ●方面隊員との連絡体制の構築に関すること

## □方面<mark>部(総合戦略部みらい創生室・アセットマネジメント推進室、方面隊・第2方面隊)</mark> <u>「</u>災害予防対策」

●指定避難所及び指定緊急避難場所の管理運営体制及び避難誘導体制に関すること

#### →災害応急・復旧対策→

- ●方面部各地域の被害状況の情報収集に関すること
- ●指定避難所の開設、<del>誘導及び管理運営に関すること</del>
- ●指定避難所外の避難者の把握及び対応に関すること
- ●避難所運営(方面隊)に関すること
- ●避難者名簿の作成及びとりまとめに関すること

□復旧部(都市創造部都市づくり推進課・審査指導課・住宅課・建築課・管理課・道路課・公園課・下水河川 企画課・下水河川事業課、街にぎわい部農林緑政課)

## **-**災害予防対策**-**

- ●建築物等の防災指導等に関すること
- ●仮設住宅の事前選定に関すること
- ●所管施設の防災対策に関すること
- ●下水道施設の耐震化に関すること
- ●浸水予防対策に関すること
- ●ため池防災に関すること
- ●避難地や避難路の緑化等の整備に関すること
- ●応急危険度判定制度の整備に関すること
- ●宅地防災パトロールに関すること
- ●山地災害危険地区の把握に関すること
- ●治山事業の推進に関すること
- ●土地改良事業に関すること
- —災害応急・復旧対策→
  - ●道路施設の被害状況の調査及び道路障害物の除去等の緊急措置に関すること

#### <災害応急・復旧対策>

## 【各種災害共通】

- ●方面部各地域における被害状況の情報収集に関すること
- ●指定避難所の開設、誘導に関すること
- ●指定避難所外の避難者の把握及び対応に関すること
- ●避難所運営(方面隊・第2方面隊)に関すること
- ●避難者名簿の作成及びとりまとめに関すること

## □本部事務局 ICT基盤維持・復旧G(総合戦略部DX戦略室)

#### <災害予防対策>

- ●全庁利用型ICT基盤等の防災対策に関すること
- ●罹災証明書等の入力体制に関すること
- <災害応急・復旧対策>

## 【各種災害共通】

- ●全庁利用型 I C T 基盤の維持・復旧に関すること
- ●防災に関連する情報システムやDX利活用に係る各対策部の支援に関すること
- ●罹災証明書等の入力等の支援に関すること

□復旧部(都市創造部都市づくり推進課・審査指導課・住宅課・建築課・管理課・道路課・公園課・下水河川企 画課・下水河川事業課、街にぎわい部農林緑政課)

修正計画 (案)

#### <災害予防対策>

- ●建築物等の防災指導等に関すること
- ●建設型応急住宅の候補地に関すること
- ●所管施設の防災対策に関すること
- ●下水道施設の耐震化に関すること
- ●浸水予防対策に関すること
- ●ため池防災に関すること
- ●避難地や避難路の緑化等の整備に関すること
- ●応急危険度判定<mark>体制</mark>の整備に関すること
- ●宅地防災パトロールに関すること
- ●山地災害危険地区の把握に関すること
- ●治山事業の推進に関すること
- ●治水事業の促進に関すること
- ●土地改良事業に関すること

<災害応急・復旧対策>

## 【各種災害共通】

- ●道路施設の被害状況の調査及び道路障害物の除去等の緊急措置に関すること
- ●河川、水路、ため池施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●下水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●市営住宅の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●農道、林道の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●公園施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●道路施設の復旧に関すること
- ●河川、水路、ため池施設の復旧に関すること
- ●下水道施設の復旧に関すること
- ●市営住宅の復旧に関すること
- ●農道、林道の復旧に関すること
- ●公園施設の復旧に関すること
- ●雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の復旧に関すること
- ●建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅に関すること

- ●河川、水路、ため池施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●下水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●市営住宅の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●農道、林道の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●公園施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●道路施設の復旧に関すること
- ●河川、水路、ため池施設の復旧に関すること
- ●下水道施設の復旧に関すること
- ●市営住宅の復旧に関すること
- ●農道、林道の復旧に関すること
- ●公園施設の復旧に関すること
- ●雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等の復旧に関すること
- ●応急仮設住宅の建設・供与に関すること
- ●みなし応急仮設住宅の供与に関すること
- ●公共住宅への一時入居措置に関すること
- ●住宅に関する相談窓口の設置・運営に関すること
- ●被災住宅の応急修理に関すること
- ●緊急交通路の確保に関すること
- ●住宅復興計画の策定・推進に関すること
- ●復興都市計画の策定・推進に関すること
- ●土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●浸水被害対策に関すること
- ●水防活動に関すること
- ●被災建築物応急危険度判定に関すること
- ●被災宅地危険度判定に関すること
- ●公共建築物の応急危険度判定に関すること
- ●被災公共建築物の設計・施工管理に関すること
- ●農産物被害等の調査に関すること
- ●農産物等の伝染病予防に関すること
- ●宅地・建築物等の被害状況の確認及び相談に関すること
- ●宅地・建築物等に関する関係機関との調整に関すること

- □<mark>衛生</mark>対策部(市民生活環境部人権・男女共同参画課・斎園課・資源循環推進課・清掃業務課・エネルギーセンター)
- **一**災害予防対策
  - ●所管施設の防災対策に関すること
  - ●防災資機材の備蓄、整備に関すること
- √災害応急・復旧対策→
  - ●災害廃棄物の受付、収集及び処理に関すること

#### 修正計画 (案)

- ●公共住宅への一時入居措置に関すること
- ●住宅に関する相談窓口の設置・運営に関すること
- ●被災住宅の応急修理に関すること
- ●住居障害物の除去に関すること
- ●緊急交通路の確保に関すること
- ●住宅復興計画の策定・推進に関すること
- ●復興都市計画の策定・推進に関すること
- ●被災建築物応急危険度判定に関すること
- ●被災宅地危険度判定に関すること
- ●公共建築物の応急危険度判定に関すること
- ●被災公共建築物の設計・施工管理に関すること
- ●農産物被害等の調査に関すること
- ●農産物等の伝染病予防に関すること
- ●宅地・建築物等の被害状況の確認及び相談に関すること
- ●宅地・建築物等に関する関係機関との調整に関すること

#### 【風水害・土砂災害】

- ●浸水被害対策に関すること
- ●土砂災害の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●道路等の通行止め措置に関すること
- ●水防活動に関すること

#### 【大規模火災】

- ●消火用水の運搬支援に関すること
- □<u>市民生活</u>対策部(市民生活環境部<u>コミュニティ推進室・公民館・図書館・文化スポーツ推進課・</u>人権・男女共同参画課<u>・市民生活相談課・市民課</u>・斎園課<u>・環境政策課</u>・資源循環推進課・清掃業務課・エネルギーセンター)
- <災害予防対策>
  - ●所管施設の防災対策に関すること
- ●防災資機材の備蓄、整備に関すること
- ●市民防災組織との連携に関すること
- <災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

- ●災害廃棄物の受付、収集及び処理に関すること
- ●遺体安置所の設営、管理に関すること
- ●遺体の処置及び埋葬に関すること
- ●消毒等の実施に関すること
- ●災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理に関すること
- ●災害ごみ仮置き場の開設・運営に関すること
- ●コミュニティ組織との連絡調整に関すること
- ■コミュニティ組織に関する応急対応に関すること
- ●住民の災害についての相談及び苦情受付に関すること
- ●被災者支援窓口(センター)の設置・運営に関すること
- ●被災者のための専門相談に関すること
- ●防災拠点(所管施設)の開設に関すること

## 【地震】

- ●災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理に関すること
- □物資支援対策部(街にぎわい部産業振興課・観光シティセールス課・文化財課・歴史にぎわい推進課、将棋の

- ●遺体安置所の設営、管理に関すること
- ●遺体の処置及び埋葬に関すること
- ●<mark>防疫活動</mark>に関すること
- ●災害用トイレの設置、し尿の収集及び処理に関すること
- ●災害ごみ仮置き場の開設・運営に関すること

- □<mark>食料・救援</mark>対策部(市民生活環境部市民課・環境政策課、街にぎわい部産業振興課・観光シティセールス 課・文化財課・文化スポーツ振興課・歴史にぎわい推進課、農業委員会事務局)
- 災害予防対策-
  - ●所管施設の防災対策に関すること
  - ●防災拠点の整備に関すること
- <u>↓災害応急・復旧対策</u>
  - ●総合防災拠点の開設・運営に関すること
  - ●防災拠点に係る連絡調整及び受入れに関すること
  - ●備蓄物資及び救援物資等の在庫管理に関すること
  - ●救援物資等の受入れ及び仕分けに関すること
  - ●備蓄物資及び救援物資等の避難所への<del>配給</del>に関すること
  - ●備蓄物資及び救援物資等に係る避難者のニーズ把握に関すること
  - ●救援物資等の協定による調達に関すること
  - ●商工被害等の調査に関すること
  - ●商工業者に対する災害関係融資に関すること
  - ●文化財の被災状況の調査及び応急復旧に関すること
- □被害調査部 (総合戦略部情報戦略室、総務部税制課・市民税課・資産税課・収納課)
- —災害応急・復旧対策→
  - ●被害状況の調査及びその受付に関すること
  - ●被災に関する証明の入力、発行に関すること
  - ●自己申告による被災に関する証明の受付に関すること
  - ●被災家屋台帳の作成に関すること
- □民生・要配慮者対策部(健康福祉部<mark>福祉政策課</mark>・福祉指導課・長寿介護課・生活福祉総務課・生活福祉支援 課・福祉相談支援課・障がい福祉課)
- **-**災害予防対策**-**
  - ●所管施設の防災対策に関すること
  - ●所管施設の入所者の避難計画に関すること
  - ●避難行動要支援者の把握と避難誘導体制の整備に関すること
  - ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の整備に関すること

## ち推進課、農業委員会事務局)

修正計画 (案)

#### <災害予防対策>

●所管施設の防災対策に関すること

#### <災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

- ●備蓄物資及び救援物資等の在庫管理に関すること
- ●協定による救援物資等の調達に関すること
- ●救援物資等の受入れ及び仕分けに関すること
- ●備蓄物資及び救援物資等の避難所への配送に関すること
- ●備蓄物資及び救援物資等に係る避難者のニーズ把握に関すること
- ●救援物資等の協定による調達に関すること
- ●商工被害等の調査に関すること
- ●商工業者に対する災害関係融資に関すること
- ●文化財の被災状況の調査及び応急復旧に関すること
- □被害調査部(総務部税制課・市民税課・資産税課・収納課)

#### <災害予防対策>

●罹災証明書等の体制に関すること

≤災害応急・復旧対策≥

#### 【各種災害共通】

- ●罹災証明書等の受付・発行に関すること
- ●罹災証明書等に係る被害認定調査に関すること
- ●罹災証明書等の入力等に関すること
- ●罹災証明書等の発行履歴情報の管理に関すること

## 【大規模火災】

- ●火災状況の調査及びその受付の支援に関すること
- ●火災に関する証明の入力、発行の支援に関すること
- □民生・要配慮者対策部(健康福祉部<mark>地域共生社会推進室</mark>・福祉指導課・長寿介護課・生活福祉総務課・生活福祉支援課・福祉相談支援課・障がい福祉課)

## <災害予防対策>

- ●所管施設の防災対策に関すること
- ●所管施設の入所者の避難計画に関すること
- ●避難行動要支援者の把握と避難誘導体制の整備に関すること
- ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の<u>作成</u>に関すること
- ●二次避難所(福祉避難所)の<mark>体制確保</mark>に関すること
- ●ボランティア活動の環境整備に関すること
- <災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

- ●避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関すること
- ●避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等に関すること
- ●二次避難所(福祉避難所)の開設に関すること
- ●福祉サービスの継続的提供及び社会福祉施設等への緊急一次入所等に関すること
- ●要配慮者利用施設への情報伝達に関すること
- ●関係施設(所管事業所等)の被害状況の調査に関すること
- ●災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること
- ●義援金の受付及び配分に関すること
- ●福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整に関すること
- ●福祉的な支援が必要な人に対する生活再建支援に関すること

- ●二次避難所(福祉避難所)の<mark>整備</mark>に関すること
- ●ボランティア活動の環境整備に関すること

#### ↓災害応急・復旧対策 →

- ●避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関すること
- ●避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等に関すること
- ●二次避難所(福祉避難所)の開設に関すること
- ●福祉サービスの継続的提供及び社会福祉施設等への緊急一次入所等に関すること
- ●要配慮者利用施設への情報伝達に関すること
- ●関係施設(所管事業所等)の被害状況の調査に関すること
- ●災害ボランティアセンターの開設・運営に関すること
- ●義援金の受付及び配分に関すること
- ●海外からの支援の受入れに関すること
- ●福祉的な支援が必要な人に対する避難所における生活環境の調整に関すること
- ●福祉的な支援が必要な人に対する生活再建支援に関すること

## □医療対策部 (健康福祉部国民健康保険課・健康医療政策課・保健衛生課・保健予防課・健康づくり推進課、 子ども未来部子ども保健課)

- **-**災害予防対策**-**
  - ●所管施設の防災対策に関すること
  - ●医療体制の整備計画に関すること
  - ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の整備に関すること
- —災害応急・復旧対策→
  - ●救護対策本部(医師会等)との連絡調整に関すること
  - ●医療救護活動の統括に関すること
  - ●医療機関の被災状況の確認に関すること
  - ●救護所の設置・運営に関すること
  - ●医薬品等の確保・供給に関すること
  - ●要配慮者利用施設への情報伝達に関すること
  - ●被災者の健康維持に関すること
  - ●被災者の入浴支援に関すること
  - ●収容の要請、状況に応じた搬送手段の確保に関すること
  - ●病院情報の提供に関すること
  - ●食品衛生・環境衛生の監視及び感染症対策に関すること
  - ●動物の保護等に関すること
  - ●災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の要請・受入れに関すること
  - ●医療ボランティアの受入れに関すること

#### □輸送部 (交通部)

- 災害予防対策-
  - (略)
- —災害応急・復旧対策→
  - ●被災者及び災害救助物資等の輸送に関すること

## □給水部(水道部)

─災害予防対策→ (略)

#### 修正計画(案)

#### □医療対策部(健康福祉部国民健康保険課・健康医療政策課・保健衛生課・保健予防課・健康づくり推進課、子 ども未来部子ども保健課)

#### <災害予防対策>

- ●所管施設の防災対策に関すること
- ●医療体制の整備計画に関すること
- ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の作成に関すること
- <災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

- ●救護対策本部(医師会等)との連絡調整に関すること
- ●医療救護活動の統括に関すること
- ●医療機関の被災状況の確認に関すること
- ●救護所の設置・運営に関すること
- ●医薬品等の確保・供給に関すること
- ●要配慮者利用施設への情報伝達に関すること
- ●被災者の健康維持に関すること
- ●公衆浴場情報の提供に関すること
- ●傷病者等の収容の要請、状況に応じた搬送手段の確保に関すること
- ●病院情報の提供に関すること
- ●食品衛生・環境衛生の監視に関すること
- ●感染症対策等の防疫活動に関すること
- ●動物の保護等に関すること
- ●災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の要請・受入れに関すること
- ●医療ボランティアの受入れに関すること

## □輸送部 (交通部<u>総務企画課・運輸課</u>)

<災害予防対策>

(略)

<災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

●避難者や被災者及び備蓄物資や救援物資等の輸送に関すること

#### 【風水害土砂災害】

●広域避難対応(大規模水害・土砂災害)時における避難者バス輸送体制(運行計画)に関すること

#### □給水部(水道部総務企画課・給水収納課・管路整備課・浄水管理センター)

<災害予防対策>

(略)

<災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

- ●給水部災害時コールセンターの設置・運営に関すること
- ●応急給水計画の作成及び実施に関すること
- ●水質検査等に関すること
- ●水道に係る広報に関すること
- ●応急給水活動に関すること
- ●水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●水道施設の復旧に関すること
- ●応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れに関すること

## 【大規模火災】

●消火用水の確保支援に関すること

## □消火・救助部(消防本部消防総務課・予防課・警防課・救急課・指令調査室・中消防署・北消防署)

<u><</u>災害予防対策<u>></u>

#### —災害応急・復旧対策→

- ●応急給水計画の作成及び実施に関すること
- ●水質検査等に関すること
- ●水道に係る広報に関すること
- ●応急給水活動に関すること
- ●水道施設の被害状況の調査及び緊急措置に関すること
- ●水道施設の復旧に関すること
- ●応急給水活動等に係る広域応援の要請・受入れに関すること

#### □消火・救助部(消防本部)

#### **-**災害予防対策**-**

- ●防災教育及び消防訓練に関すること
- ●消防資機材等の点検及び整備に関すること
- ●災害時用臨時ヘリポート及びランデブーポイントの選定に関すること
- ●自主防災組織との連携、指導に関すること
- —災害応急・復旧対策→
  - ●危険物等の防災措置に関すること
  - ●広域応援に関すること
  - ●火災の消火及び救急業務に関すること
  - ●倒壊家屋等からの救助に関すること
  - ●水防に関すること
  - ●消防団との連絡調整に関すること
  - ●避難誘導に関すること
  - ●行方不明者の捜索の協力に関すること
  - ●自主防災組織との連携に関すること

□教育・子ども対策部(教育委員会事務局、子ども未来部子ども育成課・保育幼稚園総務課・保育幼稚園事業 課・保育幼稚園指導課・子育て総合支援センター)

#### **一**災害予防対策**一**

- ●学校園の防災計画に関すること
- ●防災教育に関すること
- ●学校園での防災訓練に関すること
- ●所管施設の防災対策に関すること
- ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の整備に関すること
- 〔災害応急・復旧対策〕
  - ●指定避難所開設等に対する協力に関すること

#### 修正計画 (案)

- ●防災教育及び消防訓練に関すること
- ●消防資機材等の点検及び整備に関すること
- ●災害時用臨時ヘリポート及びランデブーポイントの選定に関すること
- ●消防団及び市民防災組織との連携、指導に関すること

#### <災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

- ●危険物等の防災措置に関すること
- ●広域応援に関すること
- ●火災の消火及び救急業務に関すること
- ●倒壊家屋等からの救助に関すること
- ●消防団との連絡調整に関すること
- ●避難誘導に関すること
- ●行方不明者の捜索の協力に関すること
- ●市民防災組織との連携に関すること

#### 【風水害・土砂災害】

●水防に関すること

#### 【大規模火災】

- ●火災警報の発令に関すること
- ●警戒区域(火災警戒区域)の設定に関すること
- ●大阪市消防ヘリの要請に関すること
- ●飛び火警戒に関すること
- ●火災状況の調査及びその受付に関すること
- ●火災に関する証明の入力、発行に関すること
- □教育・子ども対策部(教育委員会事務局教育政策課・教育総務課・学校安全課・保険給食課・教育指導課・教育センター、子ども未来部子ども育成課・保育幼稚園総務課・保育幼稚園事業課・保育幼稚園指導課・子育て総合支援センター・青少年課)

#### <災害予防対策>

- ●学校園の防災計画に関すること
- ●防災教育に関すること
- ●学校園での防災訓練に関すること
- ●所管施設の防災対策に関すること
- ●要配慮者利用施設の把握と避難確保計画の作成に関すること
- <災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

- ●指定避難所開設等に対する協力に関すること
- ●学用品等の支給に関すること
- ●大阪府教育委員会等との連絡調整に関すること
- ●被災児童生徒の就学援助及び就学事務に関すること
- ●小・中学校の児童生徒の安全確保に関すること
- ●小・中学校の児童生徒の健康管理に関すること
- ●小・中学校の児童生徒の応急給食に関すること
- ●保育所・幼稚園・認定こども園の園児の安全の確保に関すること
- ●要配慮者利用施設への情報伝達に関すること

#### □市議会事務局(議会事務局)

#### <災害予防対策>

- ●市議会との情報共有体制に関すること
- <災害応急・復旧対策>

#### 【各種災害共通】

●市議会議員の安否確認、情報共有及び窓口対応に関すること

## ●学用品等の支給に関すること

- ●大阪府教育委員会等との連絡調整に関すること
- ●被災児童生徒の就学援助及び就学事務に関すること
- ●小・中学校の児童生徒の安全確保に関すること
- ●小・中学校の児童生徒の健康管理に関すること
- ●小・中学校の児童生徒の応急給食に関すること
- ●保育所・幼稚園・認定こども園の園児の安全の確保に関すること
- ●要配慮者利用施設への情報伝達に関すること

#### □市議会事務局

#### —災害応急・復旧対策→

●市議会議員の安否確認、情報共有及び窓口対応に関すること

## 2 大阪府

- (1) 大阪府茨木十木事務所
  - ●府直轄公共土木施設の防災対策に関すること
  - ●水防活動及び気象予警報等の伝達に関すること
  - ●災害予防対策、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関すること

現行計画

- (2) 大阪府北部流域下水道事務所
- ●府直轄の流域下水道施設の防災対策に関すること
- (3) 大阪府北部農と緑の総合事務所
  - ●用水路、ため池の防災対策に関すること

#### 2 大阪府

- ●市町村等防災関係機関との調整に関すること
- ●消火活動に係る広域応援に関すること
- ●救助・救急活動に関すること
- ●防災拠点の管理・運営に関すること
- ●被害情報の収集・伝達に関すること
- ●報道機関との放送協定に基づく緊急放送に関すること

修正計画 (案)

- ●災害救助法に関すること
- ●被災者生活再建支援法に関すること
- ●救助物資等の緊急輸送に関すること
- ●義援物資に関すること
- ●緊急調査員の編成に関すること
- ●国・市町村との連絡に関すること
- ●自衛隊との連絡、調整に関すること
- ●他府県との相互応援に関すること
- ●緊急時環境放射線モニタリングに関すること
- ●国に対する緊急要望に関すること
- ●復興に係る府政の総合企画及び調整に関すること
- ●報道機関との連絡に関すること
- ●災害時における他部局及び市町村の応援に関すること
- ●被災市町村の行財政の指導、資金措置に関すること
- ●災害時の緊急物資・資機材の調達に関すること
- ●災害対策関係予算その他財務に関すること
- ●府税の減免に関すること
- ●災害広報に関すること
- ●府民からの相談に関すること
- ●物価の監視・安定に関すること
- ●海外からの支援団の活動支援に関すること
- ●外国政府関係機関等との連絡調整に関すること
- ●府民への義援金に関すること
- ●医療救護班の活動に関すること
- ●監察医業務に関すること
- ●救急医療体制の充実に関すること
- ●救急医療情報センターの情報把握に関すること
- ●災害時における保健衛生に関すること
- ●防疫に関すること
- ●災害時の遺体対策に係る火葬計画に関すること
- ●粉乳の調達に関すること
- ●食品衛生の監視及び感染症対策に関すること
- ●水道施設の被害状況の把握に関すること
- ●水道の広域応援の要請に関すること
- ●飲料水の摂取制限等に関すること
- ●水道施設の災害復旧事業計画に係る指導に関すること
- ●災害時の緊急物資(生活必需品)の調達、あっせんに関すること
- ●災害復旧時の復旧用資材の調達、あっせんに関すること
- ●災害による離職者に対する就職あっせん及びその要請に関すること
- ●被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること
- ●林野火災対策に関すること
- ●復旧対策用木材の調達、あっせんに関すること
- ●ため池防災に関すること
- ●農作物及び家畜の防疫等に関すること

現行計画	修正計画(案)	分 工 / / / / / / / / / / / / / / / / / /
3 大阪府高機警察署	●動物の保護等に関すること ● 広急報助用食料の確保、調達に関すること ● 連集検支援申組織に関すること ● 強災機林、漁業者に対する災害融資に関すること ● 強災機林、漁業者に対する災害融資に関すること ● 強死動の処理に関すること ● 強死動の施理に関すること ● 公本東土水施設等の一次災害の防止に関すること ● 公主復旧事業に関すること ● 公主復日事業に関すること ● 災害復旧事業に関すること ● 災害復旧事業に関すること ● 災害復日事業に関すること ● 近常を強めの調連癌症に関すること ● 近常を強めの調連癌症に関すること ● 近常を強度性で関すること ● 近常を強と提供商学との連絡に関すること ● 生鬼の一次災害の防止に関すること ● 生鬼の一次災害の防止に関すること ● 生鬼の一次災害の防止に関すること ● 生鬼が上に対する災害を関する特別措置法に関すること ● 生鬼が上に対する災害・推進に関すること ● 使定程度計画の策定・推進に関すること ● 使定程度計画の変更・推進に関すること ● 被災住宅に対する災害特別融資に関すること ● 被災住宅に対する災害特別融資に関すること ● 後援保管方との連難に関すること ● 後援保証及び生徒の敵逆学援助に関すること ● 後援保証及び生徒の敵逆学援助に関すること ● 後援保証及び生徒の敵逆で接助に関すること ● 近後に急対策に関すること ● が近離の対策とは対する協力に関すること ● 対策に対する場所に関すること ● 水が活動と対策、災害応急対策等に関すること ● 水が活動と対策、災害応急対策等に関すること ● 水が活動とが対策、災害応急対策等に関すること ● 近域に対策等の要素 ● 災害情報の収集、伝達及が被害実態の把握に関すること ● 近域に対策の関するに関すること ● 近域に対策等の要素 ● 災害情報の収集、伝達及が被害実態の把握に関すること ● 近域に対策等の要素 ● 災害情報の収集、伝達及が被害実態の把握に関すること ● 近域に対策等の要素 ● 災害情報の収集、伝達及が被害実態の把握に関すること ● 近域に対策等の要素 ● 八本に関すること ● 近域に対策等の要素 ● 八本に関すること ● 近域に対策等の要素 ● 八本に関すること ● 遺体の検視(死体調査)等の指徴に関すること ● 遺体の検視(死体調査)等の指徴に関すること ● 遺体の検測(死体調査)等の指徴に関すること	
●災害資機材の整備に関すること	4 関西広域連合  ●大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること  ●大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること  ●大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること	
<b>4 指定地方行政機関</b> (1) 近畿地方整備局— <del>淀川河川事務所</del>	5 <b>指定地方行政機関</b> (1) 近畿地方整備局	

- 近畿地方整備局。淀川河川事務所。高槻出張所
- ●直轄公共土本施設の整備と防災対策に関すること ●被災直轄公共土木施設の復旧に関すること
- 近畿地方整備局 大阪国道事務所高槻維持出張所
  - ●直轄公共土木施設の整備と防災対策に関すること
  - ●被災直轄公共土木施設の復旧に関すること

## (3) 大阪管区気象台

- ●観測施設等の整備に関すること
- ●防災知識の普及・啓発に関すること
- ●災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること

- 自衛隊(陸上自衛隊第3師団、第36普通科連隊)
  - ●地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
  - ●災害派遣に関すること
  - ●緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること
- 指定公共機関及び指定地方公共機関
  - (1) 西日本旅客鉄道株式会社 高槻駅
    - ●鉄道施設の防災管理に関すること
    - ●輸送施設の整備、安全輸送に関すること
    - ●災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
    - ●災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
    - ●災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
    - ●被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
  - (2) 阪急電鉄株式会社 高槻市駅
    - ●鉄道施設の防災管理に関するこ
    - ●輸送施設の整備、安全輸送に関すること
    - ●災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
    - ●災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
    - ●被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
  - (3) 西日本電信電話株式会社 大阪支店
    - ●電気通信設備の整備と防災管理に関すること
    - ●応急復旧用通信施設の整備に関すること
    - ●気象警報の伝達に関すること
    - ●災害時の重要通信確保に関すること

## 修正計画 (案)

- ●緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- ●災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- (2) 近畿地方整備局 淀川河川事務所
  - ●指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
  - ●直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
  - ●直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
  - ●直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (3) 近畿地方整備局 大阪国道事務所高槻維持出張所
  - ●直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
  - ●災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
  - ●直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
  - ●直轄公共土木施設の復旧に関すること
- (4) 近畿運輸局
  - ●災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
  - ●災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること
  - ●災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請に関すること
  - ●特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること
  - ●災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること
- (5) 大阪管区気象台
  - ●災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること
  - ●災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やそ の予想の解説等に関すること
- (6) 近畿総合通信局
  - ●災害時における<u>電気通信の確保に関すること</u>
  - ●非常通信の統制、管理に関すること
  - ●災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
  - ●災害対策用移動通信機器等の貸出しに関すること
- 自衛隊(陸上自衛隊第3師団、第36普通科連隊)
  - ●災害派遣に関すること
  - ●緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

#### 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社 高槻駅
  - ●輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
  - ●災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
  - ●災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
  - ●災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
  - ●被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
- (2) 阪急電鉄株式会社 高槻市駅
  - ●輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
  - ●災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
  - ●災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
  - ●被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
- (3) 西日本電信電話株式会社 (関西支店)、株式会社NTTドコモ (関西支社) (以下「西日本電信電話 株式会社等」という。
  - ●応急復旧用通信施設の整備に関すること
  - ●津波警報、気象警報の伝達に関すること
  - ●災害時における重要通信確保に関すること

	-			_
干目	/r_	<b>-</b> = •	ш	曲
1.60	1 I	- <del>-</del> -	-	Інні

- ●災害関係電報、電話料金の減免に関すること
- ●被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- ●「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
- (4) 日本赤十字社 高槻赤十字病院
  - ●災害医療体制の整備に関すること
  - ●災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
  - ●災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
  - ●義援金品の募集、配分等の協力に関すること
  - ●避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
  - ●数揺物姿の備茎に関すること

- (5) 関西電力送配電株式会社大阪支社一大阪北電力本部高槻配電営業所
  - ●電力施設の整備と防災管理に関すること
  - ●災害時の電力の供給確保体制の整備に関すること
  - ●災害時の電力の供給確保に関すること
  - ●被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- (6) 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 北東部導管部
  - ●ガス施設の整備と防災管理に関すること
  - ●災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
  - ●災害時におけるガスの供給確保に関すること
  - ●被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (7) 神安土地改良区及びその他の土地改良区
  - ●ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
  - ●農地及び農林業用施設の被害調査に関すること
  - ●湛水防除活動に関すること
  - ●被災農地、農林業用施設の復旧事業の推進に関すること
- (8) 淀川右岸水防事務組合
  - ●<del>組合管轄区域の</del>水防に関すること
  - ●水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関すること
  - ●水防団員の数音及び訓練に関すること
- (9) 日本郵便株式会社近畿支社(高槻郵便局·高槻北郵便局)

(略)

#### 団体及び重要施設等の管理者

- (1) 一般社団法人 高槻市医師会
- (略)

## ●災害関係電報、電話料金の減免に関すること

- ●被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること ●「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
- (4) 日本赤十字社(大阪府支部)
  - ●被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること
  - ●災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
  - ●災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
  - ●義援金品の募集、配分等の協力に関すること
  - ●避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
- (5) 日本放送協会(大阪放送局)
  - ●気象予警報等の放送周知に関すること
  - ●指定避難所等への受信機の貸与に関すること
  - ●社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること

修正計画 (案)

- ●災害時における広報に関すること
- ●災害時における放送の確保に関すること
- ●災害時における安否情報の提供に関すること
- (6) 西日本高速道路株式会社(関西支社)
  - ●道路施設の応急点検体制の整備に関すること
  - ●災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
  - ●被災道路の復旧事業の推進に関すること
- (7) 関西電力送配電株式会社 (大阪北本部 高槻配電営業所)
  - ●災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
  - ●災害時における電力の供給確保に関すること
  - ●被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- (8) 大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)
  - ●災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
  - ●災害時におけるガスの供給確保に関すること
  - ●被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (9) KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
  - ●津波警報、気象警報の伝達に関すること
  - ●災害時における重要通信確保に関すること
  - ●災害関係電報・電話料金の減免に関するこ
  - ●被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
  - ●「災害用伝言板サービス」の提供に関すること
- (10) 神安土地改良区及びその他の土地改良区
  - ●農地及び農林業用施設の被害調査に関すること
    - ●湛水防除活動に関すること
    - ●被災農地、農林業用施設の復旧事業の推進に関すること
- (11) 淀川右岸水防事務組合
  - ●水防活動の実施に関すること
- (12) 日本郵便株式会社近畿支社(高槻郵便局·高槻北郵便局)

(略)

## 団体及び重要施設等の管理者

- (1) 一般社団法人 高槻市医師会
- (略)
- (2) 一般社団法人 高槻市歯科医師会

現行計画 修正計画 (案) ●災害時における医療救護の活動に関すること ●被災者に対する歯科保健医療活動に関すること (3) 一般社団法人 高槻市薬剤師会 ●災害時における医療救護の活動に関すること ●医薬品等の確保及び供給に関すること (4) 高槻市コミュニティ市民会議 (2) 高槻市コミュニティ市民会議 ●32 の地区コミュニティ組織(地区防災会)への連絡調整に関すること ●各地区コミュニティ組織(地区防災会)への連絡調整に関すること ●32 <del>の</del>地区コミュニティ組織(地区防災会)が実施する防災活動の支援、協力、調整等に関すること ●各地区コミュニティ組織(地区防災会)が実施する防災活動の支援、協力、調整等に関すること ●平時の防災予防活動、防災訓練、地区防災計画の策定等に関すること ●平常時の防災予防活動、防災訓練、地区防災計画の策定等に関すること (3) 高槻市赤十字奉仕団 (5) 高槻市赤十字奉仕団 (略) (略) (4) 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 (6) 社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 (略) (5) 公益財団法人 高槻市都市交流協会 (7) 公益財団法人 高槻市都市交流協会 (略) (略) (6) 社会福祉法人 高槻市社会福祉事業団 (8) 社会福祉法人 高槻市社会福祉事業団 (略) (7) 公益財団法人 高槻市文化振興事業団 (9) 公益財団法人 高槻市文化スポーツ振興事業団 (略) (略) (8) 公益財団法人 高槻市みどりとスポーツ振興事業団 ●所掌事務及びそれにかかる防災対策の実施に関すること (9) その他、公共的団体及び防災上必要な施設の管理者 (10) その他、公共的団体及び防災上必要な施設の管理者 (略) (略) (11) 一般社団法人大阪府トラック協会 河北支部 東三島輸送協議会 ●緊急輸送体制の整備に関すること ●災害時における緊急物資輸送の協力に関すること ●復旧資機材等の輸送協力に関すること 9 原子力事業者 ●特定事象(原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条第1項前段の規定により通報 を行うべき事象)及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること 緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)への資料の提出に 関すること ●災害情報の収集伝達及び通報連絡に関すること ●原子力緊急事態応急対策(原子力災害合同対策協議会への参加を含む。)の実施に関すること ■緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関すること ●緊急時医療活動への協力に関すること

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自 分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。 住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携 協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

## 第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守 るように行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力に努めなければならない。 (略)

#### 第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自 分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。 住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連 携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努める。

#### 第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を 守るように行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力に努める。 (略)

#### 第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業 務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・ 参画するよう努め<del>なければならない</del>。―また、災害応急対策若しくは災害復旧に必要な物資、資材若しくは役務の「参画するよう努め<mark>る</mark>。また、災害応急対策若しくは災害復旧に必要な物資、資材若しくは役務の供給又は提供を業

供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に 鑑み、市が実施する災害対応にも積極的に協力しなければならない。

(略)

#### 第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施するこ とで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的 な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

(新設)

## 第6節 計画の修正

は策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクル(※)を適用して、改善を図る努力が求 められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対 等の改善を図っていくことが必要である。

ときは、連やかに修正することとし、修正にあたっては、女性、高齢者や障がい者 主体の参画促進に努める。

また 本計画は 市職員及び防災関係施設の管理者 その他防災関係機関に国知し 住民にも理解を得ることと ナス

#### ※: PDCAサイクル

- Plan (計画) - Do (実行) - Check (評価) - Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによる業務の継続的な改善 のこと。

[注記]

本計画における用語について

住 民・・・・・・市域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地 域に滞在する者等を含める。

要配慮者・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者

避難行動要支援者・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保 を図るため特に支援を要する者をいう。災害時要援護者と同義。

要配慮者利用施設・・社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をい

関西広域連合・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島

県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合(地方自治法の規定に 基づいて設立した特別地方公共団体)をいう。

自衛隊・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、市域は陸上自衛隊第3師団の警備区域として大阪府 を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。

ライフライン・・・水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。

#### 修正計画 (案)

とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施す る防災に関する施策に協力するよう努める。特に、市の「公の施設」を管理する指定管理者については、管理施設 る指定管理者については、管理施設の安全管理や利用者の安全確保等のほか、「公の施設」の管理者であることを「の安全管理や利用者の安全確保等のほか、「公の施設」の管理者であることを鑑み、市が実施する災害対応にも積 極的に協力するものとする。

(略)

#### 第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施するこ とで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的 な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努める。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動で きる環境の整備が必要である。

## 第6節 計画の修正

高槻市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要があると認めると きは修正を行う。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティ ア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、市、府及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市に対する助 言等を通じて、本計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施される。 う努める。

#### [注記]

本計画における用語について

住 民・・・・・・市域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地 域に滞在する者等を含める。

要配慮者・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者

避難行動要支援者・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保 を図るため特に支援を要する者をいう。災害時要援護者と同義。

要配慮者利用施設・・社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をい

関西広域連合・・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島

県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合(地方自治法の規定に 基づいて設立した特別地方公共団体)をいう。

自衛隊・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、市域は陸上自衛隊第3師団の警備区域として大阪府 を担当しており、災害派遣を行った場合は第3師団長が災害派遣実施部隊長となる。

ライフライン・・・水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信、廃棄物処理の事業をいう。

災害時・・・・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

	現行計画		修正計画(案)
	第1節 総合的防災体制の整備		第1節 総合的防災体制の整備
(略)		(略	
第1	中枢組織体制の整備	第1	組織体制の整備
1	組織体制の整備	1	組織体制の整備
. 4	(1)	-	(1) 平常時から活動する組織
	大規模な災害(本市域で震度 5 弱以上を観測した場合を含む)が発生し、又は発生のおそれがあるとき、そ		ア 高槻市防災会議 [資料編 資 37 頁他]
4	り他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するため設置する。 		災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき、地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、防災
	<del>なお、災害対策本部は、本庁舎内に設置する。</del> 2 <del>) 情報収集体制</del>		<u>に関する重要事項を審議するため、高槻市防災会議を設置する。</u> <u>イ 防災対策官会議</u>
	<del>グー 情報収集体間</del> - <del>本市域で震度 4 を観測した場合又は、防災関係機関より、災害の発生につながる気象予警報等を受け、市長</del>		<u>1 的炎利泉自云磁</u> 平時機構における各部局の部長代理級職員を兼ねる防災対策官による防災対策官会議等を通じて、高槻市
7	が必要と認めるとき、各対策部の担当職員を配備する。		国土強靱化地域計画等に位置付ける防災施策を強力に推進するとともに、新たな施策に関する方向性の検討
_1	<del>3) 平時の防災体制 [資料編 資 47 頁]</del> [ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		や部局横断的な調整を図る。
	平時から防災対策を推進するため各対策部庶務担当課長会議を設置し、随時に開催し防災体制の向上を図		ウ 各対策部 (G) 庶務担当課 〔資料編 資 49 頁他〕
			各対策部 (G) の庶務担当課を定め、部 (G) 内における災害予防対策の調整・推進を図る。
4	4)		(2) 災害時に活動する組織         ア 高槻市災害警戒本部       〔資料編 資 43 頁他〕
<u>-</u>	での決定事項等を対策部間で調整するため、各対策部内の職員をもって構成する災害対策部室を必要に応じて		グー 同機中央音音成本的
	受置する。		(ア) 災害警戒本部の設置基準
4	5) その他部局横断的な組織の設置		<地震>
	大規模な災害時には、被災者支援や災害応急・復旧業務を行うため、関係する対策部の職員をもって構成す		●本市域で震度4を観測した場合 ●本市域で震度4を観測した場合
_	る部局横断的な組織を設置する。		<ul><li>●南海トラフ臨時情報 (調査中) が発表された場合</li><li>●南海トラフ臨時情報 (巨大地震注意又は巨大地震警戒) が発表された場合</li></ul>
			●用海ドノノ臨時情報(巨大地長往息又は巨大地長書成)が光衣された場合 <風水害・土砂災害>
			●市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合
			●小規模な災害等が発生した場合
			●本市域に気象警報が発表された場合
			<大規模火災> ● 水災による延焼が拡大し、溶難者対応のほか消防活動。の支援が必要な担合
			<ul><li>●火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合</li><li>●本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要と判断する場合</li></ul>
			<u> </u>
			(イ) 災害警戒本部会議の出席者
			副本部長(両副市長)
			本部事務局(危機管理監兼危機管理室長、総務部長、総合戦略部長) 復旧部(技監、都市創造部長)
			民生・要配慮者対策部(健康福祉部長)
			医療対策部 (健康福祉部理事兼保健所長)
			消火・救助部(消防長)
			<u>教育・子ども対策部(教育次長、子ども未来部長)</u> 市議会事務局(議会事務局長)
			- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
			<u>不 高槻市災害対策本部</u>
			災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、市長は災害状況に応じて、直ちに災害対策本部を設
			置し、必要に応じて会議を開催する。
			<u>(ア) 災害対策本部の設置基準</u> <地震>
			<u>&lt; 地長 /</u> ●本市域で震度 5 弱以上を観測した場合
			●南海トラフ臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災
			体制の配備が必要と判断する場合
			●市内全域で被害が発生した場合
1		1	

	現行計画		第 2 編 · 炎吾丁的对泉 修正計画(案)					
					◆風水害・土砂災害>			
2 動員体制の整備 (1) 職員の配信 市長は必要に ① 地震の場	 <del>常基準 応じ、次の体制・配備を指令する。</del>		<u>〔資料編 資 43 頁他〕</u>		配備区分(1) 職員の配備体市長は、次の配ア地震	×制 備区分に基づき指令する。		〔資料編 資 44 頁他〕
配備区分	配備基準	配備 方法	配備職員		配備区分	配備基準	<u>配備</u> <u>方法</u>	配備職員
情報収集体制	本市域で震度 4 を観測したとき	事前指定	ア 本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部         イ 警戒体制関連部長	<u>災</u> 害 敬	情報収集体制	・本市域で震度4を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	<u>自動</u> 参集 自動 参集	①情報収集体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者 本部事務局の一部の職員
	南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき	<del>事前</del> <del>指定</del>	本部事務局の一部	<u>警</u> <u>戒</u> 本 <u>部</u>	警戒体制	に場合         ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表された場合	<u>自動</u> 参集 追加指	①本部事務局の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者 状況に応じて配備指示された職員
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき	<u>ま設置し</u>	ア 本部事務局の一部         イ 警戒体制関連部長	<u>災</u> 害		・本市域で震度 5 弱を観測した場合	<u>示</u> <u>自動</u> <u>参集</u>	①全ての対策部の一部の職員 ②全ての方面隊長、副隊長及び避難所の班長 ③災害対策本部会議 出席者
<del>災害対策本部</del> <del>第1次防災体制</del>	ア 本市域で震度 5 弱を観測したとき イ それ未満の震度で被害が発生したとき	事前指定	ア 全ての対策部 (1/4)         イ 方面隊長、副隊長、班長	<u>対</u> 策 本 部	第1次防災体制	<ul><li>・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表され、災害警戒本部会議で第</li></ul>	<u>追加指</u> <u>示</u> <u>指示</u>	状況に応じて配備指示された職員         ①全ての対策部の一部の職員         ②災害対策本部会議       出席者

現行計画			第 2 編 · 灰音 T 的 对					
	ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警					1次防災体制の配備が必要と判断される場合		
	戒) が発表され、警戒体制関連部長会議で 必要と認められたとき	指示	被害状況に応じて指示する職員 (事前指定に加え1/4)		第2次防災体制	・本市域で震度5強以上を観測した場合	自動 参集	全職員
災害対策本部 第2次防災体制	本市域で震度5強以上を観測したとき	<del>自動</del> 参集	<del>全職員</del> - <del>(再任用短時間職員を含む)</del>			・市内全域で被害が発生した場合	指示	
<del>尔 2 次例火冲削</del>	市内全域で被害が発生したとき	指示	一、四年用意時间職員を占む)					
<b>②</b> 風水智	害 <del>の場合</del>				<u>イ</u> 風水害 <u>・</u>	土砂災害		
配備区分	配備基準	配備 方法	配備職員		配備区分	配備基準	<u>配備</u> 方法	配備職員
情報収集体制	市所管雨量・水位観測所において基準値を 超過した場合	事前 指定	本部事務局、復旧部、消火・救助部の一 部	<u>災</u> 害	情報収集体制	・市所管雨量・水位観測所において基準値を超過 した場合	<u>自動</u> 参集	情報収集体制対象対策部の一部の職員
警戒体制	ア	事前	警戒体制関連部の一部	<u>警</u> 戒	<u> </u>	・小規模な災害等が発生した場合	<u>指示</u>	
	は通過の予測がある場合 アー河川の水位が上昇し、避難判断水位な	<del>指定</del>	ア 全ての対策部 (若干名)	<u>本</u> <u>部</u>	警戒体制	・本市域に気象警報が発表された場合	<u>自動</u> 参集	警戒体制対象対策部の一部の職員
	ど基準水位の超過が見込まれる場合	事前	イ 避難勧告等判断・伝達マニュアルに		=	・台風が大阪府に接近するおそれがある場合	<u>指示</u>	災害警戒本部会議 出席者
<u>災害対策本部</u> 第 1 次防災 <del>体制</del>	イ 土砂災害警戒準備情報の発表、かつ各 観測所のティーセンエリア内における雨 量判定図で3時間以内に土砂災害発生基 準線を超過し、降雨が継続すると予想さ	<del>指定</del> 	おいて定める方面隊(ただし、台風等初期避難場所開設時は第2方面隊)	災害対策本部	第1次防災体制	・水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合 ・本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合	<u>指示</u>	①全ての対策部の一部の職員 ②避難情報判断・伝達マニュアルに定める方 面隊 ③災害対策本部会議 出席者
	れる場合 ウ 土砂災害警戒情報の発表 エ 特別警報の発表	指示	被害状況等に応じて指示する職員			<ul><li>・本市域に特別警報が発表された場合</li><li>・台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台 風等初期避難場所を開設すると判断される場合</li></ul>	<u>追加指</u> <u>示</u>	状況に応じて配備指示された職員
災害対策本部	ア 淀川の水位が上昇し氾濫危険水位を超 過した場合	指示	全職員		第2次防災体制	・淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定さ れる場合	<u>指示</u>	全職員
第2次防災体制	イ <u>土砂災害、中小河川の氾濫など市内全</u> 域で被害が発生している場合		(再任用短時間職員を含む)		<u>另名於例來伴們</u>	・中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害 が発生している場合	<u>指示</u>	全職員
_(新設)_					ウ 大規模火	<u>Ķ</u>		
(新設)					配備区分	配備基準	<u>配備</u> 方法	配備職員
				災害警戒本部	警戒体制	・火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消 防活動への支援が必要な場合 ・本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の 発令が必要な場合	指示	①警戒体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
				災害対策本	第1次防災体制	・大規模火災の発生又はそのおそれが高まった         場合	<u>指示</u>	①全ての対策部の一部の職員 ②火災状況に応じて配備指示された方面隊 ③災害対策本部会議 出席者
				部			<u>追加指</u> <u>示</u>	状況に応じて配備指示された職員
						土砂災害、大規模火災以外の災害や、その 公要に応じて本部の設置及び配備体制等を定		事象が発生し又は発生するおそれがある
(2) 組織動員体制の整備 災害時に応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう体制の整備を図る。 ① 各対策部 <mark>は</mark> 、公共交通機関 <del>を利用できない</del> 際の職員の通勤手段と時間、参集可能な人員の把握に努める。			(		の整備 賃活動を迅速かつ的確に実施できるよう体制 公共交通機関 <mark>が利用不可の場合における</mark> 際			

#### 現行計画 修正計画 (案) ② 勤務時間外の災害発生時において、災害対策本部が<del>発足する</del>までの間は、消防本部指令調査室又は参集 握に努める。 した災害対策本部事務局(<del>総務部</del>危機管理室)が府及び防災関係機関との連絡調整を行う。 勤務時間外の災害発生時において、災害対策本部が設置されるまでの間は、消防本部指令調査室又は参 ③ 長期に及ぶ災害対策が必要なときは、過度な長時間労働とならないよう勤務時間の取り扱いに留意する 集した災害対策本部事務局(危機管理室)が府及び防災関係機関との連絡調整を行う。 とともに、行政実務に精通した退職職員等と<mark>協同</mark>して応急・復旧対策に対処する体制を整備する。 ウ 長期に及ぶ災害対策が必要な場合は、過度な長時間労働とならないよう勤務時間の取り扱いに留意する ④ 避難所開設が長期間となる場合や、台風等初期開設時の初動配備を行うため、</u>通常の方面隊に加え第2 とともに、行政実務に精通した退職職員等と協働して応急・復旧対策に対処する体制を整備する。 方面隊<del>の編成・名簿作成を行い、</del>持続的な避難所運営体制を確保する。 エ 避難所開設が長期間となる場合や、応援が必要となる場合は、通常の方面隊に加え第2方面隊を活用す ⑤ 災害対策本部事務局の<del>拠点の設置</del>や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築 ることで、持続的な避難所運営体制を確保する。 する等、<del>運営方法の整備</del>に努める。 オ 災害対策本部事務局の拠点設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築す る等、災害対策本部の適切な運営に努める。 (3) 府現地災害対策本部との連携 府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。 (3) 府現地災害対策本部との連携 府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。 3 防災関係機関の組織体制の整備 (削除) 災害時における各防災関係機関と迅速かつ的確に連携が図れるよう防災関係事務又は業務を把握するととも に平時から顔の見える関係を構築する。 また、市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように 努める。 (新設) 3 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 市及び府は、男女共同参画の視点からの災害対応の周知に関して男女共同参画担当部局と防災担当部局の連絡 体制を構築するとともに連携し、平常時の防災対策や災害時における役割について、明確化しておくよう努める ものとする。 (新設) 4 防災関係機関の連携 防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災 害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を関 まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用 に努める。 第2 防災拠点の確保・充実 第2 防災拠点の確保・充実 〔資料編 資 48-頁〕 [資料編 資 50 頁] 市は、応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、 種別に広じ活用できる防災拠点を確保 市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災拠点である司令塔機能を持つ災害対策本部の活動拠点や避難 所をはじめ、府の広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した医療・救護の拠点、消防・警察・自衛隊・医療関 また、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保 系者、ボランティア活動等の人的応援、食料等の救援物資等の受援・活動拠点について、浸水想定区域、土砂災害 充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害広急活動が実施できるよう。活動拠点及び備萎拠点を計画 警戒区域等に配慮しつつ、機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施

## 第3 防災資機材等の備蓄

〔資料編 資 97 頁他〕

応急対策及び応急復旧に必要な人材の確保、装備・資機材等の計画的な整備。 備蓄に努める 特に こおいては不特定多数の避難者が避難生活を営むことになるため、緊急時に必要な生活必需品を備蓄する 枚助・救護活動に必要な資機材も備蓄する。

#### 生活必需品

的に整備する。

避難に際しては、最低限の食料備蓄や衛生用品、下着類、お薬手帳などを個人の責任で確保することを平時 から周知徹底しておく。アルファ化米・毛布等は総合センター、古曽部防災公園、安満遺跡公園、障がい福祉 課倉庫(旧かしのき園)、消防磐手分署地下倉庫及び59の小・中学校等に分散して備蓄する。

また、流通在庫の備蓄対策として、民間事業者等と「災害時における応急物管の供給に関する協定」を締結 し、災害時における食料を確保する。

#### 2 防災資機材の配備

総合センター、古曽部防災公園、障がい福祉課倉庫(旧かしのき園)、消防磐毛分署地下倉庫及び 59 の小 中学校等の空数室やプレハブ倉庫等に分散して配備する。品具については、必要に応じて増減する。

## 設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検 川練等に努める。

第3 装備資機材等の備蓄

できるよう計画的に整備する。

〔資料編 資 62 頁他〕

市は、応急対策や応急復旧、救助・救護活動を迅速に対応するため、必要な人材の確保、装備・資機材の整備、 **講蓄に努める。** 

また、各防災拠点において再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電

#### 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技 術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給は -ついて協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。ま た、大規模な事故等の災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、市、府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業 団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の 確保・育成に取り組むものとする。

#### 2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検及び補充交換を行い、保全に万全を期する。

## 現行計画 修正計画 (案) 〔資料編 資 113 頁他〕 3 水防に関する防災資機材の配備 3 資機材等の備蓄場所 市及び淀川右岸水防事務組合は、各水防倉庫に水防資機材を配備する。 4 資機材等の備蓄及び技術者等の把握 装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保に努める。 4 データの保全 また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。 保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。 5 資機材等の点検 備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検及び補充交換を行い、保全に万全を期する。 5 水防に関する防災資機材の配備 市及び淀川右岸水防事務組合は、各水防倉庫に水防資機材を配備する。 6 データの保全 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、 保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。 第4 防災訓練の実施 第4 防災訓練の実施 市及び防災関係機関は、<del>災害時における被害を最小限に留めることと、防災活動を迅速かつ確実に実施すること</del> と目的に相互に連携し、訓練を実施する。 なお、実施にあたっては避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民に参加を呼びかけるとともに、地域住 た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。 <del>民や企業等で自主的な防災等の訓練を行うよう要請する。</del> 訓練は被害想定を明確にし、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、防災体制の充実を図る。 (新設) 訓練種別 (1) 緊急参集情報等伝達訓練 内容も考慮して実施する。 (2) 図上訓練 (3) 実地訓練 2 留意事項 ついて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。 が検証できる訓練を行う。 る体制が整備されるよう努める。 (5) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 するように努める。

#### 1 訓練内容

- (1) 防災関係機関の訓練
- ●災害対策本部設置訓練
- ●地震情報及び<del>災害対策情報</del>の収集、伝達訓練
- ●住民への広報訓練

総合センター、古曽部防災公園、安満遺跡公園、元障がい福祉課倉庫(旧かしのき園)、北消防署磐手分署地 下倉庫、高槻城公園芸術文化劇場倉庫及び59の小・中学校等の空教室やプレハブ倉庫等に分散して備蓄する。

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、

〔資料編 資 **114** 頁他〕

市及び防災関係機関は、本計画や各種防災マニュアル等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災 害時の防災体制の万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの住民の参加を得

速やかな災害対応を図るため、職員への緊急参集情報等の伝達訓練を行う。訓練に当たっては、伝達方法や

災害の状況を机上において想定し、図面上での災害訓練を行う。災害の程度、時間、被害の場所等を設定し それぞれの災害状況に対し、被害シミュレーションを行いながら災害対策を検討する。

図上訓練で想定した災害対策を具体的に実施・検証する訓練のほか、広域避難訓練や、防災関係機関が参加 する大規模な訓練、地区コミュニティ組織や市民防災組織等と連携した市民避難訓練等を計画的に実施する

- (1) 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする
- (2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等に
- (3) 業務継続計画(BCP)の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等
- (4) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援す
- (6) 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施
- (7) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練 の実施に努める。
- (8) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとと もに、次回の訓練に反映させるよう努める。

#### 3 訓練項目

- (1) 防災関係機関の訓練
- ●災害対策本部設置運営訓練
- ●地震情報及び災害情報の収集、伝達訓練
- ●住民への広報訓練

	第2編 災害予防対策
現行計画	修正計画(案)
(略)	(略)
2 訓練の方法 (1) 緊急参集情報伝達訓練 速やかな災害対応を図るため、職員への緊急参集情報等の伝達訓練を行う。訓練にあたっては、伝達方法や内容も考慮して実施する。 (2) 図上訓練 災害の状況を机上において想定し、図面上での災害訓練を行う。災害の程度、時間、被害の場所等多種多様な設定が可能であり、設定されたそれぞれの災害状況に対し、被害シミュレーションを行いながら災害対策をたてる。 この訓練を実地訓練につなげる。 (3) 実地訓練 図上訓練で想定した災害対策を具体的に実施・検証するため、市域を越えた広域訓練、防災関係機関が参加する大規模な訓練、地域住民組織と連携した市民避難訓練等を計画的に実施する。	(削除)
第5 広域防災体制の整備 市及び防災関係機関は、平時から、大規模災害を視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、他の市町村の応援 活動等広域的な視点に立った防災体制の整備を図るとともに、応援を要請する際に備え、円滑な受入れ体制の整備 を図る。 また、近畿地方整備局が整備を進める基幹的広域防災拠点(堺市)は、府県域をまたがる大規模災害の際に緊急 物資輸送拠点となるため、その整備状況に合わせ、市は、府と連携し、広域防災体制の整備に努める。	第 5 広域防災体制の整備 市及び防災関係機関は、平 <u>常</u> 時から大規模災害を <u>も</u> 視野に入れ、 <u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等</u> <u>の確認を行うなど、</u> 実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。
<ul> <li>第6 人材の育成</li> <li>1 職員に対する防災教育         職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各従事者の安全確保や各対策部における防災活動の円滑な実施を期すため、防災教育の普及徹底を図る。</li> <li>(1) 教育の方法         ・ 講習会、研修会等の実施         ② 見学、現地調査等の実施         ③ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知         ④ 国や府が実施する市幹部職員等を対象とした研修会等への参加</li> </ul>	第 6 人材の育成     1 職員に対する防災教育     市は、「高槻市職員の防災意識に関する育成指針」に基づき、平常時から災害を意識するとともに、災害対応     に使命感を持ち、「危機」に的確に対処できる能力を持つ職員を育成する。また、災害時における適正な判断力 を養い、各従事者の安全確保や各対策部における防災活動の円滑な実施を期すため、防災教育の普及徹底を図る。     (1) 教育の方法     ア 講習会、研修会等の実施及び参加
(2) 教育の内容	である。

## 第7 防災に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、 国及び府の防災計画に留意しながら、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する とともに情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術 防災施策への積極的な活用に努める。

## 第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害時に備え、自衛隊と相互に有機的な連携を保ち効率的に機能 時から連絡体制の強化や派遣要請手続きの明確化など、連携体制を整備する。

## 第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

## 第7 防災に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、 国及び府の防災計画に留意しながら、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。 (削除)

## 第8 自衛隊の災害派遣に対する連携体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化、共同の 訓練実施や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

## 第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

#### 1 市のBCP (業務継続計画) の運用

南海トラフ地震や有馬高槻断層帯地震等の大規模地震や大阪府北部地震等の中規模地震が発生した場合、市庁舎(建物・ライフライン等)や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、BCP(業務継続計画)に基づき、以下の方針により業務継続体制の向上を図る。

- (1) 大規模地震及び中規模地震での被害を最小限に留めるため、<del>地域防災計画に定められた</del>災害応急対策 業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限に留めるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務(非常時優先業務)の整理を行<del>うとともに、</del>その業務の継続を図るため、<del>早期参集等により必要な要員を確保</del>するとともに、<del>執務室をはじめ、電気・水・食料や</del>災害時にもつながりやすい<del>多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める</del>。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の<del>改訂</del>などを行う。

#### 2 市の体制

被災者支援システムの<del>運用</del>

市は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、安否情報の把握などが迅速に図られるよう、被災者支援システムを運用する。

(2) 業務継続の体制整備

市は、業務継続計画において明らかとなった課題への対策の推進に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(3) 災害タイムラインの活用

水害時の対応について、迅速で的確な防災行動を取るために定めた災害タイムラインを活用する。

(4) 相互応援体制の強化

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

#### 3 応援・受援体制の整備

市は受援計画に基づき、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について必要な準備を整える。また、訓練等を通じて総務省による被災市区町村応援職員確保システム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。)を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(略)

#### 第10 事業者、ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。特に燃料については、あらかじめ、燃料販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するように努める。 市及び府は、随意契約の活用による連やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推

#### 修正計画 (案)

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

#### 1 市の業務継続計画(BCP)の運用

南海トラフ地震、有馬高槻断層帯地震等の大規模地震や、大阪府北部地震等と同レベルの中規模地震が発生した場合、市庁舎(建物・ライフライン等)や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、市は、業務継続計画(BCP)に基づき、以下の方針により業務継続体制の向上を図る。

- (1) 大規模地震及び中規模地震での被害を最小限に留めるため、<u>本計画に定める</u>災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 市の行政機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限に留めるため、市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務(非常時優先業務)の整理を行い、その業務の継続を図るため、職員の参集状況を早期に把握するとともに、執務室や電源、多様な通信手段等の確保をはじめ、職員の水・食料の確保にも努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。
- (5) 大規模災害時において、子育て世代の職員が安心して災害対応業務に従事できるよう子どもの一時預かり体制の整備に努める。

#### 2 市の体制

(1) 被災者支援システムの導入

市は、円滑な被災者支援が行えるよう、被災者支援システムの導入に努める。

(2) 業務継続の体制整備

市は、業務継続計画<u>(BCP)</u>において明らかとなった課題への対策の推進に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

(削除)

(3) 相互応援体制の強化

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

#### 3 応援・受援体制の整備

市は受援計画に基づき、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備、輸送体制等について必要な準備を整える。また、訓練等を通じて総務省による<u>応急対策職員派遣制度</u>(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。)を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(略)

#### 第10 事業者、ボランティアとの連携

市<u>及び府</u>は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、 支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築す ることにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急 対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、 要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(削除)

現行計画	修正計画(案)
進するものとし、国も含めて災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むよう努める。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者が管理する施設の把握に努める。 また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、	また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、 災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミ
ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。	スマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。
第2節 情報収集伝達体制の整備 市及び防災関係機関は、 <del>災害時の被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、情報収集伝達体制の確立を図る。また、地震等観測体制の整備を進める。</del> さらに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)より得た災害情報等を、瞬時に伝達するシステムを整備する。	第2節 情報収集伝達体制の整備 市及び防災関係機関は、 <u>災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、</u> 平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。
害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	市は、被災者等への情報伝達手段として、特に高槻市防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の活用を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に
	1 高槻市災害情報共有システムの運用 高槻市災害情報共有システムを運用し、災害発生時における職員参集情報や被害情報、避難所状況等を一元 的に管理するとともに職員間で共有し、迅速かつ適切な応急対策や市民への情報伝達につなげ、被害の拡大防 止を図る。
(新設)	2 大阪府防災情報システム (O—DIS) の運用 市は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用する。また、要配慮者に対する防災情報の伝達にも配慮した住民への情報発信力を強化するとともに、府との防災情報の共有を進めることにより、災害対応の 初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、府とともに防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。 (1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達(防災ポータルサイトの設置等) (2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集 (3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集 (4) Lアラート(災害情報共有システム)等を利用したデータ放送への防災情報の伝達 (5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有
4 無線通信施設の整備	3 無線通信施設の整備
(略) (4) 大阪府防災行政無線・防災情報システム 災害時、この無線を利用した府との情報連絡により、防災関係機関との連携を図る。 (5) 防災相互通信 災害時、防災関係機関との相互の情報交換により、応援体制等を円滑に実施する。	(略) (4) 大阪府防災行政無線 災害時、この無線を利用した府との情報連絡により、防災関係機関との連携を図る。
2 有線通信連絡網の整備 (1) 災害時優先電話の有効活用を図る。 (2) 被災現場等との迅速な連絡のため、携帯電話・衛星通信の有効活用を図る。 (3) 迅速な情報処理のため、「おおさか防災ネット」等インターネット網の活用を図る。	<u>(削除)</u>
3 次世代防災通信ネットワークの推進 情報通信や地理情報に関する技術革新の動向を注視し、情報収集伝達の高度化を図るため、次世代防災通信 ネットワークの構築を推進する。	
第2 情報収集伝達体制の強化	第 2 情報収集伝達体制の強化

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、<del>様々な環境下にあ</del> ジオ (コミュニティFM放送を含む。)、Lアラート (災害情報共有システム)、ポータルサイト (おおさか防災ネ のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)、携帯電話 (緊急速報メール機 <del>ワンセグ、フルセグ等を用いた</del>伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段 の高度化に努める。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策 の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、 情報収集伝達体制の強化や災害対策本部内の情報共有や情報伝達の仕組みを強化する。

市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

各対策部は、災害発生後、速やかに被害情報の収集を行い、災害対策本部に報告する。また、防災関係機関やア マチュア無線クラブ等の協力<del>のもと</del>、被害状況の把握<del>を行う</del>。

伝達に<del>あ</del>たっては、高槻市コミュニティ市民会議等の緊急連絡網を活用し、自主防災組織等と連携をとりなが ら、防災無線、有線電話、ケーブルテレビ等多様な伝達手段を積極的に活用する。

(新設)

#### 第3 災害広報

市及び府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む 観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、様々なツールを活用し、正確かつきめ細かな情報を提供す|観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、様々なツールを活用し、正確かつきめ細かな情報を提供す るよう努める。

(新設)

#### 1 災害広報

市及び府は、平時の広報手段を活用するほか、指定避難所への災害情報の掲示等、多様な方法により広報活動

また。竪急を要する場合は、報道機関を通じて竪急メッセージを発する。

(略)

(2) 広報の方法

(略)

- ウ 防災行政無線 (同報系) による地区広報
- エ 新聞、<del>ラジオ、</del>テレビ、ホームページ、SNSによる広報

(略)

高槻市コミュニティ市民会議<mark>緊急連絡網等</mark>による災害情報の伝達

#### 2 広報体制の整備

(1) 災害時の広報については、<del>広報窓口の</del>一元化を図り、災害情報の収集・総括・報告にあたるとともに、 円滑な災害広報に努める。

(略)

#### 修正計画 (案)

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・ 多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

#### 情報収集伝達体制の整備

- (1) 市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。
- (2) 市及び防災関係機関は職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急 対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に 努める。
- (3) 各対策部は、災害発生後、速やかに被害情報の収集を行い、災害対策本部に報告するものとする。また、 防災関係機関やアマチュア無線クラブ等の協力も得ながら、被害状況の把握に努める。伝達に当たって は、高槻市コミュニティ市民会議への緊急連絡等や、市民防災組織等と連携をとりながら、防災行政無線、 有線電話、ケーブルテレビ等多様な伝達手段を積極的に活用するものとする。

#### 2 伝達手段の多重化・多様化

様々な環境下にある住民や職員に対し、避難情報等が確実に伝わるよう関係事業者の 協力を得つつ、を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

- (1) 防災行政無線(戸別受信機を含む。)
- (2) 全国瞬時警報システム (J-ALERT)
- (3) テレビ
- (4) ラジオ
- (5) Lアラート(災害情報共有システム)
- (6) ポータルサイト (おおさか防災ネット) のウェブページやメール
- (7) アプリケーションサービスプロバイダサービス (ASPサービス)
- (8) ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)
- (9) 携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)
- (10) ワンセグ、フルセグ など

## 第3 災害広報体制の整備

市及び府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む るよう努める。

また、市及び府は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民 こ対する普及啓発に努める。

さらに、市は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査 筝を行う場合に備え、府等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

#### 1 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への災害情報の掲示等、多様な方法により広報 活動を実施する。

(削除)

(2) 広報の方法

- ウ 防災行政無線による地区広報
- エ 新聞、テレビ、ホームページ、SNS等による広報

(略)

ク 高槻市コミュニティ市民会議への緊急連絡等による災害情報の伝達

#### 2 広報体制の整備

(1) 災害時の広報については、災害対策本部で一元化を図り、災害情報の収集・総括・報告にあたるととも に、円滑な災害広報に努める。

(略)

- (4) 防災行政無線による放送や自治会長との連携による地域住民への災害情報の伝達、災害広報車両による 災害情報の提供など、効率的・効果的な災害広報を行う。
- (5) 視覚障がい者及び聴覚障がい者に対しては、点字広報や手話等により情報提供を行う。
- (6) 無線放送施設・関係資機材等の整備・充実を図る。
- (7) 防災情報を発信するため、市ホームページ等の防災情報の充実を図るとともに、アクセス集中により閲 覧不能とならないようサーバーの性能向上やアクセス負荷の軽減を図る。

#### 4 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応で きるよう、専用電話や専用ファクシミリ、<del>相談窓口などの</del>体制を整備する。

#### (新設)

#### 5 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易か つ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

#### 第4 高槻市議会との連携等

#### 1 市議会との連携

災害時における市議会が実施する市災害対策本部に対する側面的な支援等や、必要に応じた会議及び委員会等 の開催に対し連携を図るとともに、<del>平時</del>において実施する市議会の防災訓練や研修会など市議会議員の防災知識 の普及・啓発において連携を図る。

(略)

(略)

#### 第1 消防力及び応援体制

消防力の充実

〔資料編 資 71頁他〕

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

#### 4制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業 所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入、各種事業所等に対する活動協力要請などにより、組織強化に 努める。

## ② 消防施設、装備の強化

[資料編 資 74頁]

ポンプ器具庫の長寿命化について検討するとともに、消防車両・小型動力ポンプ等消防施設の強化促進や 消防団の活動状況を踏まえた各種資機材の整備及び安全装備品の充実強化を図る。また、消防団詰所につい ては、平時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有す る活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

(略)

## 第2 連携体制の整備

市は、府、他市町村、府警察、自衛隊と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化 を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

## 第4節 災害時医療体制の整備

#### 第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、被災地の住民に医療を提供し、被災者の保護を図るための活動であることから、医療救 護活動の中枢として、高槻市医師会・高槻市歯科医師会・高槻市薬剤師会は<del>高槻市災害対策本部が設置されると同</del> 置し、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を 内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む。)を提供できるよう、体制を

#### 修正計画 (案)

- (4) 防災行政無線による放送や市民防災組織等との連携による地域住民への災害情報の伝達、災害広報車両 による災害情報の提供など、効率的・効果的な災害広報を行う。
- (5) 視覚障がい者及び聴覚障がい者に対しては、電話やファクシミリ、点字広報、手話等により情報提供を 行う。
- (6) 無線放送施設・関係資機材等の整備・充実を図る。
- (7) 防災情報を発信するため、市ホームページ等の防災情報の充実を図るとともに、アクセス集中により閲 覧不能とならないようサーバーの性能向上やアクセス負荷の軽減を図る。

(略)

#### 災害時の広聴体制の整備

市は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に 対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ<u>を設置するほか</u>、被災者支援総合窓口の設置体制を整備する。

#### 5 停電時の住民への情報提供

市、府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る 体制の整備に努める。

## 6 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易か つ確実に受け取ることのできるよう努める。

## 第4 高槻市議会との連携等

#### 1 市議会との連携

災害時における市議会が実施する市災害対策本部に対する側面的な支援等や、必要に応じた会議及び委員会等 の開催に対し連携を図るとともに、平常時において実施する市議会の防災訓練や研修会など市議会議員の防災知 識の普及・啓発において連携を図る。

(略)

#### 第1 消防力及び応援体制

#### 消防力の充実

〔資料編 資80頁他〕

(略)

#### (4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

#### ア 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業 所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入、各種事業所等に対する活動協力要請などにより、組織強化に 努める。

## イ 消防施設、装備の強化

[資料編 資83頁]

ポンプ器具庫の長寿命化について検討するとともに、消防車両・小型動力ポンプ等消防施設の強化促進や 消防団の活動状況を踏まえた各種資機材の整備及び安全装備品の充実強化を図る。また、消防団詰所につい ては、平常時においては市民防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有 する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

(略)

#### 第2 連携体制の整備

市は、府、他市町村、府警察、自衛隊と平常時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成 <mark>するよう努め、</mark>相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・ 救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

## 第4節 災害時医療体制の整備

#### 第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、被災地の住民に医療を提供し、被災者の保護を図るための活動である。医療救護活動の 中枢として、高槻市医師会・高槻市歯科医師会・高槻市薬剤師会は、震度5強以上の地震が発生した場合又は高槻 <del>時に、会長、救急対策担当副会長、同理事、事務局員等により、大阪府三島救命救急センター</del>に救護対策本部を設 | 市災害対策本部からの要請があった場合、保健センター内に救護対策本部を設置し、災害の状況に応じ被災地域の

	第 2 編
現行計画	修正計画(案)
含む。)を提供できるよう、体制を整える。 また、府が調整する災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)に対して適宜助言及び 支援を求める。 (略)	整える。 また、府が調整する災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む。)に対して適宜助言及 び支援を求める。 (略)
(略)	(略)
3 通信機能への対策 通常の有線通信が不通になった場合の対策として、救護対策本部・各救護所などに、無線局開設に要する機器 一式をあらかじめ設置する。さらに防災行政無線が使用不能の場合に備えて、市、高槻市医師会及び高槻市歯科 医師会は、救護対策本部・救護所・市救護拠点病院におけるアマチュア無線局開局など、通信手段の確保に努め る。	世帯の有縁地信が不地によった物目の対象として、秋度対象や印。甘秋度別などに無縁利囲政に安する機能
第3 現地医療体制の整備 1 医療救護班の種類と構成 市は、救護対策本部と連携して、救護所等において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。また、救護 対策本部は大阪府のDMAT活動調整本部とDMATの派遣、活動内容等について調整し、医療活動を実施でき るよう体制を整備する。なお、その調整に当たっては府が調整する災害医療コーディネーター(災害時小児周産	対策本部は大阪府のDMAT調整本部とDMATの派遣、活動内容等について調整し、医療活動を実施できるよ

## (1) 医科医療班

高槻市医師会が派遣する医師、看護師で構成する。災害発生と同時に、各診療所での診察を行わず、あらか じめ決められた救護所に出向し、救護活動を行う。

期リエゾンなどを含む)を活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地にお

(2) 歯科医療班

高槻市歯科医師会が派遣する歯科医師、歯科衛生士等で構成する。災害発生と同時に、高槻島本夜間休日応 <del>急診療所、</del>高槻市立口腔保健センターに出向し、救護活動を行う。

(3) 薬剤師班

高槻市薬剤師会が派遣する薬剤師で構成し、災害発生と同時に、あらかじめ決められた救護所で活動する。

#### 2 救護所の設置

ける診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

〔資料編 資 <del>77</del>頁他〕

市内の指定避難所の中から9箇所(別表の1)と市救護拠点病院7箇所(別表の2)をあらかじめ指定してお き、救護所を設置する。

別表

2 救護所の設置 〔資料編 資86頁他〕

市内の指定避難所の中から9か所(別表の1)と市救護拠点病院7か所(別表の2)をあらかじめ指定してお き、救護所を設置する。

エゾンなどを含む)を活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における

高槻市医師会が派遣する医師、看護師で構成する。災害発生と同時に、各診療所での診察を行わず、あらか

高槻市歯科医師会が派遣する歯科医師、歯科衛生士等で構成する。災害発生と同時に、高槻市立口腔保健セ

高槻市薬剤師会が派遣する薬剤師で構成し、災害発生と同時に、あらかじめ決められた救護所で活動する。

\_(削除)\_

(1) 医科医療班

(2) 歯科医療班

(3) 薬剤師班

別表

	型点病院兼救護所一覧	救護所一覧(指定避難所に併設)	2 市救護拠点病院兼救護所一覧
北清水小学校	高槻赤十字病院	北清水小学校	高槻赤十字病院
日 吉 台 小 学 校	北 摂 総 合 病 院	日 吉 台 小 学 校	北摂総合病院
南 平 台 小 学 校	大阪医科大学三島南病院	南平台小学校	大阪医科 <mark>薬科</mark> 大学三島南病院
郡家小学校	み ど り ヶ 丘 病 院	郡 家 小 学 校	み ど り <sub>ケ</sub> 丘 病 院
高槻小学校	高 槻 病 院 Ⅲ	高 槻 小 学 校	高槻病院
五百住小学校	第一東和会病院	五百住小学校	第一東和会病院
三箇牧小学校	うえだ下田部病院	三 箇 牧 小 学 校	うえだ下田部病院
五 領 小 学 校		五 領 小 学 校	
芝生小学校		芝生小学校	
(略)	<b>(H)</b>	(略)	

## 第4 後方医療体制の整備

(略)

#### 2 大阪府三島救命救急センター・大阪医科大学<mark>附属</mark>病院

救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された<del>患者</del>を搬送する医療機関は、大阪<del>府三島救命救急センター及</del> び大阪医科大学附属病院とする。

## 第4 後方医療体制の整備

(略)

#### 2 大阪医科薬科大学病院(災害拠点病院)

診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

ンターに出向し、救護活動を行う。

じめ決められた救護所に出向し、救護活動を行う。

救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された<mark>最重篤患者等</mark>を搬送する医療機関は、大阪医科<mark>薬科</mark>大学病 院とする。また、DMAT等の受入・派遣、傷病者等の受入れ及び広域搬送への対応を行うため、府が災害拠点 病院として指定している。

現行計画	修正計画(案)
3 高槻市災害医療センター <mark>の指定</mark> 〔資料編 資 <del>77</del> 頁〕 大阪府三島教命教急センターを高槻市災害医療センター <del>に指定し、同センターを</del> 医療機関間の調整・バックア ップ等を行う機関とする。 (略)	3 高槻市災害医療センター 市災害医療センターは、保健センター等とし、このうち保健センターについては ップ等を行う機関とする。 (略)
<ul><li>第6 患者等搬送体制の確立</li><li>(略)</li><li>3 医薬品等物資の輸送</li><li>医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。</li></ul>	第6 患者等搬送体制の確立(略)3 医薬品等物資の輸送市は、医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。
第 5 節 緊急輸送体制の整備 第 1 陸上輸送体制の整備 1 陸上緊急交通路の選定 (1) 広域緊急交通路(大阪府地域防災計画で選定) 大阪府地域防災計画による広域緊急交通路として、高槻市では名神高速道路、新名神高速道路、国道 171 号、 国道 170 号、主要地方道大阪高槻京都線、主要地方道伏見柳谷高槻線が選定されている。 (2) 地域緊急交通路(高槻市地域防災計画で選定) [資料編 資 80-頁] 大地震発生直後、高槻市域における緊急輸送活動を円滑に行うための緊急交通路網を確保するため、市災害 対策本部、防災関連主要施設、医療施設等を結ぶ地域緊急交通路として市内の 25 路線(延長 53.9 k m)を選定する。	第5節 緊急輸送体制の整備 第1 陸上輸送体制の整備 1 陸上緊急交通路の選定 (1) 広域緊急交通路(府で選定) 大阪府地域防災計画による広域緊急交通路として、高槻市では名神高速道路、新名神高速道路、国道 171 号、国道 170 号、主要地方道大阪高槻京都線、主要地方道伏見柳谷高槻線が選定されている。 (2) 地域緊急交通路(市で選定) 「資料編 資 90 頁〕 広域緊急交通路と防災拠点等を連結する地域緊急交通路として、市内の 25 路線(延長 54.8 km)を選定する。
2 陸上緊急交通路の整備 大阪府地域防災計画、高槻市地域防災計画により選定された緊急交通路については、緊急交通路の管理者は平時からこれらの安全性を監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集や応急点検の体制の整備に努める。 3 陸上緊急交通路の住民等への周知徹底 緊急交通路の管理者は、災害時に緊急交通路の機能を発揮させるため、平時から住民及び緊急輸送活動関係機関へ緊急交通路の周知に努める。	備に努める。 3 陸上緊急交通路の住民等への周知徹底
第2 航空輸送体制の整備〔資料編 資 81 頁他〕(略)2 ヘリポートの管理市は、選定したヘリポートの管理について、平時から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮する。(略)	第2 航空輸送体制の整備       〔資料編 資 91 頁他〕         (略)       2 ヘリポートの管理         市は、選定したヘリポートの管理について、       平常時から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮する。         (略)
第4 輸送手段の確保 1 市の所管する車両 〔資料編 資 79 頁〕 <del>緊急通行車両等の事前申請を行い、災害時においても有効な緊急輸送手段の確保に努める。</del>	第4 輸送手段の確保 1 市の所管する車両 〔資料編 資 <u>89</u> 頁〕 市の所管する車両については、原則、災害対策基本法第76条1項の規定に基づく通行禁止等の交通規制が実施された場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための通行を確保するため、平常時のうちに緊急通行車両等として申請手続きを行い、事前に緊急通行車両の標章・証明書の交付を受け、緊急輸送対策の確保を図る。
2 高槻市自動車運送事業(交通部)の車両 大型バス等の活用により、施設間の被災者を含む人員、物資の輸送活動を実施するための体制の整備を行う。 また、身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送を実施するために有効な低床バスの導入に努める。	2 高槻市自動車運送事業(交通部)の車両 大型バス等 <mark>については、広域避難(大規模水害・土砂災害)時の避難者輸送や</mark> 、施設間の被災者を含む人員、 物資の輸送活動を実施するための体制の整備を行う。また、身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送を 実施するために有効な低床バスの導入に努める。
3 事業者の車両 市、国(国土交通省等)及び府は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努める。この際、市及び府は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。	管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努める。この際、市及び府は、災害時に物資の輸
第5 交通規制・管制の整備 <del>1 緊急通行車両等の事前届出に関する手続き</del>	第5 交通規制・管制の整備 市及び国・府の道路管理者は、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする

災害対策基本法第50条2項の規定に基づく災害応急対策の実施責任者は、災害対策基本法第76条1項の規定 に基づく通行禁止等の交通規制が実施された場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための通行を確保 するため、緊急通行車両等の申請手続きを事前に行い、事前届出済証の交付を受ける。

現行計画

**修正計画(案)** 場合に、道路法に基づく交通規制を実施するため必要な資機材を整備する。

#### 2 交通規制資機材の整備

災害時において、道路施設の破損・欠壊等により交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法第46条の規定に基づく交通規制を実施する場合に必要な資機材を整備する。

#### (削除)

## 第6節 避難受入れ体制の整備

市は、<del>災害時に住民等を安全に避難させるため</del>、「広域避難地」・「準広域避難地」・「指定避難所」・「指定緊急避難場所」<del>を選定し、また、緊急時に一時的に避難する「一時避難地」について</del>住民に周知する。

さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

#### 第1 避難地、避難路の選定

#### 1 火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時や地震発生後の地震活動等の二次災害に備えて近隣の学校グラウンド、公園、その他の空地を一時避難地とする。

(2) 広域避難地

〔資料編 資 <del>82</del>頁〕

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民等の安全を確保できる場所を広域避難地として 44 箇所選定する。

- 想定される避難者1人あたり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること(「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること)
- ② 周辺地域に耐火構造物が存在するか、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね 10 ヘクタール以上の空地
- ─ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる もの(②に該当するものを除く)
  - ※本市においては、②の基準による広域避難地11箇所の他に、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね2<del>ヘクタール</del>以上の空地を「準広域避難地」として5箇所選定している。

(略)

#### 第3 <del>指定避難所及び指定緊急避難場所の指定</del>、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により居住不可能になった場合や危険が急迫し、そのため避難を必要とする住民を臨時に収容する指定避難所を指定、整備し、高槻市 広報誌その他の手段により、住民に対し指定避難所の場所や指定避難所及び指定緊急避難場所の役割の違い等について周知する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平時から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを平時から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の指定避難所としての利用拡大、応急住宅としての公的賃貸住宅等の空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

## 1 指定避難所等の指定 〔資料編 資 84 頁他〕

市は、地震や河川の氾濫被害、土砂災害の特性及び各施設等の規模、構造、立地条件などを考慮し、次の施設を指定する。なお、指定避難所としての必要而積は、避難者一人あたり 1.65 m²として算定する。

## 第6節 避難受入れ体制の整備

市は、<u>災害から住民等が身の安全を確保することができる場所として、「一時避難地」</u>、「広域避難地」、「準広域避難地」、「指定避難所」、「指定緊急避難場所」等を指定し、日頃から住民に周知するなどの体制の整備に努める。 さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備及び土砂災害から住民を守るための斜面判定制度の活用を進める。

#### 第1 避難地、避難路の選定

#### 1 地震・火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時や地震発生後の地震活動等の二次災害に備えて近隣の学校グラウンド、公園、その他の空地を 一時避難地とする。

(2) 広域避難地

〔資料編 資 <u>92</u>頁〕

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民等の安全を確保できる場所を広域避難地として <u>12</u> か所選定する。

- ア 想定される避難者 1 人あたり概ね 1 ㎡以上の避難有効面積を確保できること(「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者 1 人あたり概ね 2 ㎡以上の避難有効面積を確保できること)
- <u>イ</u> 周辺地域に耐火構<mark>築</mark>物が存在するか、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね 10 ヘクタール以上の空地
- <u>ウ</u> 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる もの(②に該当するものを除く)
- ※本市においては、②の基準による広域避難地12か所の他に、延焼火災に対し有効な遮断ができる、概ね 2<u>ha</u>以上の空地を「準広域避難地」として4か所選定している。

(略)

## 第3 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所等を指定する。その際、感染症対策等を踏まえ、平常時から、 指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め保健所と連携 して、必要な措置を講じるよう努める。

また、防災啓発冊子やホームページ、市広報誌その他の手段により、指定避難所等の場所や、指定避難所と指定 緊急避難場所の役割の違いをはじめ、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることや、避難の際 には発生するおそれのある災害に適した避難先として選択すべきことについて、平常時から住民等への周知徹底に 努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に 避難することが不適当である場合があることを周知する。

また、市は、避難者等の発生規模と指定避難所や応急仮設住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空き家・空き室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、災害のリスクを踏まえ自宅での生活が可能な者に対する在宅避難へ誘導するなど、避難者の受入れ体制の確保を図る。さらに、災害時には、指定避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等で情報提供を行う。

#### 1 指定避難所等の指定

〔資料編 資 94 頁他〕

市は、指定避難所の非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、再生可能エネルギーや電動車の活用を含めた非常用発電設備等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

なお、指定避難所としての収容面積は、避難者一人あたり 1.65 m²として算定するが、避難所開設期間が長期

現行計画	修正計画(案)
	<u>に及ぶ場合は、避難者の生活環境を確保するため、出来る限りスペースの確保に努める。また、緊急避難場所としての収容面積は、災害の緊急度や避難者の混雑状況によって専有される面積は変化することから、避難者一人あたり 1.00 ㎡として算定する。</u>
	(1) 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 (2) 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能
	な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある次の施設中心に指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定され
(1) 指定避難所 <del>(避難所生活をおくる施設)</del> 兼指定緊急避難場所	る施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するため、相談等の支援体制確保について配慮する。 ア 指定避難所兼指定緊急避難場所
<del>次の施設を指定する。</del> ① 市立小中学校	(ア) 市立小中学校 <u>(校舎含む)</u> (イ) 市立公民館等
<ul><li>② 市立公民館等</li><li>③ コミュニティセンター</li><li>(2) 指定緊急避難場所 (一時的に避難する施設)</li></ul>	<u>(ウ)</u> コミュニティセンター <u>イ</u> 指定緊急避難場所
<ul><li></li></ul>	<u>(ア)</u> 支所、 <mark>幼稚園</mark> 等 <u>(イ)</u> 府立・私立高校、大学等
② 府立・私立高校、大学等	(3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
	(4) 指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から保健所と
	連携して、必要な場合には、指定避難場所以外の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、避難者による災害情報の入手に資するというで、機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進める。
	また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常月 <u>発電設備等の整備に努める。</u> (5) 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者
	(5) 保健所は、燃柴症の自宅療養有等の破炎に備えて、干竜時から、バリードマック等に差づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は自宅療養者等の避難の確保に向けた情報を提 た具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提
	供するよう努める。 (6) 放射性物質及び放射線の放出により避難等が必要となる事態に備えて、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査する。

市は、要配慮者が避難所生活において文障がないよう。指定避難所については、「高齢者、障害者等の移動等 の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、スロープや 障がい者用トイレの設置等をすでに行っているが、バリアフリー化されていない指定避難所については、今後と も計画的に整備に努める。また、障がい者等が落ち着ける環境を工夫すること、障がい特性に対応したコミュニ ケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、様々な対応方法や配慮事項を 踏まえた整備・改善に努める。

市は、指定避難所の非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、

また、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設 を含めて検討するよう努める。

#### 3 指定避難所等の管理運営体制の整備

巾は、安配慮有か避難所生活において文障かないより指定避難所については、「局齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、その他要配慮者の権利擁護・ 配慮に関する法令等に基づき、スロープや障がい者用トイレの設置等をすでに行っているが、バリアフリー化さ れていない指定避難所については、今後とも計画的な整備に努める。また、障がい者等が落ち着ける環境を工夫 すること、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を 確保する等、様々な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。さらに、施設管理者の協力を得て、避 難所生活において支障なく移動できるルート(仮設スロープの準備等)を確保するなど、避難生活(水・食料・ 物資の受け取り、仮設トイレの使用等)に支障のないよう配慮することや、府とともに、日常生活用具等、備品 の整備に努める(施設 ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう 管理体制を整える。)。

#### 3 指定避難所等の管理運営体制の整備

市は、策定した「避難所運営マニュアル作成モデル」に基づき、市民防災組織等が主体となって検討する指定 避難所の避難所運営マニュアルの作成を促進するなど、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成 訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特 に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 この際、住民

(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所は、予め指定された施設の開錠が可能な市職員等により開設す る。

<u> 地震災害のとき、本市域で震度 5 弱を観測した場合、市災害対策本部の指示を待つことな</u> く、事前に指定された方面隊は原則として所定の方面隊基地に参集し速やかに開設する 所及び指定緊急避難場所の近住者を指定)

なお、本市域で震度 5 強以上を観測した場合、全方面隊は所定の指定避難所及び指定緊急避難場所 に参集し速やかに開設する。

また、<del>風水害に関する避難準備・高齢者等避難開始</del>を発令する場合、災害対策本部<del>に切り替え発令</del> するとともに、指定避難所及び指定緊急避難場所の開設準備を行う。

- 施設管理は、施設管理者が市災害対策本部方面部から配備された職員等の協力を得て行う
- <del>市(市災害対策本部)</del>と指定避難所<del>及び指定緊急避難場所の連絡、伝達等は、防災行政無線等によ</del> ただし、不通時は伝令等により行う。
- (4) 指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難で あることが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営に携われるよう当該 地区の自主防災組織等との連携により行うこととし、その時、世代間や男女間のニーズの違いなどに配 慮できる運営体制づくりに留意する。

このような体制を確保するため、各指定避難所の方面隊に1名以上の女性職員を配置するよう努めると ともに、指定避難所ごとに避難所運営マニュアルの策定を促進する。

さらに、市は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び辟難所等は おける連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう。 時及び災害時における里力共同参画担当郊島及び里力共同参画センターの役割について、防災担当郊島 と男力世同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。

- (5) 避難行動要支援者を対象とした二次避難所(福祉避難所)の運営については、<del>市(市災害対策本</del> <del>部)</del>とあらかじめ指定された施設の代表者との連携により行う。
- (6) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受 け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる 方策について定めるよう努める。

#### 第4 避難指示等の事前準備

市は、<del>避難準備・</del>高齢者等避難<mark>開始</mark>、避難<del>勧告、避難</del>指示<del>(緊急)、または災害発生情報</del>といった避難情報につ いて、河川管理者、水防管理者、大阪管区気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集で|気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断 きる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等 基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成するととも を明確にしたマニュアルを作成するとともに、住民に対し、水害・土砂災害ハザードマップ等を通じて周知及び意に、住民に対し、水害・土砂災害ハザードマップや防災啓発冊子等を通じて周知及び意識啓発に努める。 識啓発に努める。

直すよう努める。国〔国土交通省、気象庁〕及び府は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについ┃て、必要な助言等を行う。 て、必要な助言等を行う。

## 1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、国の避難情報等に関するガイドラインを踏まえ、洪水、 土砂災害に対する「避難<del>勧告等</del>の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した 上で、大雨警報(土砂災害)の危険度分布などの気象情報を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地 域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難<mark>勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的</mark> に設

定する。

#### 修正計画 (案)

等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(1) 指定避難所等は、原則あらかじめ指名された方面隊員が、配備指令に基づき開設する。ただし 間内に開設する場合で緊急を要する場合は、対象となる施設の職員で開設し、方面隊員は速やかに避難所 に参集し引き継ぐ。

また、水害・土砂災害に関する避難情報を発令する場合、災害対策本部を立上げ、指定避難所等の開設準 備を行う。

- 施設管理は、施設管理者と方面隊が協力して行う。
- 市災害対策本部と指定避難所等の連絡、伝達等においては、高槻市災害情報共有システム等を活用する。 また、不通時を想定し防災行政無線の取扱い等を把握し備える。
- (4) 指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難であるこ とが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営に携われるよう当該地区の市民防 災組織等との連携により行うこととし、その時、年齢や性別などの立場に応じたニーズに配慮できる運営体制づ くりに留意する。また、市及び各指定避難所の運営者は、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の 人材の確保・育成に努める。なお、各指定避難所の方面隊に1名以上の女性職員を配置するよう努める。
- (5) 避難行動要支援者を対象とした二次避難所(福祉避難所)の運営については、市災害対策本部とあら かじめ指定された施設の代表者との連携により行う。
- (6) 指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられ るよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定 めるよう努める。

#### 第4 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、大阪管区

また、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る また、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る|情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難<mark>指示</mark>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等に 情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難<mark>勧告</mark>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等に|ついても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警 ついても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警 報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域 報の危険度分布等により具体的な避難<mark>勧告</mark>等の発令基準を策定することとする。また、避難<mark>勧告</mark>等の発令対象区域 については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な「区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等の 区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見 おそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見し直すよう努める。国〔国土交通省、気象庁〕及び府は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについ

#### 1 避難情報判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域内外の河川特性等を考慮し、国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、水害、土砂 災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した 上で、大雨警報(土砂災害)の危険度分布などの気象情報を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地 域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的 に設定する。
- (3) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マ

				<u> </u>
	、近年の都市型豪雨等に対 レを改訂する。	2 117111	新の知見を参考にするなど適宜、マ	ニュアルを改訂する。
2 住民への周知・意識啓発 (1) 市及び府は、避難勧告や避難指示(緊急)、または災害発生情報が発令された際、既に周囲で水害や土砂 災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかわないと住民自 身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所 へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。 (2) 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践 的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。				2 住民への周知・意識啓発 (1) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・ 旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができ る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難 場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市及び府は、日 頃から住民等への周知徹底に努める。 (2) 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践 的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
<del>壁難勧告等に</del> よ	り立退き避難が必要な住民	等に求める行動		_(削除)_
警戒レベル	種別	内容	居住者等に求める行動	
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性) 【気象台が発表】	警報級の現象が予想されているときに発表 するもの	●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災 害への心構えを高める	
警戒レベル2	注意報(大雨、洪水) 【気象台が発表】	大雨による土砂災害や浸水害が発生するお それがある場合や、河川の上流域での大雨等 によって下流で生じる増水により洪水災害 が発生するおそれがある場合に発表するも の	●ハザードマップ等により、災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する	
警戒レベル3	避難準備・高齢者等 避難開始	災害による人的被害が予測されるときに、避 難行動のための準備や要配慮者 <sup>※1</sup> の早めの 避難を呼びかけるために発令するもの	●家族との連絡、非常持出品の用意等、立退き避難の準備を整え、災害の種別に応じた緊急避難場所へ自発的に避難する ●要配慮者や避難に時間を要する方は、避難の準備を行い、災害の種別に応じた緊急避難場所へ立退き避難を開始する ●要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方は、避難支援者※と連絡を取り合うなどして、災害の種別に応じた緊急避難場所へ避難を開始する	
	避難勧告	災害が発生する危険性が高まり、避難行動を 開始しなければならない段階で発令するも の	●災害の種別に応じた避難場所へ立退き避難を 開始する ●緊急避難場所への立退き避難がかえって命に	
警戒レベル4	避難指示(緊急) (地域の状況に応じて緊急的又は 重ねて避難を促す場合等に発令、 必ず発令されるものではない)	災害が発生する危険性が非常に高く、危険が 目前に迫っている段階で発令するもの	在険を及ぼしかねないと判断した場合には、近隣のより安全な場所・建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内での安全確保措置」 ***をとる  ※避難指示(緊急)が発令された場合は、災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する	
警戒レベル5	災害発生情報 (災害が実際に発生していること を把握した場合に、可能な範囲で 発令)	災害が既に発生している段階で発令するも の	●既に災害が発生している状況であり、命を守る ための最善の行動をとる	
*2 避難支援 等 *3 「屋内で	・ 子:高齢者、障がい者、乳幼 受者:要配慮者のうち、自ら過		と支援する家族や近隣住民、地域の支援者 場合、斜面や渓流の反対側の場所などの	<u>(削除)</u>
第5 避難誘	導体制の整備			第5 避難誘導体制の整備

#### 市及び防災関係機関

市は、<del>発災時の</del>避難誘導に係る計画をあらかじめ<mark>作成</mark>するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配 布等により、その内容を住民等に対して周知徹底を図るための措置を講じる。また、周知に<del>あたって</del>は、要配慮 者に配慮するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努め る。なお、地域版ハザードマップの作成に<del>あたって</del>は住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に 対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市は、指定緊急避難場所の誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し て、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、府<mark>と市町村</mark>は、災害種別-般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号 (JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標 識システム(JIS Z9098)」を用いるよう努める。

市及び防災関係機関は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導 には、健康状態、日常生活動作の状況等に<mark>充</mark>分配慮する。特に集団避難が行えるよう、各種地域住民組織と連携 した体制づくりに努める。

(略)

## 第6 広域避難体制の整備

市は、府と協力し、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在 者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、登災時の具体的な避難・受入方法を含めた

また、関西広域連合では、福井、滋賀、京都3府県の要請に基づき、福井県嶺南地域に立地する原子力施設 いて万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行うことと おけ即画に城連合で完めたカウンターパートである滋賀具真真市からの避難者について 総合 

#### 第7 被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備

市は、住民の安全確保を図るため、府や建築関係団体と連携しながら、地震により被災した建築物や宅地の危険 度の判定を早期に実施できるよう、二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。また、市域全体の情報 収集を的確かつ早急に判断するため、職員のパトロールをはじめ、他組織や市民等から情報収集を行うとともに、 平時から罹災証明との違いなど危険度判定について市民へ周知を行う。

(略)

## 第8 応急仮設住宅等の事前準備

#### 1 <del>応急仮設住宅</del>建設候補地の事前選定

市は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の <mark>建設</mark>候補地を選定し、災害時において円滑に利用が図られるよう障害物やライフライン施設の有無などの把握に 努める。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。ま た、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあ できる体制の整備に努める

(新設)

(略)

## 第10 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定 め、<mark>家屋</mark>被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム <del>住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成</del>等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必 要な業務の人的・物的な実施体制の整備に努める。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危 険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定|め検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定<mark>部局と情報連携して</mark>住家被害の調査・判定を早期に実施できる <del>の判定実施計画や判定結果を活用した</del>住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。さらに、被災建築物 よう努める。さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅 の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を一に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保 有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、一、険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するよう努める。

#### 修正計画 (案)

#### 市及び防災関係機関

市は、災害時に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ検討するとともに、防災訓練の実施や防災マ ップの作成・配布等により、その内容を住民等に対して周知徹底を図るための措置を講じる。また、周知に当 っては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害 が発生することを考慮するよう努める。なお、地域版ハザードマップの作成に当たっては住民参加型等の工夫を することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市は、指定緊急避難場所の誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し て、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市と府は、災害種別一般図 記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号(J IS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標 識システム(JIS Z9098)」を用いるよう努める。

市及び防災関係機関は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導 には、健康状態、日常生活動作の状況等に十分配慮する。特に集団避難が行えるよう、各種地域住民組織と連携 した体制づくりに努める。

(略)

#### **第6 広域避難体制(大規模水害・土砂災害時)の整備**

市は、淀川の氾濫等に備え、気象状況や降雨の規模、水位予測等の様々な事象を総合的に判断し 方災体制の構築や避難情報を発令するなど、大規模水害・土砂災害時の対応について、国・府、学識経験者等の協 力を得て、タイムラインの作成や判断基準を検討するとともに、市民への周知を図り、広域避難体制を構築する また、避難のタイミングを逸した住民等が、浸水想定区域外にある指定緊急避難場所等への立退き避難や、想定浸 ×深以上の居室等への屋内安全確保ができない場合に、命を守る退避施設として「洪水時緊急安全確保施 界に努める。さらに、府と協力し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよ **谟氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自** 台体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害時の具体的な避 離・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

#### 第7 被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の整備

市は、住民の安全確保を図るため、府や建築関係団体と連携しながら、地震により被災した建築物や宅地の危険 度の判定を早期に実施できるよう二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。また、市域全体の情報収 集を的確かつ早急に判断するため、職員のパトロールをはじめ、他組織や市民等から情報収集を行うとともに、平 常時から罹災証明との違いなど危険度判定について市民へ周知を行う。

(略)

#### 第8 応急仮設住宅等の事前準備

#### 〔資料編 資60頁〕

#### 1 建設型応急住宅建設候補地の事前選定

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公共住宅等や民間賃貸住宅を借り上げる賃貸型応急住 宅の供与も併せて、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努めるなど、総合的に、被災者の応急的、一時 的な住宅の確保に努める。また、あらかじめ各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中 から、<u>建設型応急住宅</u>の候補地を選定し、災害時において円滑に利用が図られるよう障害物やライフライン施設 の有無などの把握に努める。

## 2 被災住宅の応急修理等の体制確立

市は、被災住宅の応急修理等を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体との協定を締結するよう努める。

#### 第 10 罹災証明書の発行体制の整備

#### [資料編 資 149 頁]

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定 め、住家被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行システムの運用 等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の人的・物的な実施体制の整備に努める。また、住家被 害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじ

現行計画	第 2 編 - 災害予防対策   <b>修正計画(案</b> )
被災者に明確に説明するよう努める。	
(新設)	第 11 災害ケースマネジメント体制の整備 地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント (一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、 被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
第7節 緊急物資確保体制の整備 市及び防災関係機関は、災害により家屋の損壊、滅失、浸水、流失等の被害を受け、水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。また、備蓄を行うに <del>あたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時</del> のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄し、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄 <del>を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</del>	確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。
第1 給水体制の整備 市は、 <del>非常用飲料水と生活用水確保のため、</del> 次のことを行う。 (略)	<b>第1 給水体制の整備</b> 〔資料編 資 <u>55</u> 頁他〕 市は、 <u>非常用飲料水等を確保するため</u> 次のことを行う。 (略)
2 応急給水用資機材等の整備・点検 給水車等、仮設給水栓、エンジンポンプ、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の充実を図るとともに、災 害時に迅速な対応ができるよう定期的な整備・点検を行う。	2 応急給水用資機材等の整備・点検 給水車、仮設給水栓、エンジンポンプ、非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の充実を図るとともに、災 害時に迅速な対応ができるよう定期的な整備・点検を行う。
3 応援体制の整備 災害時に応急給水及び水道施設等の応急復旧への協力を要請するため、大阪府水道震災対策相互応援協定をは じめ、関係団体等との協定により応援体制の整備を図る。	3 応援体制の整備 災害時に応急給水及び水道施設等の応急復旧への協力を要請するため、全国水業事業体による相互応援の仕組 みが構築されている日本水道協会との連携を始め、関係団体等との協定により応援体制の整備を図る。
4 広報体制の整備・強化 (1) 平時における広報 広報誌や市ホームページ等により、災害時に向けた飲料水等の備えについて広報体制の強化を図る。 (2) 災害時における広報 平時の広報手段に加えて、SNS等により応急給水・応急復旧に係る情報及び断水・濁水に係る情報について広報体制の整備を図る。また、住民組織等との連携強化等により情報を迅速に発信できるよう努める。 5 電話対応窓口の一元化 災害時における住民等からの電話による問合せや情報提供について、窓口の一元化を図る。 6 応急給水体制の強化 災害時における指定避難所等での応急給水において地域住民が設置する簡易貯水槽の組み立て方法等について方面部と連携しながら、訓練等により地域住民へ周知を図り、応急給水体制の強化を図る。	いて広報体制の整備を図る。また、住民組織等との連携強化等により情報を迅速に発信できるよう努める。 5 <u>災害時コールセンターの設置</u> 災害時の給水に係る住民等からの電話による問合せや情報提供について、窓口の一元化を図るため、必要に応じてコールセンターを設置する。 6 応急給水体制の強化 災害時における指定避難所等での応急給水については、地域住民が設置する簡易貯水槽の組み立て方法等について方面部と連携しながら、訓練等により地域住民へ周知を図り、応急給水体制の強化を図る。 7 井戸水による生活用水の確保 災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水
第2 食料・生活必需品の確保 〔資料編 資 94 頁〕 市は、府・防災関係機関・応急物資協定企業と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。	<u>の確保に努める。</u> 第2 食料・生活必需品の確保 「資料編 資 <u>59</u> 頁〕 市は、府・防災関係機関・応急物資協定企業と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。 <u>また、備蓄</u> 品の調達に当たっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。
1 重要物資の備蓄 市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。 必要量は、直下型地震(1日分)と南海トラフ巨大地震(3日分)それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とする。 本市では、直下型地震である有馬高槻断層帯地震において想定される避難所避難者数をもとに必要量の算出を行う。	1 重要物資の備蓄 市及び府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重要物資と位置づけ、府と市町村で1:1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。
2 その他の物資の確保	2 その他の物資の確保

現行計画 修正計画(案) 下記の物資の確保体制を整備する。 国、府からのプッシュ型配送物資を含め、下記の物資の確保に努める。 (1) 精米、即席麺<del>など</del>の主食 (1) 精米、即席麺等の主食 ボトル水・缶詰水等の飲料水 (2) ボトル水・缶詰水等の飲料水 (3) 野菜、漬物、菓子類など (3) 野菜、漬物、菓子類など (4) 被服(肌着等) (4) 被服(肌着等) 炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等) (5) 炊事道具·食器類(鍋、炊飯用具等) (6) 光熱用品(LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等) (6) 光熱用品(LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等) (7) 日用品(石けん、タオル、<del>ちり紙</del>、歯ブラシ、ラップ等) (7) 日用品(石けん、タオル、**ティッシュペーパー**、歯ブラシ、ラップ等) 医薬品等(常備薬、救急セット) (8) 医薬品等(常備薬、救急セット、マスク、消毒液) (9) 仮設風呂・仮設シャワー (9) ブルーシート、土のう袋 (10) 仮設風呂・仮設シャワー (10) 高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、<del>盲人</del>用つえ、補聴器、 点字器等) (11) 簡易ベッド、間仕切り等 (11) 棺桶、遺体袋 (12) 要援護高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、視覚障がい者用つ (12) 簡易ベッド (ダンボールベッド) パーティション え、補聴器、点字器等) (13) 棺桶、遺体袋 3 備蓄・供給体制の整備 3 備蓄・供給体制の整備 避難者のニーズに沿った物資配送の円滑化や初期におけるプッシュ型配送物資など物資輸送体制<del>を検討する</del> 避難者のニーズに沿った物資配送の円滑化や初期におけるプッシュ型の配送物資など物資輸送体制を確保す とともに、関係対策部と情報の共有、連携の強化を図る。また、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備 るため、物資調達・輸送調整等支援システムの適切な運用など関係対策部と情報の共有、連携の強化を図る。ま た、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努め、民間事業者との協定等により物資 蓄などの体制整備に努め、民間事業者との協定等により物資の確保を図るとともに、必要に応じて共同備蓄や備 蓄の相互融通を行う。 の確保を図るとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。さらに平常時から訓練等を通じて、物 資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続 等の確認を行うよう努めるものとする。 (1) できる限り指定避難所等やその周辺にて備蓄倉庫を確保(分散備蓄品) (1) できる限り指定避難所や指定緊急避難場所及びその周辺での備蓄倉庫の確保 総合センター、古曽部防災公園、安満遺跡公園、元障がい福祉課倉庫(旧かしのき園)、北消防署磐手分署 地下倉庫、高槻城公園芸術文化劇場倉庫及び59の小・中学校等の空教室やプレハブ倉庫等 (2) 備蓄物資の点検及び更新 (2) 備蓄物資の点検及び更新 (略) (5) 市物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備 (5) 救援物資の受援拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備 (略) (略) 第1 水道 第1 水道(市) 1 応急復旧体制 1 応急復旧体制の強化 (略) (略) 3 防災訓練の実施 3 防災訓練の実施 水道施設の早期復旧及び水道水の安全供給のため、府、市等主催の訓練等へ参加するなどして、破損水道管の 水道施設の早期復旧及び水道水の安全供給のため、府、市等主催の訓練等へ参加するなどして、破損水道管の 復旧、応急給水訓練等を行う。 復旧、応急給水訓練等を行う。 また、<del>自主防災組織</del>等と協働して応急給水訓練を行う。 また、市民防災組織等と協働して応急給水訓練を行う。 4 <del>相互</del>応援体制の整備 4 応援体制の整備 災害発生時速やかに応急復旧を行うため、<del>北大阪上水道協議会の会員である7市3町で締結している「上水道</del> 災害発生時速やかに応急復旧を行うため、日本水道協会や、関係団体との協定等に基づき資機材等の応援体制 事業相互応援に関する覚書」に基づき資機材等の応援体制の整備、強化に努める。 の整備、強化に努める。 第2 下水道(市) 第2 下水道 下水道施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施するために防災体制の整備を行 下水道施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施するために防災体制の整備を行

応急復旧体制

4 協力応援体制の整備

(1) 被害の発生しやすい箇所、設備・管渠の老朽箇所について、<del>平時</del>から把握に努め対策を講じる。

(2) 応急復旧が迅速に行えるよう施設図、管路図を整備する。

応急復旧体制の強化

4 協力応援体制の整備

(2) 応急復旧が迅速に行えるよう施設図、管路図を整備する。

(1) 被害の発生しやすい箇所、設備・管渠の老朽箇所について、平常時から把握に努め対策を講じる。

現行計画	修正計画(案)
「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき近隣市町との協力応援体制の整備強化に 努める。	<u>災害発生時速やかに応急復旧を行うため、日本下水道事業団や関係団体との協定等応援体制の整備、強化に努</u> める。
第3 電力(関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所) 災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために防災体制を整備する。 1 応急復旧体制の強化 (略) (5) 平時から防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等、相互連携体制を整備しておく。 (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。	第3 電力(関西電力送配電株式会社大阪北本部_高槻配電営業所)
(略) 第 4 ガス (大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 北東部 <del>導管</del> 部)	(略) 第4 ガス (大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部)
第4 カス(入阪 <del>カス株式云社不ツトラークカンバーー</del> 北東部 <del>等官</del> 部)  (略)	第4 カス(入阪 <u>カスネットケーク株式芸社</u> 礼泉部 <u>事業</u> 部)   (略)
第6 住民への広報 ライフラインに関わる事業者は、施設の被害状況及び今後の状況について広報を行い、住民の不安の解消に努める。	第6 住民への広報 ライフラインに関わる事業者は、施設の被害状況及び今後の状況について広報を行い、住民の不安の解消に努める。
1 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。	1 市は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
2 関西電力送配電株式会社並びに大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 北東部 <mark>導管</mark> 部は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。	
3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話 する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。 (略)	3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話 する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。 (略)
第5 電気通信(西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社) (略)	第5 電気通信(西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社) (略)
-	3 防災訓練の実施
(1) <mark>防災</mark> を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。	(1) <u>応急復旧等</u> を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
第9節 交通確保体制の整備	第9節 交通確保体制の整備
鉄 <mark>軌</mark> 道並びに道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、体制の整備に努める。	鉄道並びに道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、体制の整備に努める。
第1 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社) 鉄軌道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備に努めるとともに、災害発生後直ちに鉄軌道施設 の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。 (新設)	第1 鉄道施設(西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社) 鉄道 <u>事業</u> 者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備に努めるとともに、災害発生後直ちに鉄軌道施設の 被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。 また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐 採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。
第 10 節 避難行動要支援者への支援体制の整備	第 10 節 避難行動要支援者への支援体制の整備
(略) 第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備 市は、 <del>「高槻市</del> 災害時要援護者支援マニュアル <del>&lt;Ⅰ&gt;」及び「高槻市災害時要援護者支援マニュアル&lt;Ⅱ&gt;」</del> に基づき、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、体制の整備に努める。	(略) 第1 避難行動要支援者 <u>(災害時要援護者)</u> に対する支援体制整備 市は、災害時要援護者支援マニュアル等に基づき、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施する ため、体制の整備に努める。
1 避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)の作成	1 避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)の作成 <mark>と提供</mark>

現行計画	修正計画(案)
市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、介護保険の要介護4・5の認定を受けた者、ひとり暮らし高齢者( <del>6 5</del> 歳以上)、身体障がい者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者について、関係課が保有する以下の情報を収集し、避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)を作成するとともに、定期的な更新を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 (略)	市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、介護保険の要介護4・5の認定を受けた者、ひとり暮らし高齢者(75歳以上)、身体障がい者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者について、関係課が保有する以下の情報を収集し、避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)を作成するとともに、定期的な更新を行う。 (略)
(7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項 <u>(新設)</u>	(7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項 また、市は、災害の発生に備え、地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる住民組織や民生委員児童委 員等の関係団体に対し、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)情 報の提供を行う。
2 避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)情報の提供 市は、災害の発生に備え、地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる民生委員児童委員等の関係団体に 対し、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)情報の提供を行う。 なお、避難行動要支援者名簿(災害時要援護者名簿)情報の提供にあたっては、提供を受ける関係団体に対 し、漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。 また、市は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で 避難支援等を行えるよう、安全確保について配慮に努める。	(削除)
(新設)	2 個別避難計画の作成と提供 市は、避難支援等の円滑な実施に向けて、住民組織や民生委員児童委員等の地域福祉活動団体、福祉専門職、市民防災組織等の避難支援等に携わる関係者(避難支援等関係者)と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、本人の同意を得て個別避難計画を作成するよう努める。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、名簿情報に加え、以下の情報を収集するとともに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更などを適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。 (1) 避難支援等実施者 (避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施するものをいう。) の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号、その他連絡先 (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (3) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項また、市は、個別避難計画の実効性を確保する観点から、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得たうえで、避難支援等関係者に対してあらかじめ個別避難計画を提供するなど、多様な主体の協力を得ながら、避難対援等関係者に対してあらかじめ個別避難計画を提供するなど、多様な主体の協力を得ながら、避難対援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保について配慮に努める。 なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者への必要な情報の提供その他の必要な配慮に努める。
(新設)	3 情報の管理 市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、情報漏えいを防止するため、セキュリティ上の措置を講じるとともに、当該情報の提供に当たっては、提供を受ける関係団体等に対し、漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。 また、庁舎が被災する事態等が生じた場合においても当該情報の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。 なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・管理運用等にデジタル技術を活用するよう検討する。
3 情報伝達体制の整備 市は、避難行動要支援者に対して災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制 <del>について配慮する</del> 。	4 情報伝達体制・安否確認体制の整備 市は、避難行動要支援者に対して災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制の整備に努めると ともに、地域で避難行動要支援者支援に携わる民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をは じめ、市民防災組織や避難行動要支援者の状況を平常時から把握している事業所等と連携・協力し、避難行動要支 援者に対する安否確認等の支援体制の整備に努める。
4 安否確認体制の整備	<u>(削除)</u>

市は、地域で避難行動要支援者支援に携わる民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織を はじめ、自主防災組織や地域包括支援センター等や避難行動要支援者の状況を平時から把握している事業所等 と連携・協力し、避難行動要支援者に対する安不確認等の支援体制の整備に努める。

### 第2 二次避難所(福祉避難所)の指定

市は、避難行動要支援者等が安心して生活が送れるよう、指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断 できる避難行動要支援者等を受け入れる施設を二次避難所(福祉避難所)として<del>指定するとともに</del>、その役割につ いて住民に周知する。又、二次避難所(福祉避難所)の管理者等と連携を図り、避難所開設及び運営等についての 体制確保に努める。

(略)

### 第 11 節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府が民間企業や団体等と連携を図りながら推進に努める帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等 害発生時の社会的混乱等を防止するため、府上連携上島宅困難者支援休制の敕借に奴める

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒、火災、沿道建物からの落下物等により死傷 <del>する</del>危険性がある<del>と</del>ともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動<del>が</del>妨げられるおそれもあるため、可 能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。情報の提供に <del>あたっては、防災機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む</del>。 なお、具体的な対策については、国、府、市、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイ <del>ドラインを作成するなど</del>、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。 (略)

### 第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は民間事業者との覚書等に基づき一時滞在 施設等の確保に努めるなど、平時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整 備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。 <del>併せて、帰宅困難者</del>

### 第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係 機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。情報の提供に<mark>あた</mark> <del>> て</del>は、防災機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

# 第 2 章 地域防災力の向上

### 第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育 及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と、災害初動対応スキルの習得に<del>寄りするよう</del> 努める。また、実施に<del>あたって</del>は、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において避難行動要支援者を 支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する|整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 よう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、 社会全体としての防災意識の向上を図る。

### 第1 防災知識の普及啓発等

各種災害について防災活動の円滑な遂行を実施するため、市職員、防災関係機関の構成員及び住民に対し、<del>災害</del> 予防、災害応急対策等の防災知識の普及・啓発を図る。

### 第2 二次避難所(福祉避難所)の指定

市は、避難行動要支援者等が安心して生活が送れるよう、指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断 できる避難行動要支援者等を受け入れる施設を二次避難所(福祉避難所)として、受入れ対象を特定して公示し その役割について住民に周知する。また、二次避難所(福祉避難所)の管理者等と連携を図り、避難所開設及び運 営等についての体制確保に努める。なお、個別避難計画等の作成を進める中で、二次避難所(福祉避難所) 接避難についても検討を進める。

修正計画 (案)

(略)

### 第 11 節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震等により、公共交通機関等が停止した場合に、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生すること <mark>思定される。</mark>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒、火災、沿道建物からの落下物等 により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもあ るため、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

なお、具体的な対策については、関西広域連合が策定した「関西帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施され る訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

(略)

### 第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は民間事業者との覚書等に基づき一時滞在 施設等の確保に努めるとともに、平常時から鉄道事業者と訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイ レ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。 併せて、帰宅困難者に地域の救援活動に対する応援について働きかけを行う。

### 第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係 機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。情報の提供に当た っては、防災機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

# 第 2 章 地域防災力の向上

### 第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育 及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と、災害初動対応スキルの習得に努める。また、 実施に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、 社会全体としての防災意識の向上を図る。

### 第1 防災知識の普及啓発等

各種災害について防災活動の円滑な遂行を図るため、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時の シミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、市職員、防災関係機関の構成員及び住民

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災<del>(防災・減災への取組実施機関)</del>と福祉<del>(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)</del>の連携により、 高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

### (新設)

### 1 普及・啓発の内容

- (1) 災害等の知識
- 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の 様態 や危険性
- ② 各防災機関の防災体制(初期活動・応急活動)の構築
- ③ 地域における危険箇所等の把握
- 母 過去の災害から得られた教訓の伝承

### (新設)

- り 地域社会への貢献
- ⑥ 応急対応、復旧・復興に関する知識
- ② 避難生活時における健康管理等に関する知識
- ❸ 指定避難所等における多様な被災者への配慮に関する知識
- (2) 災害への備え
- ⊕ 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄
- ② 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ② 自動車へのこまめな満タン給油
- 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ⑤ 負傷の防止や避難路確保の観点から、家具や什器の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- ⑤ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の確認
- 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ❸ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- ⊕ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- (3) 災害時の行動等
- 初期消火、救出救護活動、心肺蘇生法、応急手当の方法
- ② 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ③ 情報の入手方法
- 4 身の安全の確保方法
- ⑤ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- 毎 緊急地震速報を確認した場合に具体的にとるべき行動
- 南海トラフ地震臨時情報等の内容
- ※ 避難行動要支援者を含む要配慮者への支援
- ⊕ 避難生活に関する知識
- ₩ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- ⊕ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

### 修正計画 (案)

に対し、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な災害予防、災害応急対策等の防災教育や避難訓練を実施する。特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。また、防災と福祉の連携により、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

### 1 普及・啓発の内容

- (1) 災害等の知識
  - <u>ア</u> 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の<u>態様</u>や危 険性
- イ 各防災機関の防災体制(初期活動・応急活動)の構築及び講ずる措置
- ウ 地域における危険箇所等の把握
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- カ 地域社会への貢献
- + 応急対応、復旧・復興に関する知識
- ク 避難生活時における健康管理等に関する知識
- ケ 指定避難所等における多様な被災者への配慮に関する知識
- (2) 災害への備え
- <u>ア</u> 最低3日間<u>分</u>できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等 の生活物資の備蓄
- <u>イ</u> 非常持出品(<u>貴重品、避難用具、</u>救急箱<u>(常備薬等)、処方薬(お薬手帳含む)、非常食品、衛生用品等</u>) の準備
- ウ 自動車へのこまめな満タン給油
- エ 「人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)」の理解と事前の準備
- オ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- カ 負傷の防止や避難路確保の観点から、家具や什器の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- <u>キ</u> 指定緊急避難場所<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所</u>・避難路・指定避難所、家族との 連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の確認
- ク 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ケ 市民防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- サ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- <u>シ</u> 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難 所での行動
- (3) 災害時の行動等
  - ア 初期消火、救出救護活動、心肺蘇生法、応急手当の方法
  - 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
  - ウ 情報の入手方法
  - エ 身の安全の確保方法
- オ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- カ 緊急地震速報を確認した場合に具体的にとるべき行動
- キ 長周期地震動階級の内容
- ク 南海トラフ地震臨時情報等の内容
- ケ 避難行動要支援者を含む要配慮者への支援
- コ 避難生活に関する知識
- サ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及•啓発0	力方法
----------	-----

(1) <del>広報</del>

防災知識、防災に関する計画等の市広報誌による周知徹底

(2) パンフレット類

防災パンフレット、<del>ビデオ</del>等を活用した普及啓発

(3) 防災に関する講座、講演、教室等の開催

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

現行計画

(4) 放送機関

地域のケーブルテレビジョン等との連携による普及啓発

(5) 生涯学習としての防災教育

各種イベント、地域の諸活動と連携した普及啓発

### 第2 防災教育

### 1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、 児童生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人 材を育成するよう、<del>小・中学校等の学年</del>に応じた防災教育を実施する。

また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、 学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせ た防災教育の実施に努めるものとする。

### (1) 教育の内容

- 毎 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- ② 防災情報の正しい知識
- ② 気象予警報や避難情報等の意味
- ④ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- ⑤ 災害等についての知識
- ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (2) 教育の方法
- ⊕ 防災週間等を利用した訓練の実施
- ② 教育用防災副読本、映像資料等の活用
- ② 系統的・体系的な防災教育の推進
- ④ 防災教育啓発施設の利用
- 5 防災関係機関との連携
- ⑤ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- **⑦** 自主防災組織、ボランティア等との連携

### (3) 学校安全の手引

「学校安全の手引」を活用し、学校における教育活動全体を通じた実践的な防災教育をする。

(4) 校内防災体制の確立

学校は、児童生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、学校安全計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(5) 災害時の備蓄品

学校は、市と連携して、児童生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情や必要性に応じて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の整備に努める。

### 修正計画(案)

- セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

### 2 普及・啓発の方法

(1) 広報誌

防災知識、防災に関する計画等の市広報誌による周知徹底

(2) 防災啓発冊子等

防災啓発冊子やパンフレット、動画等を活用した普及啓発

(3) 防災に関する講座、講演、教室等の開催

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(4) 放送機関

地域のケーブルテレビジョン等との連携による普及啓発

(5) 生涯学習としての防災教育

各種イベント、地域の諸活動と連携した普及啓発

### 第2 防災教育

### 1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに 基づいた防災教育が重要である。学校は、児童生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災 活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、 学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせ た防災教育の実施に努めるものとする。

### (1) 教育の内容

- **ア** 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- が災情報の正しい知識
- ウ 気象予警報や避難情報等の意味
- エ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- **カ** ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成
- (2) 教育の方法
- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- <u>イ</u> <u>安全教育</u>防災副読本<u>「たかつき安全NOTE」</u>、映像資料等の活用
- ウ 系統的・体系的な防災教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 市民防災組織、ボランティア等との連携

### (3) 教職員の研修

<u>市教育委員会は、地震、風水害・土砂災害に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修</u>を実施する。

(4) 学校安全の手引

「学校安全の手引」を活用し、学校における教育活動全体を通じた実践的な防災教育をする。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、学校安全計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、市と連携して、児童生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情や必要性に応じて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の整備に努める。

### 2 教職員の研修

市教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する

### 3 防災教育の研究

児童生徒が自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため、「主体的に行動する態度」の育成、指導者となる視点から、児童生徒が安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上が図られるよう防災教育の指導方法等について研究を行う。

現行計画

### 4 消防団等による防災教育

市は、消防団や消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

### 第3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

### 第2節 自主防災体制の整備

大地震、風水害等の災害が発生した場合には、電話の不通、道路・橋の損壊、建物の倒壊、同時に各地で発生する火災等により、防災機関の活動が遅れたり阻害されたりすることが予想され、被害の防止、軽減を図るためには 住民等による自主的な初期防災活動等が極めて重要となる。

そこで、市は、自分たちの地域を自分たちで守るため、地域及び事業所等の単位で、平時から防災活動や訓練を 積み重ね、災害時に迅速かつ効果的な行動がとれるよう自主防災体制の整備に努める。

### 第1 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民(自主防災組織等)及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。)(以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画も促進しつつ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高槻市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、地区防災計画ガイドライン(内閣府)等の周知を図るとともに、地区防災計画の作成を支援する。 高槻市防災会議は、高槻市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要 があると認めるときは、高槻市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

なお、高槻市防災会議は、高槻市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、高槻市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

### (新設)

### 第2 <del>自主防災組織</del>の育成

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成に努める。その際、女性の参画を促進し、様々な世代の女性の意見を反映させやすい組織づくりに努める。

#### 修正計画 (案)

(削除)

### 2 防災教育の研究

児童生徒が自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため、「主体的に行動する態度」の育成、指導者となる視点から、児童生徒が安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上が図られるよう防災教育の指導方法等について研究を行う。

### 3 消防団等が参画した防災教育

市は、消防団や消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、住民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する。

### 第3 災害教訓の伝承

〔資料編 資 100 頁〕

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

### 第2節 自主防災体制の整備

市及び府は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

### 第1 地区防災計画の策定等

人口減少社会を迎える中で、高齢化や地域コミュニティの希薄化等により、市民防災組織の担い手が不足している状況を踏まえ、市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。) (以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、 物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、 当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高槻市防災会議に提 案するなど、当該地区と連携して防災活動を行う。

高槻市防災会議は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとし、府は市の取組みを支援する。なお、高槻市防災会議は、本計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、高槻市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

### 第2 市民防災組織(自主防災組織)の育成

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、<u>市民防災組織</u>の結成及び育成に努める。その際、女性の参画を促進し、様々な世代の女性の意見を反映させやすい組織づくりに努める。<u>また、市民防災組織を中心に各種団体や事業者など更なる連携強化や、防災活動を担う人材育成等をサポートする市民防災協議会の活動の支援・協力を行う。</u>

現行計画 修正計画 (案) 市民防災組織 高槻市における自主防災組織 (災害対策基本法第2条の2第2号に相当するもの) 高槻市における市民防災組織(自主防災組織) (災害対策基本法第2条の2第2号に相当するもの) 自主防災組織 地区防災会 自主防災会 地区防災会 白主防災会 地区コミュニティ組織を基盤 自治会(管理組合を含む)又は として結成された広域的な組 複数の自治会を基盤として結 自治会(管理組合を含む)又は 地区コミュニティ組織を基盤 成された組織 として結成された広域的な組 複数の自治会を基盤として結 成された組織 ※この計画において、単に「市民防災組織」というときは、上表における 「地区防災会・自主防災会」を含めたものを指すこととする。 この計画において、単に「<mark>自主防災組織</mark>」というときは、上表における「地区防災会・ サポート 自主防災会」を含めたものを指すこととする。 協力 高槻市市民防災協議会 高槻市 1 市民防災組織の活動内容 1 活動内容 平時及び災害時の防災活動として、次のような内容を地域の事情に応じて行う。とりわけ、広域的な活動を行 平常時及び災害時の防災活動として、次の内容等を地域の事情に応じて行う。とりわけ、広域的な活動を行う う地区防災会は、広域的な情報収集伝達等や方面隊と連携した指定避難所運営なども担う。 地区防災会は、広域的な情報収集伝達等や方面隊と連携した指定避難所運営なども担う。 (1) <del>平時</del>の活動 (1) 平常時の活動 (略) ④ 災害発生時の活動要領の習得 エ 災害発生時の活動の習得 情報伝達、避難、消火・救急処置、指定避難所運営、炊き出し訓練等 情報伝達、避難、消火・救急処置、指定避難所運営、炊き出し訓練等 (略) (略) (2) 災害時の活動 (2) 災害時の活動 (略) (略) ⑤ 物資分配 才 物資分配 炊き出し等による給食、及び救援物資(食料、飲料水、毛布等)の指定避難所への運搬、分配 炊き出し等による給食及び救援物資(食料、飲料水、毛布等)の受取、分配 (略) (略) 2 育成方法 2 育成方法 地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。 地域の実情に応じた市民防災組織の育成に努める。 (1) 自主防災組織の必要性の啓発 (1) 市民防災組織の必要性の啓発 (2) 自主防災組織に対する情報提供 (2) 市民防災組織に対する情報提供 (3) 自主防災組織に対する講演会研修会の実施 (3) 市民防災組織に対する講演会研修会の実施 (4) 自主防災組織が実施する防災訓練等への支援 (4) 市民防災組織が実施する防災訓練等への支援 (5) 自主防災組織に対する防災資機材の整備支援 (5) 市民防災組織に対する防災資機材の整備支援 <del>防災指導員 (リーダー等)</del>の育成 (養成講習会等の開催) 防災リーダー(防災指導員等)の育成(養成講習会等の開催) (7) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施 (7) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施 (略) (略) 4 高槻市市民防災協議会における市民防災組織へのサポート (新設) 高槻市市民防災協議会は、市との協働により各種防災施策や人材育成手法を検討するとともに、各地区の防 災活動を支援することで、市民防災組織を核に各種機関・団体と連携した防災活動を推進し、更なる地域防災力 の向上を図るため、次の事項について推進を図る。 (1) 自助・共助力の向上に関する調査研究に関すること (2) 市民防災組織の活動支援に関すること

現行計画	修正計画(案)
	(3) 防災リーダーの育成に関すること
	(4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること
第 2 東 東 孝 に ト Z 白 主	第3.東要者による白子胜巛仕制の敷供
第3 事業者による自主防災体制の整備 1 啓発の内容	第3 事業者による自主防災体制の整備   1 啓発の内容
(1) 平時の活動	(1) 平 <mark>常</mark> 時の活動
① 事業継続計画(BCP)の <mark>作成</mark>	ア事業継続計画(BCP)の策定・運用
<del>② 事業継続マネジメント(B C M)※の実施</del>	
<del>※:事業継続マネジメント (B C M)</del>	
BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組みを浸透	
させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平時からのマネジメント活動のこと。 経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。(引用:内閣府作成 事業継続ガイドラインより)	
3-防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活用 <del>など</del> )	   イ 防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活用 <mark>等</mark> )
<ul><li>● の次に対する心情なの言及告先くは対象、掲述機の信用など</li><li>● 災害発生の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など)</li></ul>	ウ 災害発生の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等)
いる。 災害発生への備え(飲料水・食料・その他の物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等	
の確認 <del>など</del> )	
⑤ 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など)	<u>オ</u> 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練 <mark>等</mark> )
② 地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力など)	<u>カ</u> 地域活動への貢献(防災訓練 <u>等</u> 地域活動への参加、 <u>市民防災組織</u> との協力)
<ul><li>⑧ 市との物資等提供の協定締結など、協力体制の構築(特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者)</li><li>⑨ 事業継続が可能(7.2時間)となる非常用電源の確保(特に病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等)</li></ul>	- <u>(削除)</u>
	-   (2) 災害時の活動
□ <del>『 避難誘導</del> 従業員・利用者の生命の安全確保(安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への <mark>支援など</mark> )	ア 従業員・利用者の生命の安全確保(安否確認(従業員の家族含む。)、避難誘導、避難行動要支援者への
	援助等)
② 救出・救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護 <del>など</del> )	<u>イ</u> 救出・救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護 <mark>等</mark> )
○ 出火防止・初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など)	<mark>ウ</mark> 出火防止・初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火 <mark>等</mark> )
① 情報伝達(地域内での被害情報の <mark>高槻</mark> 市への伝達、救護情報などの周知 <del>など</del> )	工 情報伝達(地域内での被害情報の市への伝達、救護情報などの周知等)
地域活動への貢献( <del>自主防災組織・</del> 防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策の     およの性間の関すれた説	
ための施設の開放など)	の施設の開放など)
等 <b>4</b> 热助活動の支援	<b>第 4 - 掛明江新の主</b> 授
<b>第4 救助活動の支援</b>   市及び防災関係機関は、地域住民による <del>自主防災組織等</del> が自発的に行う救助、救護活動を支援、助成をするため、	第4 救助活動の支援 [資料編 資 62 頁]   市及び防災関係機関は、地域住民による <mark>市民防災組織等</mark> が自発的に行う救助、救護活動を支援、助成をするため
一冊及り初次関係機関は、地域住民による <del>日上的火温減等</del> が目光的に行う扱助、放設行動を支援、助成をするため、  必要な資機材を計画的に整備する。	一一一次の例及例は、地域に入による <u>市民的火船械等</u> が自光的に行う級助、狭慶伯勤を支援、助成をするため 一必要な資機材を計画的に整備する。
総合センター、古曽部防災公園、障がい福祉課倉庫(旧かしのき園)、消防磐手分署地下倉庫及び 59 の小・中学校	
等に災害用備蓄倉庫を設け、資機材等を整備する。	
(略)	(略)
第3節 ボランティアの活動環境整備	第3節 ボランティアの活動環境整備
	市、府、大阪府社会福祉協議会、高槻市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、ボランティア国 
「P、NIUXUてVIUM!イノイノ伯男推連機関は、所以「火青时にわけるか!ノノイノ伯男又援制度」寺を店用 │	体、N P O 及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活力し、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織(ボランティア団体・N P O 等の活動支援やこれらの異なる網

|し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の|し、それぞれ連携するとともに、<mark>災害</mark>中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組 活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活|織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑 動できるよう、協定の締結など必要な環境整備を図る。

(略)

### 4 活動支援体制の整備

- (1) ボランティア活動のために必要な資機材などの調査を行い、事前に準備するよう努める。
- (2) ボランティア本人とボランティア活動中における対人及び対物保険に加入する方法等について検討を

## 4 活動支援体制の整備

に活動できるよう、協定の締結など必要な環境整備を図る。

アセンターの設置予定場所等について定める。

市及び高槻市社会福祉協議会等は、協力して次の事項について活動体制の整備を図る。

- (1) ボランティア活動のために必要な資機材などの調査を行い、事前に準備するよう努める。
- (2) ボランティア本人とボランティア活動中における対人及び対物保険に加入する方法等について検討を

市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、高槻市社会福祉協議会等との役割分担や災害ボランティ

行う。

(3) ボランティア活動を円滑に進めるため、平時から各種支援団体等とのネットワーク構築に努める。

### 5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア・社会福祉協議会等と連携し、平時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

### 第4節 企業防災の促進

### 1 事業継続計画 (BCP) の策定等

事業者は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

### 事業者

子 事業継続計画 (BCP) の策定・運用

被災による業務中断という事態に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、運用するよう努める。

→ 事業継続マネジメント(BCM)の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

- (7) 防災体制の整備
- (4) 従業員の安否確認体制の整備
- (中) 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- (工) 防災訓練
- 事業所の耐震化・堅牢化
- (井) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- (\*) 予想被害からの復旧計画の策定
- (力) 各計画の点検・見直し
- (ケ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (コ) 取引先とのサプライチェーンの確保

### ウ その他

- (ア) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する 企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力 するよう努める。
- (4) 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の 拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- (ウ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。
- 事業者は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

### (2) 市及び府

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画(BCP)の策定、事業継続マネジメント(BCM)の実施や 防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必 要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災

#### 修正計画 (案)

行う。

(3) ボランティア活動を円滑に進めるため、平常時から各種支援団体等とのネットワーク構築に努める。

### 5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア・社会福祉協議会等と連携し、<mark>平常時</mark>の事前登録、<mark>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度</mark>、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

### 第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

### 1 事業者

(1) 事業継続計画(BCP)の策定・運用

被災による業務中断という事態に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント (BCM) の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じて企業防災の推進に努める。

- ア 防災体制の整備
- イ 従業員の安否確認体制の整備
- ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- 工 防災訓練
- オ 事業所の耐震化・堅牢化
- カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- キ 予想被害からの復旧計画の策定
- ク 各計画の点検・見直し
- ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- コ 取引先とのサプライチェーンの確保
- (<u>3</u>) その他
- **ご** 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- <u>イ</u> 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- <u>ウ</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。
- 工 事業者は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、<u>また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、</u>テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

### 2 市及び府

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画(BCP)の策定、事業継続マネジメント(BCM)の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の

意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、高槻商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災 対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画に基づき支援を行う。

### 2 協定等の締結及び協力

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等 提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

### 第5節 市内大学等との連携

市及び市内大学等(以下「大学等」という。)は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施及び災害発生時に、拠点 施設としての活用について連携するための体制の整備に努める。

- 1 大学等は、安全・安心・防災・危機管理等に関する専門的な研究成果を生かし、地域の安全対策に寄与する。
- 2 市及び大学等は、大学等の施設を地域の防災力向上に寄与するものとし、グラウンドや体育館を災害時の指 定緊急避難場所又は拠点として活用する。また、平時においては、その施設を利用して地域の防災訓練など、 住民への啓発の場として活用できるよう連携を図る。
- 3 市及び大学等は上記の目標を達成するため、災害時応援協定等を締結するよう努め、地域防災力の向上を図 る。

### 第1節 都市の防災機能の強化

市及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などにより、災害に 強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

市は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害をはじめ、大阪府北部地震等の中規模災害かど、久種災 事による教訓を踏まえた総合的な都市防災構造化対策を推進する。

### 第1 防災空間の整備

市は、避難<mark>地</mark>・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、 ため池、水路、上下水道施設などの都市基盤施設の効果的整備、農地などのオープンスペースや、学校、公営住宅 などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間の確保に努める。また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄 等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策<del>を</del>推進に努める。

### 1 都市公園等の整備

公園は、避難地、延焼遮断空間としての機能を有するほか、応急仮設住宅建設候補地でもあり、今後も、防災 機能を付加した都市公園等の整備に努める。 (略)

### 4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地・仮設住宅用地・復 旧用資材置場等、防災対策上重要な役割が期待されることから、適切に保全・活用し、防災空間の確保を図る。 特に、まとまりのある農地については、生産緑地地区制度等の活用により、適正な保全に努める。

### 第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1 避難地又は避難路となる都市公園に、防災上必要な施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用 臨時ヘリポート等)の設置を推進する。

### 修正計画 (案)

高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、高槻商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対 策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画に基づき支援を行う。

### 3 協定等の締結及び協力

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との物資等 提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

### 第5節 市内大学等との連携

市及び市内大学等(以下「大学等」という。)は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施及び災害発生時に、拠点 施設としての活用について連携するための体制の整備に努める。

- 1 大学等は、安全・安心・防災・危機管理等に関する専門的な研究成果を生かし、地域の安全対策の寄与に努 める。
- 2 市及び大学等は、大学等の施設を地域の防災力向上に寄与するものとし、グラウンドや体育館を災害時の指 定緊急避難場所又は拠点として活用できるよう協力に努める。また、平常時においては、その施設を利用して 地域の防災訓練など、住民への啓発の場として活用できるよう連携を図る。
- 3 市及び大学等は上記の目標を達成するため、災害時応援協定等を締結するよう努め、地域防災力の向上を図 る。

### 第1節 都市の防災機能の強化

市及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構築物・施設の耐震対策などにより、災害に 強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

また、市及び府は、まちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要 な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR (生 態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じるご とにより、災害に強いまちの形成を図る。

### 第1 防災空間の整備

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河 川、ため池、水路、上下水道施設などの都市基盤施設の効果的整備に努めるほか、農地などのオープンスペースや、 公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間の確保に努める。また、所有者不明土地を活用した防災空 倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化|地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用 の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努める。

### 1 都市公園等の整備

公園は、避難地、延焼遮断空間としての機能を有するほか、<mark>建設型</mark>応急住宅の建設候補地でもあり、今後も、 防災機能を付加した都市公園等の整備に努める。

### 4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災対策上重要 な役割が期待されることから、適切に保全・活用し、防災空間の確保を図る。

特に、まとまりのある農地については、生産緑地地区制度等の活用により、適正な保全に努める。

### 第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1 避難地又は避難路となる都市公園やその他都市基盤施設等に、防災上必要な施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、 放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等)の設置を推進する。

	用
現行計画	修正計画(案)
2 河川における防災機能の強化について、府と連携し災害が発生した場合に緊急復旧などを迅速に行う基地として設置した芥川河川防災ステーションの活用や、近畿地方整備局と連携し大塚緊急船着場の維持保全、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備を促進する。 (略)	2 河川における防災機能の強化について、 <a href="Use:assale;">国、府と連携し災害が発生した場合に緊急復旧などを迅速に行う基地として設置した芥川河川防災ステーションの活用や新たな防災施設等の検討のほか、近畿地方整備局と連携し大塚緊急船着場の維持保全、緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備を促進する。</a> <ul> <li>(略)</li> </ul>
第4 建築物の安全性に関する指導等 市は、建築物及び工作物の安全性を高め、住民の生命を保護するため、建築物等の敷地、構造及び設備について、 建築基準法等に基づく指導及び助言を行う。 また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。 (略)	第4 建築物の安全性に関する指導等 市、府及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るとともに、、 建築物及び工作物の安全性を高め、住民の生命を保護するため、建築物等の敷地、構造及び設備について、建築基 準法等に基づく指導及び助言を行う。 また、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。 (略)
_ <u>(新設)</u>	第5 空き家等の対策 市は、地域住民等から改善要望のあった管理不全の空き家の調査や、所有者に対し改善への通知を行うなど空き家の適切な管理を促進するとともに、空き家相談員による相談体制を整備するなど健全な空き家については流通や利活用を促進し、市民の安全・安心の確保に努める。
<b>第 5 文化財</b> 〔資料編 資 <del>108</del> 頁〕 (略)	第 <u>6</u> 文化財 (略)
第 6 ライフライン災害予防対策	第 7 ライフライン災害予防対策
1 水道(略)	1 水道 <u>(市)</u> (略)
2 下水道         (略)         (1) 施設整備に         あたって         は、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。         (略)	2 下水道 (市)         (略)         (1) 施設整備に         当たって         は、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。         (略)
3 電力 (略) (7) <del>平時</del> における防災関係機関との連携強化 また、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。 (略)	3 電力 (略) (7) <mark>平常時</mark> における防災関係機関との連携強化 また、災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。 (略)
(略)	(略)
<b>4 ガス</b>	4 ガス         大阪ガスネットワーク株式会社北東部 <u>事業</u> 部は災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。         (略)
5 電気通信 西日本電信電話株式会社大阪支店は、災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備 (建物を含む。以下、「通信設備等」という。)の強化と保全に努める。また、災害時における通信量の増加を抑 制するため、災害時の不要不急の通信は控えるよう周知に努める。 (略)	
6 共同溝・電線共同溝の整備 <del>ライフライン</del> の安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。 (略)	6 共同溝・電線共同溝の整備 <u>ライフライン</u> の安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。 (略)
第 <mark>→ 災害発生時の廃棄物処理体制の確保</mark> (略)	第 <mark>8</mark> 災害発生時の廃棄物処理体制の確保 (略)

現行計画	修正計画(案)
1 し尿処理 (1) し尿処理施設の整備に <del>あたって</del> は、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。 (2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性 の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。 (略) (7) 仮設トイレの配備場所や、災害時に利用が可能となるマンホールトイレ、障がい者及び帰宅困難者対応 用トイレなどに関する災害時用トイレに関する情報を把握し、各種トイレの確保に努める。	1 し尿処理 <ul> <li>災害によるし尿処理施設の機能の低下、停止を防止するため、し尿処理施設設備の強化と保全に努める。</li> <li>(1) し尿処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。</li> <li>(2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</li> <li>(略)</li> <li>(7) 仮設トイレの配備場所や、災害時に利用が可能となるマンホールトイレ、障がい者及び帰宅困難者対応用トイレなど災害時用トイレに関する情報を把握し、各種トイレの確保に努める。</li> </ul>
2 ごみ処理 (1) ごみ処理施設の整備に <del>あたって</del> は、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。 (2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。 (略) (6) <del>平時</del> から市民への災害ごみに係る周知を図るとともに、災害時における効率的な収集等ができるよう関係機関及び関係対策部との連携に努める。	2 ごみ処理 <ul> <li>災害によるごみ処理施設の機能の低下、停止を防止するため、ごみ処理施設設備の強化と保全に努める。</li> <li>(1) ごみ処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。</li> <li>(2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</li> <li>(略)</li> <li>(6) 平常時から市民への災害ごみに係る周知を図るとともに、災害時における効率的な収集等ができるよう関係機関及び関係対策部との連携に努める。</li> </ul>
3 災害廃棄物等処理  (1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。 (2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。 (3) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 (4) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	3 災害廃棄物等処理 復旧・復興の支障とならないよう早期の廃棄物の処理体制の確保に努める。 (1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。 (2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。 (3) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 (4) 高槻市社会福祉協議会やNPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 第 9 放送施設災害予防対策 放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施
(新設)	設定に見るす業者は、法族 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は

### 第2節 地震災害予防対策の推進

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

既存の公共建築物については、公共建築物の耐震化基本計画に沿って、耐震化を実施する。また、民間の施設 (木造家屋を含む)についても関係法に基づいて対策を進める。

市、国、府、公共機関及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に三次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

### 第1 地震被害想定

### 1 府による地震被害想定

〔資料編 資3頁他〕

府では、府域への影響が考えられる4つの内陸断層(上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造 線断層帯)等について、地震被害想定が実施されている。

このうち、高槻市域の震度が最も強くなるケースは「有馬高槻断層帯」で、市全域が震度 6 弱~6 強、一部地域においては震度 7 と予測されている。

また、大阪府防災会議(南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会)では、想定外といわれる東北地方太平洋 沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定し、南海トラフ巨大地 震による被害想定が実施された。

次表に各想定地震による高槻市域の被害の状況を示した。

◎想定地震発生時の条件 → 季 節、時 間 冬の夕刻(超過確率1%風速の場合)

想定地震	上町断層帯A ※1	上町断層帯B ※1	生 駒 断 層 帯 ※1	有 馬 高 槻 断 層 帯 ※1	中央構造線断層帯	南 海 トラフ 巨 大 地 震 ※2	
地震の規模	マグニチュート 7.5~7.8	マグニチュート 7.5~7.8	マク゛ニチュート゛ 7.3~7.7	マグニチュート 7.3~7.7	マグニチュート 7.7~8.1	マグニチュート゛ 9.0~9.1	
※計測震度は 府下全域分	<del>計測</del> 震度 4~7	<del>計測</del> 震度 4~7	<mark>計測</mark> 震度 4~7	<del>計測</del> 震度 3~7	<mark>計測</mark> 震度 3~7	<del>計測</del> 震度 5 強~6 強	
建物全半壊棟数	全壊 5,851 棟	全壊 65 棟	全壊 11,036 棟	全壊 32,009 棟	全壊 4棟	全壊 1,797 棟	
建物生干场保数	半壊 8,965 棟	半壊 188 棟	半壊 12,032 棟	半壊 19,848 棟	半壊 15 棟	半壊 9,294 棟	
出 火 件 数 (炎上1日間)	5 件	0 件	12 件	49 件	0 件	1 件	
死 傷 死 者	33 人	0人	156 人	1,081 人	0人	19 人	
者数負傷者	3,123 人	46 人	2,970 人	4,166 人	3 人	645 人	
罹災者数	57,188 人	840 人	88,376 人	208,305 人	65 人	-人	
避難所生活者数	16,585 人	244 人	25,630 人	60,409 人	19 人	15,396 人	
ラ 停 電 イ	18,988 軒	297 軒	41,140 軒	97,275 軒	0 軒	73,000 軒	
ガ ス	70,000 戸	0 戸	59,000 戸	137,000 戸	0戸	39,400 戸	
ラ 水道断水	159,000 人	23,000 人	265,000 人	282,000 人	0 人	293,000 人	
イ     下水道機能       よ     支	-	_	_	-	_	12,000 人	

### 修正計画(案)

### 第2節 地震災害予防対策の推進

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等 に努める。

既存の公共建築物については、<mark>計画的に</mark>耐震化を実施する。また、民間の施設(木造家屋を含む)についても関係法に基づいて対策を進める。

市、国、府、公共機関及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に三次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

### 第1 地震被害想定

### 1 府による地震被害想定

〔資料編 資3頁他〕

府では、府域への影響が考えられる4つの内陸断層(上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯)等について、地震被害想定が実施されている。このうち、高槻市域の震度が最も強くなるケースは「有馬高槻断層帯」で、市全域が震度6弱~6強、一部地域においては震度7と予測されている。

また、大阪府防災会議(南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会)では、想定外といわれる東北地方太平洋沖 地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定し、南海トラフ巨大地震に よる被害想定が実施された。

次表に各想定地震による高槻市域の被害の状況を示す。

### ◎想定地震発生時の条件 (季節、時間) 冬の夕刻 (超過確率1%風速の場合)

想定地震		上町断層帯A ※1	上町断層帯B ※1	生 駒 断 層 帯 ※1	有 馬 高 槻 断 層 帯 ※1	中央構造線断層 帯 ※1	南 海 トラフ 巨 大 地 震 ※2
地震のま	規模	マク゛ニチュート゛ 7.5~7.8	マグニチュート゛ 7.5~7.8	マグニチュート 7.3~7.7	マグニチュート 7.3~7.7	マグニチュート 7.7~8.1	マグニチュート゛ 9.0~9.1
※計測震度は 府下全域分	<del>}</del>	震度 <mark>階級</mark> 4~7	震度 <mark>階級</mark> 4~7	震度 <mark>階級</mark> 4~7	震度 <mark>階級</mark> 3~7	震度 <mark>階級</mark> 3~7	震度 <mark>階級</mark> 5 強~6 強
建物全半壊	東棟 数	全壊 5,851 棟	全壊 65 棟	全壊 11,036 棟	全壊 32,009 棟	全壊 4棟	全壊 1,797 棟
	C DN 39C	半壊 8,965 棟	半壊 188 棟	半壊 12,032 棟	半壊 19,848 棟	半壊 15 棟	半壊 9,294 棟
出 火 件 (炎上1日		5 件	0 件	12 件	49 件	0 件	1 件
死傷死	ž 者	33 人	0 人	156 人	1,081 人	0 人	19 人
者数負	傷者	3,123 人	46 人	2,970 人	4,166 人	3 人	645 人
罹災者	<b>数</b>	57,188 人	840 人	88,376 人	208,305 人	65 人	-人
避難所生活	者数	16,585 人	244 人	25,630 人	60,409 人	19 人	15,396 人
ラー停イ	電	18,988 軒	297 軒	41,140 軒	97,275 軒	0 軒	73,000 軒
フ ガ 夫 供 給	ス 停 止	70,000 戸	0戸	59,000 戸	137,000 戸	0戸	39,400 戸
イ 水 道 ン	断水	159,000 人	23,000 人	265,000 人	282,000 人	0人	293,000 人

	現行計画								修	正計画(案)					
	電話不通	7,070 回線	393 回線	7,070 回線	53,028 回線	393 回線	72,000 回線		下水道機能支 障	_	_	_	_	_	12,000 人
震廃	災     可燃物        不燃物	168,000 by 566,000 by	3,000 by 13,000 by	278,000 by 939,000 by	749,000 <sup>+</sup> > 2,508,000 <sup>+</sup> >	0 <sup>+</sup> > 2,000 <sup>+</sup> >	190,000 کې		電話不追	7,070 回線	393 回線	7,070 回線	53,028 回線	393 回線	72,000 回線
		, ,		, ,	, , , .	<u> </u>		震	可燃物災	168,000 5	3,000 %	278,000 %	749,000 5	ر* 0	190,000 5
								廃棄	を 物   不 燃 物	566,000 5	13,000 ځي	939,000 15	2,508,000 +,	2,000 ځ	130,000 9

### 第2 地震観測体制の整備

[資料編 資 63-頁]

市は、本庁舎内に気象庁が設置した震度計他2箇所の震度計により、震度情報を迅速に収集する。

<del>また、人阪府長度情報本ジャソーグシステムにより収集・時折し、人阪府房央行政無線等に 下市町村等の状況を速やかに把握し、地震対策に活用する。</del> (略)

### 第3 住宅・建築物等の耐震化の促進

市及び防災関係機関は、「住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大阪」に基づき、本市が策定する「高槻市耐震化アクションプラン 2 0 1 7」において、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

(略)

### 1 公共建築物の耐震化

- (1) 公共施設については建物耐震診断に基づき、重要性や緊急性を考慮し耐震対策の計画的な実施に努める。
- (2) 耐震改修促進法の基準値を参考にして、公共施設等の補強レベルと補強工法の検討を行い、防災上の重要度に応じた分類に基づき、公共建築物の耐震化基本計画に沿って耐震化を図る。
- (3) 公共建築物の新築については、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

(略)

(6) 災害時では市庁舎施設のエレベーターにおいて、来庁者等の閉じ込めが発生するおそれがあることから、最寄階停止装置の設置や、エレベーター内の防災キャビネットの設置に努める。

### 2 民間建築物等の耐震化

(略)

(4) 市は、高齢者入所施設・民間保育園など要配慮者がいる特定既存耐震不適格建築物など、緊急性や 公共性が高い民間建築物や道路を閉塞するおそれのある道路沿道の建築物に対して、積極的に耐震 診断を行うように働きかけるとともに、必要な支援策について検討する。

### 第4 土木構造物の耐震対策等の推進

市をはじめ土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

#### 1 基本的な考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策に<del>あたって</del>は、以下の地震動を共に考慮の対象とする。
- ⊕ 供用期間中に1~2度発生する確率を持つ一般的な地震動
- ② 直下型(内陸型)地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障がなく、また、高レベルの地震動に対して も人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に 則した地震対策の実施に努める。
- (3) 防災性の向上に<del>あたって</del>は、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど 都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強に<del>あたって</del>は、地震防災上重要な施設から耐震対策の実施に努める。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(略)

### 第2 地震観測体制の整備

〔資料編 資 72 頁〕

- 市は、本庁舎内に気象庁が設置した震度計他 2 か所の震度計<mark>や、気象庁が発表する各地の震度情報を迅速に収集</mark> する。

(略)

### 第3 住宅・建築物等の耐震化の促進

市及び防災関係機関は、<u>府が策定した</u>「住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大阪」に基づき、本市が策定する「高槻市耐震化アクションプラン 2 0 1 7」において、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

### 1 公共建築物の耐震化

- (1) 公共施設については、建物耐震診断に基づき、重要性や緊急性を考慮し耐震対策の計画的な実施に努める。
- (2) 耐震改修促進法の基準値を参考にして、公共施設等の補強レベルと補強工法の検討を行い、防災上の重要度に応じた分類に基づき耐震化を図る。
- (3) 公共建築物の新築については、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

(略)

(6) 災害時<u>に、市有施設</u>のエレベーターにおいて、来庁者等の閉じ込めが発生するおそれがあることから、 最寄階停止装置の設置や、エレベーター内の防災キャビネットの設置に努める。

### 2 民間建築物等の耐震化

(略)

(4) 市は、高齢者入所施設・民間保育園など<u>の</u>要配慮者がいる特定既存耐震不適格建築物など、緊急性や公共性が高い民間建築物や道路を閉塞するおそれのある道路沿道の建築物に対して、積極的に耐震診断を行うように働きかけるとともに、必要な支援策について検討する。

### 第4 土木構築物の耐震対策等の推進

市をはじめ土木構築物の管理者は、自ら管理する構築物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

#### 1 基本的な考え方

- (1) 施設構築物の耐震対策に当たっては、以下の地震動を共に考慮の対象とする。
- ア 供用期間中に1~2度発生する確率を持つ一般的な地震動
- ✓ 直下型(内陸型)地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
- (2) 施設構<mark>築</mark>物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障がなく、また、高レベルの地震動に対して も人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、地域的特性や地盤特性、施設構<mark>築</mark>物の重要度に 則した地震対策の実施に努める。
- (3) 防災性の向上に<u>当たって</u>は、個々の施設構<mark>築</mark>物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど 都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構築物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策の実施に努める。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構築物については、液状化対策にも十分配慮する。

(略)

現行計画	修正計画(案)
<b>3</b> 道路施設	3 道路施設
道路橋・高架道路等の耐震対策の実施に努める。	道路橋・高架道路等の耐震対策の実施に努める。
毎時間では、 特に緊急交通路の管理者は、道路橋梁防災点検に基づき補強計画を策定し、補強対策の実施に努める。	特に緊急交通路の管理者は、道路橋点検に基づき補強計画を策定し、補強対策の実施に努める。
4 河川施設	4 河川施設
河川堤防及び河川構 <mark>造</mark> 物については、耐震点検に基づき耐震対策等の実施に努める。	河川堤防及び河川構 <mark>築</mark> 物については、耐震点検に基づき耐震対策等の実施に努める。
5 土砂災害防止施設	5 土砂災害防止施設
砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策の実施に努	
める。	<u>る。</u>
(略)	(略)
	第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
(略)	(略)
1 計画対象事業	1 計画対象事業
地震防災整備事業の計画対象事業は、次のとおりである。	
(1) 2吨 蓝色 中内	(1) 避難地
(1) 避難地 (2) 避難路	(1) 避難地 (2) 避難路
(3) 消防用施設	(3) 消防用施設
(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路	(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、 <del>又は</del> ヘリポート	(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート <mark>、港湾施設、又は漁港施設</mark>
(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水 <mark>道</mark> 管等の公益物件を収容するための施設	(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
(7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの	(7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの	(8) 社会福祉施設 <u>、公立幼稚園</u> のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(8) の 2 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの	
(9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの	(9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(10) 公立 <del>の</del> 特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (11) <del>7</del> ~10 までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補	(10 <mark>)</mark> 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの (11 <mark>) (1)~(10)</mark> までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上
強を要するもの	(11) (11) (10) よくに掲げるもののはが、不特定がつ多数の有が利用する公的建造物のすら地震的災土 補強を要するもの
(12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要	(12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海
な海岸保全施設又は河川管理施設	岸保全施設又は河川管理施設
(13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用	(13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用用排
用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの	水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
(14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設	(14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
(15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うた	(15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必
めに必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備	要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
(16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、 貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備	(16 <mark>) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水 槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備</mark>
(17) 地震災害時において――必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫	信、水泳シール、自然光电設備での他の施設又は設備 (17 <mark>) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</mark>
(18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要	(18)
な設備又は資機材	備又は資機材
(19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策	(19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
(20) (1)~(19)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの	(20) (1)~ (19) に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの
第3節 水害予防対策の推進	第3節 水害予防対策の推進
Size a self of the Allenda Mark and the Allenda Mar	Size a Size of the Author Asia as a more
<u>(新設)</u>	市は、河川流域全体のあらゆる関係者と協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を推進する。
第1 洪水対策	第1 洪水対策
(略)	(略)
2 親しまれる河川への啓発活動	2 親しまれる河川への啓発活動
住宅密集地及び宅地内における浸水は水路等に廃棄されたゴミ等に起因することが多いため、市は、印刷物の	住宅密集地及び宅地内における浸水は水路等に廃棄された <u>ごみ等</u> に起因することが多いため、市は、 <u>住民に対</u>
配布その他必要な措置を講じ、住民の河川に対する意識高揚を図る。	<u>し啓発を行うなど</u> 、河川に対する意識高揚を図る。

## 第 2 雨水出水対策

#### 1 全体計画

集中豪雨を起因とする低地の浸水を防止するため、淀川右岸流域下水道及び安威川流域下水道計画の進捗に合わせ、流域関連公共下水道により早急に雨水整備を進める。

現行計画

### 第3 水害減災対策

### 1 洪水浸水想定区域内における減災対策

(1) 洪水浸水想定区域の周知

市は、洪水浸水想定区域の指定(※)があった場合は、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定め、住民の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう周知させるため、これらの事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップの配布その他必要な措置を講じる。

加えて、浸水想定区域内の地下空間、アンダーパスなどの地下空間の浸水危険性についても周知を図る。 また、浸水想定区域内の事業者等に対しては、浸水防止や洪水時の従業員等の円滑かつ迅速な避難の確保な どが図られるよう浸水防止計画や避難確保計画、業務継続計画の作成などに関する周知に努める。

※浸水想定区域の指定

	3.3、7月之	
河川名	指定年月日	対象降雨
定     川       安     威     川       芥     川       檜     尾     川       女     瀬     川       水     無     川       神     崎     川	H29. 6. 14 R2. 3. 25	想定最大規模降雨

### (2) 要配慮者利用施設

〔資料編 資 114頁〕

市は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。また、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3の規定に基づき、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。また、施設の利用者の洪水時の避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

(3) 洪水リスクの開示

市長は、洪水<del>予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。</del>

(略)

### 2 水防と河川管理等の連携

- (1) 水防管理者及び河川管理者は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした淀川管内水害に強い地域づくり協議会及び三島地域水防災連絡協議会等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等

## 第 2 雨水出水対策

#### 1 全体計画

市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

### 第3 水害減災対策

### 1 洪水浸水想定区域<u>及び雨水出水浸水想定区域</u>内における減災対策

(1) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の周知

市は、洪水浸水想定区域<mark>及び雨水出水浸水想定区域</mark>の指定(※)があった場合は、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定め、住民の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう周知させるため、これらの事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップを作成し公表する。

修正計画 (案)

加えて、浸水想定区域内の地下空間、アンダーパスなどの地下空間の浸水危険性についても周知を図る。 また、<u>洪水</u>浸水想定区域内の事業者等に対しては、浸水防止や洪水時の従業員等の円滑かつ迅速な避難の確保などが図られるよう浸水防止避難確保計画、業務継続計画の作成などに関する周知に努める。

※洪水浸水想定区域の指定

河川名	指定年月日	対象降雨	河川名	指定年月日	対象降雨
遊     川       大     瀬     川       西     世     山     川       東     山     川     川       山     川     川     川       東     権     尾     川       東     権     尾     川	H29. 6. 14  R2. 3. 25  R2. 3. 25	想定最大 規模降雨	年     谷     川       安     威     川       土室川分水路     神     崎     川       水     無     瀬     川	R2. 3. 25 R5. 12. 8 R5. 12. 8 R5. 12. 8 R2. 3. 25	想定最大 規模降雨

### (2) 要配慮者利用施設

[資料編 資 115 頁]

市は、水防法第15条の規定に基づき、<u>洪水</u>浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要な施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。また、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3の規定に基づき、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を実施し、その結果を市長に報告する。また、施設の利用者の洪水時の避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(3) 洪水リスクの開示

市は、洪水<u>浸水想定区域</u>等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績<u>や浸水想定</u>等を把握したときは、これを公表する。

### 2 水防と河川管理等の連携

- (1) 水防管理者及び河川管理者は、<u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として</u>国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした<u>「淀川流域治水協議会(淀川分会)」、「</u>淀川管内水害に強い地域づくり協議会<u>」</u>及び「三島地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</u>
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等

	第2編 災害予防対策
現行計画	修正計画(案)
の締結に努める。	の締結に努める。
3 避難 <mark>勧告等</mark> 判断・伝達マニュアルの見直し 市は、水害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドラインなどの最新の知見に基づき、避難 <mark>勧告等</mark> 判断・ 伝達マニュアルを適宜見直す。	3 避難 <mark>情報</mark> 判断・伝達マニュアルの見直し 市は、水害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドラインなどの最新の知見に基づき、避難 <mark>情報</mark> 判断・伝達マニュアルを適宜見直す。
<ul> <li>第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策</li> <li>(略)</li> <li>2 ため池の減災対策</li> <li>(略)</li> <li>(3) ため池ハザードマップの周知 ため池が決壊した場合を想定し、防災上重要なため池について、住民が円滑に避難行動を行うことが出来るようため池ハザードマップの周知に努める。</li> <li>(略)</li> </ul>	<ul> <li>第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策</li> <li>(略)</li> <li>2 ため池の減災対策</li> <li>(略)</li> <li>(3) ため池ハザードマップの周知</li> <li>ため池が決壊した場合を想定し、防災上重要なため池について、住民が円滑に避難行動を行うことができるよう、ため池ハザードマップの周知に努める。</li> <li>(略)</li> </ul>
第4節 土砂災害予防対策の推進	第4節 土砂災害予防対策の推進
	市は、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏ま <u>え、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推</u> 進に努める。
第1 土砂災害警戒区域等における防災対策 〔資料編 資 <del>127</del> 頁他〕	第1 土砂災害警戒区域等における防災対策 〔資料編 資 128 頁他〕
1 土砂災害防止法による区域指定 土砂災害警戒区域 475 箇所(急傾斜地崩壊 371 箇所・土石流 102 <mark>箇</mark> 所・地すべり 2 <mark>箇</mark> 所) 土砂災害特別警戒区域 426 箇所(急傾斜地崩壊 365 箇所・土石流 61 <mark>箇</mark> 所・地すべり 0 <mark>箇</mark> 所)	1 土砂災害防止法による区域指定土砂災害警戒区域468 か所 (急傾斜地崩壊 364 か所・土石流 102 か所・地すべり 2 か所)土砂災害特別警戒区域419 か所 (急傾斜地崩壊 358 か所・土石流 61 か所・地すべり 0 か所)
2 予防対策 市は、関係機関と協力して、定期的なパトロールによって実態を把握し、土砂災害警戒区域等については、予 防措置の指導等、防災体制の整備を図る。 <del>また、防災活動や避難勧告等の災害予防対応を適切に実施できるよう、</del>	2 予防対策 市は、関係機関と協力して、定期的なパトロールによって実態を把握し、土砂災害警戒区域等については、 <mark>建</mark> <u>築基準法に基づく構造規制を踏まえ、</u> 予防措置の指導等、防災体制の整備を図る。特に市北部の中山間地域(樫

### 3 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条及び第8条の2の規定に基づ

<del>土砂災害警戒情報の収集・伝達体制の強化に努める。</del>特に市北部の中山間地域(樫田、川久保、萩谷)について

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報・警報の発表及び伝達に関する事項について、避難<mark>勧</mark> 告等判断・伝達マニュアルにて定める。また、土砂災害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドライン などの最新の知見に基づき、避難勧告等判断・伝達マニュアルを適宜見直す。
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について、水害・土砂災害ハザー ドマップや地域版ハザードマップを活用し地域と連携しながら定める。
- (3) 土砂災害に係る避難訓練を行う。

は、災害時の孤立対策や避難者輸送支援等の対策に努める。

- (4) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保す る必要がある施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。
- (5) 名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体 制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓 練に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該 計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的 に確認するように努める。

(6) 土砂災害に関する情報の伝達、避難所等に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保するうえで必要な 事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップを配布する。また、配布に際しては、居住する地域の災害リ スクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるととも

築基準法に基づく構造規制を踏まえ、予防措置の指導等、防災体制の整備を図る。特に市北部の中山間地域(樫 田、川久保、萩谷)については、災害時の孤立対策や避難者輸送支援等の対策に努める。

### 3 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条及び第8条の2の規定に基づ き警戒避難体制の整備を行う。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報・警報の発表及び伝達に関する事項について、避難情 報判断・伝達マニュアルにて定める。また、土砂災害等による災害実績や災害教訓及び各種ガイドラインな どの最新の知見に基づき適宜見直す。
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について、水害・土砂災害ハザー ドマップや地域版ハザードマップを活用し地域と連携しながら定める。
- (3) 土砂災害に係る避難訓練を行う。
- (4) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保す る必要がある施設の名称及び所在地を本計画に定め、市ホームページに掲載する。
- (5) 名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体 制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓 練に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当 該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

なお、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的 に確認するように努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るためでは、 めに必要な助言等を行う。

(6) 土砂災害に関する情報の伝達、避難所等に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保するうえで必要な 事項を記載した水害・土砂災害ハザードマップを配布する。また、配布に際しては、居住する地域の災害リ スクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるととも

現行計画	修正計画(案)
に、安全な場所にいる人まで避難所へ行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 (新設)	に、安全な場所にいる人まで避難所へ行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 (7) 市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。 (略)
第 3 宅地造成及び盛土等対策 [資料編 資 <del>138</del> 頁]	第3 宅地造成及び盛土等対策 〔資料編 資 140 頁〕
1 宅地造成工事規制区域において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。	1 宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)に基づく宅地造成等工事規制区域において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。 (略)
(略)	
3 大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、住民の防災意識を高め、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。 市は、府が公表している液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを周知・啓発し、府は、これについての国からの情報収集等を行う。	3 大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、住民の防災意識を高め、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、盛土規制法に基づく勧告等を行う。市は、府が公表している液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを周知・啓発し、府は、これについての国からの情報収集等を行う。
	4 市及び府は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
第 4 道路防災対策	第 4 道路防災対策
市は、府が指定する土砂災害のおそれのある道路に関する事前通行規制区間及び通行規制基準等を把握し、府道路管理者とも協力し危険防止に努める。 (略)	
第6節 放射線災害予防対策	第6節 放射線災害予防対策
第1 放射線災害予防対策の推進	第1 放射線災害予防対策の推進
2 予防対策   (1) 放射性物質を取り扱う事業所等の対策	<b>2 予防対策</b>
(略)	(略)
② 市の対策	<u>イ</u> 市の対策
(略) ウ 迅速・的確な応急対策の実施及び防災業務関係者の安全確保を図るため、次に掲げる事項について 整備を行う。	(略) <u>(ウ)</u> 迅速・的確な応急対策の実施及び防災業務関係者の安全確保を図るため、次に掲げる事項について 整備を行う。
(ア) 放射線測定機器類の整備等、 <mark>平時</mark> 及び緊急時における放射線量等放射性物質に関する情報把握 体制に関すること。	a 放射線測定機器類の整備等、 <mark>平常時</mark> 及び緊急時における放射線量等放射性物質に関する情報把握体制に関すること。
<ul><li>(イ) 防護資機材の整備に関すること。</li><li>●防災業務関係者に対する個人被ばく線量測定用具</li><li>●区域の放射線測定用具</li></ul>	<ul><li>b 防護資機材の整備に関すること。</li><li>●防災業務関係者に対する個人被ばく線量測定用具</li><li>●被ばくを低減するための防護資機材</li></ul>
●被ばくを低減するための防護資機材	●依はくを区域するための的受負域的(略)
(略)	(2) 放射性物質輸送時における対策
(2) 放射性物質輸送時における対策 ア 事業所等は、放射性物質の輸送に <del>あたって</del> は、法律等で定められたそれぞれの安全基準によるほか、 確認及び届出等の安全規制を遵守するとともに、前記(1)に準じ予防対策を実施する。 (略)	ア 事業所等は、放射性物質の輸送に <u>当たって</u> は、法律等で定められたそれぞれの安全基準によるほか、確認及び届出等の安全規制を遵守するとともに、前記(1)に準じ予防対策を実施する。 (略)
	第2 原子力施設における事故等への対応 関西広域連合では、福井、滋賀、京都3府県の要請に基づき、福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万

現行計画	修正計画(案)
	一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行うこととしており、市は
	関西広域連合で定めたカウンターパートである滋賀県高島市からの避難者について、総合スポーツセンターを拠点
	<u>避難所として受入体制を整備する。</u>
第7節 火災予防対策の推進	第7節 火災予防対策の推進
市は、市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。	市は、市街地、林野等における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大 <u>による大規模火災</u> を防止するため、 火災予防対策の推進に努める。
第1 建築物等の火災予防 (略) 2 高層建築物、地下街 (略) (4) 地下街の防火・安全対策 地下街の新設に際し、建築基準法・消防法等によるほか、「地下街の取扱いについて」- (昭和 48 年 7 月 31 日建設省通達)等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。 (略)	第1 建築物等の火災予防 (略) 2 高層建築物、地下街 (略) (4) 地下街の防火・安全対策 地下街の新設等に際し、建築基準法・消防法等によるほか、「地下街の取扱いについて」- (昭和 48 年 7 月 31 日建設省通達)等に基づき、地下街連絡協議会を設置するなど、防火・安全対策の確保、指導を行う。 (略)
(略) (略)	(略) (略)

	おり棚 次音心心内内
現行計画	修正計画(案)
〔第3編 <del>地震</del> 災害応急対策 <del>及び復旧・復興対策</del> 〕	〔第3編 災害応急対策〕
第 1 章	第 1 章
活動体制の確立	活動体制の確立
<b>第 1 節 組織動員</b> 市及び防災関係機関は、 <mark>地震が発生し又は発生するおそれがある場合</mark> に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施	第1節 組織動員 it 市及び防災関係機関は、 <mark>災害</mark> 時に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。
るため、必要な組織動員体制をとる。	
年 1 - <b>ナ</b> の 4 9 4	第1 <mark>災害時</mark> の組織及び配備体制
第1 市の組織及び配備体制	
<del>災害対策の基本</del> ■ <del>地震災害</del>	
本 市 域 で 震 度 1 を 観 測   → 情 報 収 集 体 制	
本市域で震度 5 弱以上を観測 → 災害対策本部の設置	
■ <mark>■風水害等</mark>	
市所管雨量・水位観測所で基準値を超 → 情 報 収 集 体 制	
過したとき	
気象警報、台風の通過等 → 警 戒 体 制	
避難判断水位、土砂災害警戒情報等 → 災害対策本部の設置	
	災害時には、災害対策基本法第 23 条の 2 各項及び高槻市災害対策本部条例に基づく市災害対策本部を設置す るものとする。
	<u> </u>
	(1) 高槻市災害警戒本部 [資料編 資 42 頁他]
	災害状況に応じて、直ちに災害警戒本部を設置し、必要に応じて会議を開催する。 ア 災害警戒本部の設置基準
	<ul><li>&lt;地震&gt;</li><li>本市域で震度4を観測した場合</li></ul>
	●南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合
	<ul><li>●南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表された場合</li><li>&lt;風水害・土砂災害&gt;</li></ul>
	●市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合 ●小規模な災害等が発生した場合
	●本市域に気象警報が発表された場合
	●本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の発令が必要と判断する場合
	<u>&lt;その他&gt;</u> ●その他の災害・危機事象により、市民生活への影響が予想され、災害警戒本部の設置が必要な場合
	イ 災害警戒本部会議の開催場所 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	本館2階特別会議室とする。なお、本館が被害を受けるなど使用が困難な場合や、大規模災害時には、総

現行計画	修正計画(案)
	合センターC604会議室とする。なお、一部の出席者は庁内WEB会議システムを利用し、会議に参
	加することができる。
	<u>ウ 災害警戒本部の所掌事務</u> ●被害情報の収集及び分析に関すること
	●大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
	●職員の配備体制に関すること
	●災害対策本部の設置の必要性に関すること ● (1) 日本 (2) 日本 (3) 日本 (3) 日本 (4)
	<ul><li>●台風等初期避難場所の開設に関すること</li><li>●警戒体制の解除に関すること</li></ul>
	<u>●音派体制の脾尿に関すること</u> (2) 高槻市災害対策本部 [資料編 資 42 頁他]
	ア災害対策本部の設置基準
	<u>&lt;地震&gt;</u>
	●本市域で震度5弱以上を観測した場合 ● 南海トラフ宮時標型(巨大地震対策型は巨大地震数式)が発表され、災害数式大型合業で第1次は災
	<ul><li>●南海トラフ臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災 体制の配備が必要と判断する場合</li></ul>
	●市内全域で被害が発生した場合
	<風水害・土砂災害>
	●水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおいて避難情報の発令基準に達した場合
	●本市域に特別警報が発表された場合
	●台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台風等初期避難場所の開設を判断する場合
	●淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定される場合 ●内は河川の氾濫・上が災害などまれる状态独実が変先している場合
	<ul><li>●中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合</li><li>&lt;大規模火災&gt;</li></ul>
	●大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合
	<u>&lt;その他&gt;</u>
	●市長が必要と認めた場合 
	<u>イ 災害対策本部会議の開催場所</u> 本館2階特別会議室とする。なお、本館が被害を受けるなど使用が困難な場合や、大規模災害時には、総
	合センターC604会議室とする。なお、一部の出席者は庁内WEB会議システムを利用し、会議に参加す
	<u>ることができる。</u>
	ウ 災害対策部室の設置 土地構物 実味には、及対策如中の外字に係え様相も体括し、似字対策ま如合業も様化せてしませた。合業
	大規模災害時には、各対策部内の災害に係る情報を統括し、災害対策本部会議を補佐するとともに、会議 での決定事項等を対策部間で調整するため、各対策部内の代表者をもって構成する災害対策部室を設置す
	る。設置場所については、災害状況により決定する。
	エーその他部局横断的な組織の設置
	職員数の不足が見込まれる対策部は、庁内受援を本部事務局に要請し、災害状況に応じた配備職員数の適工化に努める。また、被災者支援の災害は免し復用業務な行うため、関係する対策部の職員で構成する効果
	正化に努める。また、被災者支援や災害応急・復旧業務を行うため、関係する対策部の職員で構成する部局 横断的な組織を必要に応じて設置する。
	<u>オ 災害対策本部の廃止基準</u>
	●本市域において災害発生のおそれが解消したとき
	●災害応急対策がおおむね完了したとき ●スの他末長が適当と認めたとき
	●その他市長が適当と認めたとき
1 情報収集体制 市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合、情報収集体制をとる。	
情報収集体制は、本部事務局、復旧部(消火・救助部は別途配備)において組織するものとし、詳細は各対策	
部が作成するマニュアル等により規定する。	
本市域で震度 1 を観測した場合(気象台発表「高槻市」の震度に基づく)は、直ちに情報収集体制をとり、指 定された職員は自主参集する。ただし、気象庁より南海トラフ臨時情報(調査中)及び南海トラフ臨時情報(巨	
定された職員は目主参集する。ただし、気象庁より南海トラフ臨時情報(調査中)及び南海トラフ臨時情報(巨 大地震注意)が発表されたときは、災害対策本部事務局の一部の職員が参集し、必要に応じて警戒体制関連部長	
<u> 大地辰任息/ か光衣で和にくでは、火音対象や命事物用ツー部ツ概具が多乗し、始安に応して音機や制関連部</u> 安	

	第3編 災害応急対策
現行計画	修正計画(案)
会送な即席し対応な投針する。また、声流しラフ覧時は却(巨土地電散武)が改まされたしまけ、声とに散武体	
会議を開催し対応を検討する。また、南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは、直ちに警戒体制関連が長く落た関係し、投資と対策を対策される計器や関係と関係というに	
制関連部長が参集し、警戒体制関連部長会議を開催し、状況に応じて災害対策本部の設置や配備体制の決定を行	
(1) 情報収集体制の組織	
市長は、あらかじめ次の各対策部の一部を情報収集体制要員として指名しておく。	
本部事務局、復旧部にて配備。(消火・救助部は別途配備)	
ただし、指名されない者は、地震発生から3時間以内は自宅待機とする。	
<del>(2) 配備場所</del>	
配備場所は、平時の(所属)勤務場所とし、情報収集活動を実施する。	
(3) 警戒体制関連部長会議の開催	
警戒体制の庶務は本部事務局とし、危機管理監(総務部長)は必要に応じて警戒体制関連部長会議を開催	
し、災害応急対策の検討を行う。地震の場合には、風水害時に設置する警戒体制は設置しない。ただし、情報	
収集体制において、警戒体制関連部長は参集し、危機管理監(総務部長)は警戒体制関連部長会議を開催し、	
<del>災害応急対策の検討を行う。</del>	
<del>(4) 所掌事務</del>	
① 被害情報の収集及び分析に関すること	
② 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること	
③ 職員の配備体制に関すること	
④ 災害対策本部の設置の必要性に関すること	
⑤ 情報収集体制の解散に関すること	
2 警戒体制	
防災関係機関より、災害の発生につながる気象予警報等を受けた場合や、台風の接近時等は、警戒体制をとる。	
(1) 警戒体制の組織	
市長は、あらかじめ次の各対策部の一部を警戒体制要員として指名しておく。	
本部事務局、方面部、復旧部、民生・要配慮者対策部、医療対策部、輸送部、給水部、教育・子ども対策部	
<del>にて配備。(消火・救助部は別途配備)</del>	
<del>(2) 配備場所</del>	
配備場所は、平時の(所属)勤務場所とし、災害警戒活動を実施する。	
(3) 警戒体制関連部長会議の開催	
警戒体制の庶務は本部事務局とし、危機管理監(総務部長)は必要に応じて警戒体制関連部長会議を開催し、	
災害応急対策の検討を行う。	
<del>(4)                                    </del>	
① 被害情報の収集及び分析に関すること	
② 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること	
③ 職員の配備体制に関すること	
④ 災害対策本部の設置の必要性に関すること	
⑤ 警戒体制の解散に関すること	
2 ※実対策大部の記署	
3 災害対策本部の設置 市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、直ちに市災	
中式は、外の以直塞中に終コッ な物 ロには、火青対果塞平伝界 40 米ツ 4 第 1 場の就たに塞づき、但りに用火   宇計等大切を設置する	
<u>害対策本部を設置する。</u> <del>(1) 本部の設置基準</del>	
(1) 本部の設直基準 ① 災害広急対策の実施や 住民への避難情報を発令する場合	
② 本市域で震度 5 弱以上を観測したとき (信免力発表「京地表」の需要に其づく)	
- (気象台発表「高槻市」の震度に基づく) ③ 本市域で観測した震度が震度 5 弱に満たない場合であっても、市域に相当規模の災害が発生し、被害が	
拡大するおそれがあるとき	
① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、必要と認めたとき	
<u>⑤ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき</u>	
<u>⑥ その他市長が必要と認めたとき</u>	
(2) 災害対策本部の設置場所	
震災時及び風水害時の災害対策本部は、本庁舎本館内に設置する。なお、本館が被害を受けるなど使用が困	

指示

自動

参集

・本市域で震度5弱を観測した場合

①全ての対策部の一部の職員

避難所の班長

②全ての方面隊長、副隊長及び基地

現行計画 修正計画 (案) 難な場合には、総合センター内に設置する。 (3) 本部の廃止基準 ① 本市域において災害発生のおそれが解消したとき ② 災害応急対策がおおむね完了したとき その他市長が適当と認めたとき (4) 災害対策本部の組織及び所掌事務 「答料編 答 41 百仙〕 災害対策本部は、本部内に各対策部を組織し、その組織及び所掌事務は、高槻市災害対策本部条例に基づ くものとする。 (5) 災害対策本部会議の開催 災害対策本部における最高議決機関として、災害対策本部会議を設置し、本部長、副本部長、副本部長付 及び対策部長をもって構成する。災害対策本部会議の庶務は本部事務局が行う (6) 本部長に事故等あるときの指揮順位 本部長に事故等あるときの指揮順位 本部長に事故等あるときの指揮順位 順位 代 理 者 順位 代 理 者 副市長(「副市長の事務分担を定める訓令」に定める<del>総務部</del>担当の副市長) 副市長(「副市長の事務分担を定める訓令」に定める危機管理室担当の副市長) 1 2 副市長(上記以外の副市長) 2 副市長(上記以外の副市長) 3 危機管理監 3 危機管理監 4 終終部長 4 市長部局の部長(行政機構図の順) 4以外の市長部局の部長 ※順位は行政機構図の順 4 災害対策本部の動員体制 3 災害時の配備体制 (1) 配備指令 (1) 配備指令及び指揮命令 職員の配備は配備区分に従い市長が決定し、指令するものとする。なお、配備指令の伝達は下図のとおり 職員の配備は配備区分に従い市長が決定し、配備指令及び指揮命令を行うものとする。 市 長 (本部長) 本部長(市長) 所 副市長,教育長,水道事業 各対策部長 危機管理監 副本部長(副市長) 危機管理監 各対策部局(G)長 管理者, 自動車運送事業 副本部長付け(教育 方 面 管理者, 技監 方面部長 方面隊長 一面 隊 員 長・企業管理者) 第2方面隊員 〔資料編 資43-頁他〕 (2) 配備区分 〔資料編 資44頁他〕 (2) 配備区分 ① 災害対策本部は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。 市長は、次の配備区分に基づき指令する。 ア 地震 配備 配備 配備区分 配備基準 配備職員 配備区分 配備基準 配備職員 方法 市所管雨量・水位観測所において基準値を 事前 本部事務局 復旧部 消火・救助部の-D情報収集体制対象対策部の一部の 自動 超温した担合 ・本市域で震度4を観測した場合 職員 参集 災 アー本部事務局、復旧部、消火・救助部 ②災害警戒本部会議 出席者 情報収集体制 事前 <u>害</u> 本市域で震度4を観測したとき ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)が **少一**部 自動 指定 警 本部事務局の一部の職員 イ 整武休制関連部長 発表された場合 参集 戒 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表 自動 ①本部事務局の一部の職員 情報収集体制 <u>本</u> ナカたレキ ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注 参集 ②災害警戒本部会議 出席者 部 警戒体制 本部事務局の一部 意又は巨大地震警戒) が発表された場合 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注音) <u>追加</u> 事前 状況に応じて配備指示された職員

<u>害</u>

第1次防災体制

が発表されたレキ

が発表されたレキ

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

指定

ア本部事務局の一部

<del>イ 警戒体制関連部長</del>

現行計画					修正計画(案)				
警戒体制	アー気象警報の発表 イー台風が近畿地方を通過若しく は通過の予測がある場合	<del>事前</del> 指定	警戒体制関連部の一部	<u>策</u> 本 部			<u>追加</u> <u>指示</u>	③災害対策本部会議 出席者 状況に応じて配備指示された職員	
	ア 河川の水位や土砂災害の危険度が避難 勧告等判断・伝達マニュアルにおける避 難情報の発令基準に達した場合	は設置し 事前 指定	ア 全ての対策部 (若干名) イ 避難勧告等判断・伝達マニュアル において定める方面隊 (ただし、台風等			・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意又は巨大地震警戒)が発表され、災害警戒本部会議で第1次防災体制の配備が必要と判断される場合・本市域で震度5強以上を観測した場	<u>指示</u> <u>自動</u>	①全ての対策部の一部の職員 ②災害対策本部会議 出席者	
	イ 土砂災害警戒情報の発表 ウ 特別警報の発表 エ 台風等初期避難場所を開設する場合	指示	初期避難場所開設時は第2方面隊) 被害状況等に応じて指示する職員		第2次防災体制		<u>参集</u> 指示	全職員	
<del>災害対策本部</del> 第 1 次防災体制	ア 本市域で震度 5 弱を観測したとき イ それ未満の震度で被害が発生したとき ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警 戒)が発表され、警戒体制関連部長会議 で必要と認められたとき	指定指示	ア 全ての対策部 (1/4)         イ 方面隊長、副隊長、班長         被害状況に応じて指示する職員 (事前指定に加え1/4)						
<del>災害対策本部</del> 第2次防災体制	ア 淀川の水位が避難勧告等判断・伝達マニュアルにおける避難勧告の発令基準に達した場合  イ 主砂災害、中小河川の氾濫など市内全域で被害が発生している場合  本市域で震度 5 強以上を観測したとき	指示 自動 参集	<del>全職員</del> <del>(再任用短時間職員を含む)</del> <del>全職員</del>						
② 配備場 ■地震災害		指示	- (再任用短時間職員を含む)-	_(削除)_					
本     部       本     部     事     務     局       方     面     『	<del>区 分</del> ————————————————————————————————————		配備場所 災害対策本部 所定の方面隊基地(原則) 所定の指定避難所又は指定緊急避 難場所 災害対策本部						
緊急     防災     推進     損務時間内の第2次防災体制     所定の指定緊急避難場所       その     他の     職員             その         他の         職員             それぞれの勤務場所         又は各対策部マニュアルで指定する場所									
て、防災	※緊急防災推進員は、本市域で震度 5 強以上を観測した場合、市災害対策本部(本部事務局)に出動して、防災無線の開局等により、市消防本部(指令調査室)と連絡、調整を行い、災害対策本部の立ち上げを実施する。緊急防災推進員は、本部から概ね徒歩 5 分以内に居住する市職員についてあらかじめ指定する。			(削除)					
■風水害       区       分       配 備 場 所         本       部       具       災害対策本部					害 <u>・土砂災害</u> 場底分	配備基準	<u>配(</u> 方)		

現行計画		修正計画(案)		男 3 編 - 災害心急対
本 部 事 務 局 員         第1次防災体制         所定の指定避難所又は指定緊急 避難場所 (原則) ※特別警報の発表のみによる体	<u>災</u> <u>害</u> <u>情報収集体制</u> <u>警</u>	・市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合         ・小規模な災害等が発生した場合	<u>自動</u> 参集 指示	- 情報収集体制対象対策部の一部の職員
方     面     隊     員       第2次防災体制     新定の指定避難所又は指定緊急	<u> </u>	・本市域に気象警報が発表された場合	<u>自動</u> 参集	警戒体制対象対策部の一部の職員
避難場所       それぞれの勤務場所       その他の職員       又は各対策部マニュアルで指定する場所	<u>=</u>	・台風が大阪府に接近するおそれがある場合 ・水害や土砂災害の危険度が、避難情報判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合	<u>指示</u> <u>指示</u>	災害警戒本部会議 出席者         ①全ての対策部の一部の職員         ②避難情報判断・伝達マニュアルに定める方面隊
(3) 配備状況の報告 各課(隊)長は、職員の配備状況をとりまとめ、各部長から職員配備Gを経由して危機管理室長に 報告する。 (4) 勤務時間内の初動活動	災害     第1次防災体制       対策     本	<ul> <li>・本市域に土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・本市域に特別警報が発表された場合</li> <li>・台風が大阪府に接近し、災害警戒本部会議で台</li> <li>風等初期避難場所を開設すると判断される場合</li> <li>・淀川の氾濫など大規模水害・土砂災害が想定さ</li> </ul>	<u>追加指</u> <u>示</u>	③災害対策本部会議 出席者 状況に応じて配備指示された職員
	<u>第 2 次防災体制</u>	れる場合 ・中小河川の氾濫、土砂災害など市内全域で被害が発生している場合	<u>指示</u> <u>指示</u>	全職員
に参集する。 (5) 勤務時間外の初動活動     勤務時間外の災害発生時においては、体制が整うまでの間は、消防本部(指令調査室)又は参集した災害対策本部事務局(危機管理室)が情報の収集伝達、府及び防災関係機関との連絡調整等を行う。全職員(再任用短時間職員を含む)は、配備指令が出された時は、配備区分に従い速やかに所定の配備場所に参集して初期活動を行う。本市域で震度 5 強以上を観測した場合、全職員(再任用短時間職員を含む)は、第2次防災体制が発令されたものとして、災害対策本部の指令を待たずに直ちに所定の配備場所に参集する。ただし、病気等により許可を受けた体暇中の者は参集を要しない。 (6) 避難所の長期開設時の体制 災害状況により、避難所が長期開設となる場合は、第2方面隊名簿より選定し追加配備を行う。 (新設)				
	配備区分	配備基準	<u>配備</u> 方法	配備職員
	災 害 警 戒 本 部	・火災による延焼が拡大し、避難者対応のほか消防活動への支援が必要な場合 ・本市域に火災気象通報が発表され、火災警報の 発令が必要な場合	指示	①警戒体制対象対策部の一部の職員 ②災害警戒本部会議 出席者
	災 害 対 策 第 <u>第1次防災体制</u> 本	・大規模火災の発生又はそのおそれが高まった場合	<u>指示</u>	①全ての対策部の一部の職員 ②火災状況に応じて配備指示された方面隊 ③災害対策本部会議 出席者
	部		<u>追加指</u> <u>示</u>	状況に応じて配備指示された職員
(新設)	場合は、市長が必 (3) 配備状況の報	・土砂災害、大規模火災以外の災害や、その 必要に応じて本部の設置及び配備体制等を選 性 は 員の配備状況をとりまとめ、本部事務局職員	どめる。	

現行計画	第3編 災害応急対策 <b>修正計画(案</b> )
5 府現地災害対策本部との連携	4 府現地災害対策本部との連携
府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。	府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。
第2 防災関係機関の組織動員配備体制 災害の規模に応じ災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。	第2 防災関係機関の組織動員配備体制 災害の規模に応じ、災害対策本部等を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。
第2節 自衛隊の災害派遣	第2節 自衛隊の災害派遣
市長は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。	
<ul> <li>第3 派遣部隊の受入れ 自衛隊連絡班に必要な受入れ準備を実施するとともに、連絡所を設置する。 </li> <li>2 派遣部隊の宿営地(トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋)及び駐車場の使用について配慮する。</li> <li>3 派遣部隊が活動の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。</li> <li>4 ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。</li> <li>5 大規模な災害が発生した際には、被災直後では混乱していることを前提に、自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について提案型の支援が自発的に行われることから、関係機関と連携し、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。</li> </ul>	<ul> <li>第3 派遣部隊の受入れ         <ul> <li>市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。</li> <li>市は、派遣部隊の宿営地(トイレ、水道、電気等のインフラが整備された体育館等の既存の建屋)及び駐車場の使用について配慮する。</li> </ul> </li> <li>3 市は、派遣部隊が活動の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。</li> <li>4 市は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。</li> </ul>
第4 派遣部隊の活動 自衛隊に派遣要請を求めることができる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない場合(「公共性」「緊急性」「非代替制」の要件を満たすこと)であって、概ね次の活動内容とする。	第4 派遣部隊の活動内容 自衛隊に派遣要請を求めることができる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ、やむを得ない場合(「公共性」「緊急性」「非代替性」の要件を満たすこと)であって、概ね次の活動内容とする。 <u>また、被災直後は混乱していることから、自衛隊派遣部隊の活動内容について、「提案型」の支援が適切に行えるよう、被災状況や支援ニーズを出来る限り把握し情報共有を行う。</u>
●被害状況の把握	1 被害状況の把握 車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。
●避難の援助	2 避難の援助 避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助す る。
●避難者等の捜索救助	3 避難者等の捜索救助 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
●水防活動	4 水防活動 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
●消防活動	5 消防活動
●道路又は水路の啓開	6 <b>道路又は水路の啓開</b> 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
●応急医療、救護及び防疫	7 <b>応急医療、救護及び防疫</b> <u>応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。</u>
●人員及び物資の緊急輸送	8 人員及び物資の緊急輸送

現行計画	修正計画(案)
	<u>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空</u>
	機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて 行う。
●炊飯及び給水	9 炊飯及び給水
	<u>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</u>
●物資の無償貸付及び譲与	10 物資の無償貸付又は譲与
	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
●危険物の保安及び除去	11 危険物の保安及び除去
●その他	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(略)	(略)
	第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援
市長は、市単独では <mark>充</mark> 分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、高槻市受援計画に基づき、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。 また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。 なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。	市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合は、高槻市受援計画に基づき、迅速に関係機関に応援を要請するとともに、 <u>消防・警察</u> ・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る等、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。
第1 大阪府知事等に対する要請等 (略) 2 (大阪府知事に対する) 緊急消防援助隊の要請 市長が府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼しようとする場合は、 府防災行政無線又は電話等により行う。	第1 大阪府知事等に対する要請等 (略) <u>(削除)</u>
3 (大阪府知事に対する) 自衛隊派遣要請の依頼 市長及び防災関係機関の長が府知事に対して自衛隊の派遣要請を要求しようとする場合は、府防災行政無線 又は電話等により行う。また、事後連やかに文書を提出する。	<u>(削除)</u>
4 指定地方行政機関の長、大阪府知事、指定公共機関(特定独立行政法人に限る)に対する職員の派遣要請又は大阪府知事に対するあっせん要請 (略)	2 指定地方行政機関の長、大阪府知事、指定公共機関(特定独立行政法人に限る)に対する職員の派遣要請又 は大阪府知事に対するあっせん要請 (略)
(1) 派遣を要請する理由	(1) 派遣 <u>又は派遣のあっせん</u> を要請する理由
(2) 派遣を要請する職員の職種別人員	(2) 派遣 <u>又は派遣のあっせん</u> を要請する職員の職種別人員 <u>数</u>
(3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣されて職員の公告での他の勘数条件	(3) 派遣 <u>又は派遣のあっせん</u> を必要とする期間 (4) 派遣 <u>スは派遣のあっせん</u> を必要とする期間
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他必要事項	(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他必要事項
(新設)	3 防災協定締結自治体及び防災協定締結企業等への応援要請
<u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	<u>市は、災害状況に応じて防災協定を締結している自治体や民間企業等に、必要な応援要請を行う。また、応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施する。</u>
5 他機関に対する応援の要請 市が災害応急対策の実施のために必要な個別協定に基づく応援要請を行う場合は、各協定に基づき実施す	<u>(削除)</u>

現行計画	修正計画(案)
<del>5.</del>	
第 2 応援・支援の受入れ体制	第2 応援・支援の受入れ体制 1 誘導・受入れ拠点の確保
2 連絡所等の設置 応援部隊 <del>(団体、個人)</del> との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。	2 連絡所等の設置 応援部隊との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所を設置する。
3 資機材等の準備 応援部隊(団体、個人)の作業等に必要な資機材 <del>、設備等については、協議のうえ</del> 配慮する。	3 <b>資機材等の準備</b> 応援部隊(団体、個人)の作業等に必要な資機材 <mark>を準備するほか、必要な設備の使用等に</mark> 配慮する。
5 ランデブーポイント ヘリコプターによる患者搬送及びドクター応援活動を要請したときは、ランデブーポイントの準備に万全 期す。	<u>(削除)</u>
(新設)	第3       緊急災害対策派遣隊(TECーFORCE)等の応援要請         市は、災害時には、必要に応じて国土交通省近畿地方整備局に情報連絡員(リエゾン)の派遣及び以下の内容について応援要請を行う。 <ul> <li>(1) 情報の収集・提供</li> <li>(2) 近畿地方整備局等職員の派遣(緊急災害対策派遣隊を含む)</li> <li>(3) 災害に係る専門家の派遣</li> <li>(4) 保有車両、災害対策用機械等の貸し付け</li> <li>(5) 保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣</li> <li>(6) 通行規制等の措置</li> <li>(7) その他必要な事項</li> </ul> (1) 情報連絡員(リエゾン)の派遣及び以下の内容について応援の派遣を含む。
_ <u>(新設)</u>	第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援 総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。)に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
第2章 情報収集伝達·警戒活動	第2章 情報収集伝達・警戒活動
第1節 警戒期の情報伝達	第1節 警戒期の情報伝達
市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等の発する警戒レベルが附された 国際では、関係機関及び住民に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。	経 市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等 <u>から発せられる</u> 気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係 機関及び住民に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。
第1 気象予警報等の伝達 4—注意報 気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。	第1 気象予警報等の伝達 1 大阪管区気象台が発表する気象予警報 大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル(危険度分布)等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。 (1) 注意報 気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。なお、本市における各基準は別表による。
J 中 般 十	種類 発表基準 気象注意報 風雪注意報 雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

発表基準

現行計画					修正計画(案)				
	気象注意報	風雪注意報	<mark>風雪</mark> によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体			具体的には <u>次</u> の条件に該当する場合である。			
			的には <mark>別表</mark> の条件に該当する場合である。			雪を伴い平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想			
		強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体			される場合。関空島(アメダス)の観測値は 15m/s を目安とする。			
		1 7 2 7 4	的には <mark>別表</mark> の条件に該当する場合である。		強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的に			
		大雨注意報 <del>- (注 4)</del> -	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 具体 <del>的には別表の条件に該当する場合</del> である。			は <u>次</u> の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場			
		<del>(在 1)</del> 大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体			<u> </u>			
		八当江心代	的には <mark>別表</mark> の条件に該当する場合である。		大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避			
		濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予			<u>難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</u> である。			
			想される場合で、具体的には <mark>別表</mark> の条件に該当する場合である。		大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的に			
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。			は次の条件に該当する場合である。			
		<del>(</del> 注 <del>5)</del>				12 時間の降雪の深さが平地で 5cm 以上、山地で 10cm 以上になると予想される場合。			
		乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には			<u>413 場合。 </u>   濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され			
			<del>別表</del> の条件に該当する場合である。		1)及7971二/67-11区 11区	る場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。			
		なだれ	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。			<u>視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。</u>			
		注 意 報 着雪注意報	体的には <del>別表</del> の条件に該当する場合である。   着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。			
		但当任尽刊	相当によりで通信様や医電様等に災害が起こるわぞれがめるとす    想される場合で、具体的には <mark>別表</mark> の条件に該当する場合である。		※注6	かたかお根1 1.似のないというマセントフロケー 日本はついる			
		霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれ		乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には <mark>次</mark> の 条件に該当する場合である。			
			があると予想される場合で、具体的には <mark>別表</mark> の条件に該当する場合			実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。			
		14	である。		なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的			
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	には <u>次</u> の <u>いずれかの</u> 条件に該当する場合である。			
			される場合で、具体的には <mark>別表</mark> の条件に該当する場合である。			ア) 積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想			
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。			<u>される場合。</u>			
		(注6)				<u>イ) 積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10 ℃以</u> 上又はかなりの降雨 が予想される場合。			
		着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。			<u>エスはかなりの降的が予念される場合。</u> 着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想され			
		- (注 6)			自当江心林	る場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。			
<del>—</del> áп	地面現象注意報	地面現象注	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそ			24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が			
すの	<del>(注7)</del> 河水涂茶和	意報	れがあると予想される場合。			$-2$ $^{\circ}$ $^{\circ$			
る利	浸水注意報 (注 7)	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。		霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがある			
あた	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合			と予想される場合で、具体的には <u>次</u> の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。			
常	DV/TVIEW TK		で、具体的には別表の条件に該当する場合である。		 低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される			
<del>-l</del> k	水防活動用	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。		1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。			
防	気象注意報					<u>最低気温が-5℃以下になると予想される場合。</u>			
活動	(注8)	₩ <b>,</b>	伽の利用)を達入ナス洲よ沙芝却し同じ		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。			
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。	[1]	着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。			
も利    の用	<del>八 八 住 思 報</del> <del>(注 8)</del>			世面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
	淀川洪水	淀川氾濫	いずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、	<u> </u>		るとす恐される場合。   浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			
	注意報	注意情報	さらに水位の上昇が見込まれるとき。	1×/ハ1→  ☆ +  ↓	1人/八二/公 #	IXANICA フ C OC 日 N NEC 1340 C 4 VN TO / 3 C 1 心 C 4 V/ 3 勿 日 C O / 3 。			
			≪淀川洪水予報実施要領による。→	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <u>避難に備</u>			
Φ						<u>えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難</u>			
						<u>行動の確認が必要とされる警戒レベル2</u> である。			
<b>2</b> 警				<u>(2)</u> 警報					
	気象現象等によ	り重大な災害が	予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。						
				<u>なお、</u>	本市における各基準	<u> </u>			
1					44.1-4				

種類

表

準

種

類

			現行計画
	気象警報	暴風警報 暴風雪警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には <mark>別表</mark> の条件に該当する場合である。 雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には <mark>別表</mark> の条件に該当する場合である。
		大雨警報 —(注4)—	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <del>具体的には別表の条件に該当する場合である。</del>
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には <del>別表</del> の条件に該当する場合である。
	地 面 現 象 警報 (注7)	警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こ るおそれがあると予想される場合。
	浸 水 警 報 <del>(注 7)</del>	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、 <b>具体的には別表の条件に該当する場合である。</b>
水防	<u> </u>	大 雨 警 報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
浩動   の   制	<del>水防活動用</del> 洪水警報 -(注8)	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
水防活動の利用に適合するもの	<del>淀 川 洪 水</del> <del>予 報</del>	淀川     氾濫       警戒     情報       淀川     氾濫       危険     情報       発生     情報	【氾濫警戒情報】  ・マデルかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 【氾濫危険情報】 ・マデルかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 【氾濫発生情報】  洪水子報区間内で氾濫が発生したとき。

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、 気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)
- <del>注3</del> 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称<del>(北大阪)</del>」や「大阪府」を用いる場合がある。
- 注 4 土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。なお、基準値に 範囲がある場合は最大値を括弧内に記述した。
- **注5** 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

気象警	報   暴風	警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想
			される場合で、具体的には <u>次</u> の条件に該当する場合である。
			る。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上にな
			ると予想される場合。関空島(アメダス)の観測値は
			25m/s を目安とする。
	暴風雪	警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあ
			ると予想される場合で、具体的には火の条件に該当する
			場合である。雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海
			上で 25m/s 以上になると予想される場合。関空島 (アメ
	+=	荷女 书口	<u>ダス)の観測値は 25m/s を目安とする。</u> 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想
	大雨		大雨によって重人な火害が起こるねてれがあると了您   される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要
	1	4	とされる警戒レベル3に相当。
	大雪	警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想
			される場合で、具体的には火の条件に該当する場合であ
			3.
			12 時間の降雪の深さが平地で 10cm 以上、山地で 20cm 以
[ [ ] - T + T	<i>t</i> . 111	TD 6.	上になると予想される場合。
地面現			大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な
警報		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	災害が起こるおそれがあると予想される場合である。 対象となって重要な災害が起これたものである。
浸水警報	報★ 浸水	音和	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想し される場合である。
洪水警	報洪水	<b></b>	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想
「六八百	17/	= +K	される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要
			とされる警戒レベル3に相当。

修正計画 (案)

- 注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、 気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)
- 注3 ☆印は、その注意報事項を気象注意報に含めて 行う。(気象庁予報警報規則第 12 条)
  - ★印は、その警報事項を気象警報に含めて行う。(気象庁予報警報規則第 12 条)
- 注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報(土砂災害)は発表されない。
- <u>注5</u> 大雨や洪水<u>等</u>の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送<u>等</u>では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。
- <u>注6</u> 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い<u>激しい</u>突風や「ひょう」による災害についての 注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられること

				*FI /~ \$1						A.B.		第3編	災害応急対策
<del>な</del> 注7	基準を定 気象注意	<sup>バ</sup> 着氷注意報は、 どめない。 「報・警報に含め   用に適合する大	<del>て行う。(気</del>	<del>象庁予報警報</del>	<del>規程第 12 条)</del>	<del>権であるため具体的</del>	があ	<b>)</b> る。		lg	§正計画(案)		
(別表)警	報・注意	報発表基準一覧	表				(別表)警報	・注意	報発表基準一覧	表			年 6 月 8 日現在 大阪管区気象台
	<b>高槻市</b>	- 次細分区域 市町村等をまとめた地域 大雨 (浸水害) (土砂災害)	大阪府 大阪府 北大阪 表面雨量指数基準 土壤雨量指数基準 流域雨量指数基準 複合基準* <sup>1</sup> 指定河川洪水予報	155 芥川流域 =16.9. 女瀬 女瀬川流域 =(11 6.6)	川流域 <mark>=8.1.</mark>			高槻市	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域 大雨 (浸水害) (土砂災を 洪水		155		

	府県予報区	大阪府						
高槻市	一次細分区域	大阪府						
	市町村等をまとめた地域	北大阪						
	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準 20						
	(土砂災害)		155					
		流域雨量指数基準		9. 女瀬川流域=8.1, 檜尾川流域=10.4				
	洪水	複合基準*1	女瀬川流域=(	11 6.6)				
警報		指定河川洪水予報 による基準		定川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]				
- 112	暴風	平均風速	20m/s					
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を件					
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm				
		件当の派と	山地	12時間降雪の深さ20cm				
	波浪	有羲波高						
	高潮	潮位						
	大雨	2人四177至7日2人生十	14					
	×M	- 4011 - 10 M - T	102					
	洪水	We 24111 = 18 24 = T	芥川流域=13.5 女瀬川流域=6.4 椿尾川流域=8.3					
		複合基準*1	芥川流域=(11, 10.8) 女瀬川流域=(7 5.9) 檜尾川流域=(11 6.6)					
	DOT.	指定河川洪水予報 による基準	程 淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]					
	強風	平均風速	12m/s					
	風雪	平均風速	12m/s 雪を件	<b>∮</b> う				
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm				
		阵当の床で	山地	12時間降雪の深さ10cm				
	波浪	有義波高						
注意報	高潮	潮位						
	雷	落雷等により被害が予想される場合						
	融雪		100m					
	濃霧							
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%						
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2						
	低温	最低気温-5℃以下	(エの)7取同 X/血 IV U以上よ/にはルバタソン/平内					
	霜	4月15日以降の晩霜	最低気温4℃	N.E.				
	着氷	1/710日 8人四年マノが北相	AX PS XVIII Y UX	^1				
		24時間略電の源させ	5:平地20cm以上 山地40cm以上					
	着雪	24時間降雪の深さ: 4 気温:-2℃~2℃						
記録的短時間	間大雨情報	1時間雨量	100mm					

<sup>\*1(</sup>表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町 村毎に特別警報を発表する。

※表面雨量指数とは、	短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。	

※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

\*1(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

平均風速

平均風速

有義波高

平均風速

平均風速

降雪の深さ 有義波高

気温:-2°C~2°C 1時間雨量

表面雨量指数基準 14 土壌雨量指数基準 102

落雷等により被害が予想される場合

①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上

24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上

4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下

視程 100m 最小湿度40%で実効湿度60%

降雪の深さ

20m/s 雪を伴う

12m/s 雪を伴う

12時間降雪の深さ10cm

12時間降雪の深さ20cm

12時間降雪の深さ5cm 12時間降雪の深さ10cm

指定河川洪水予報 | 淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]

②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10°C以上またはかなりの降雨\*2 最低気温-5°C以下

平地

### (3) 特別警報

警報

注意報

暴風雪

大雪

大雨

洪水

風雪

大雪

高潮

濃霧

乾燥

なだれ

着雪

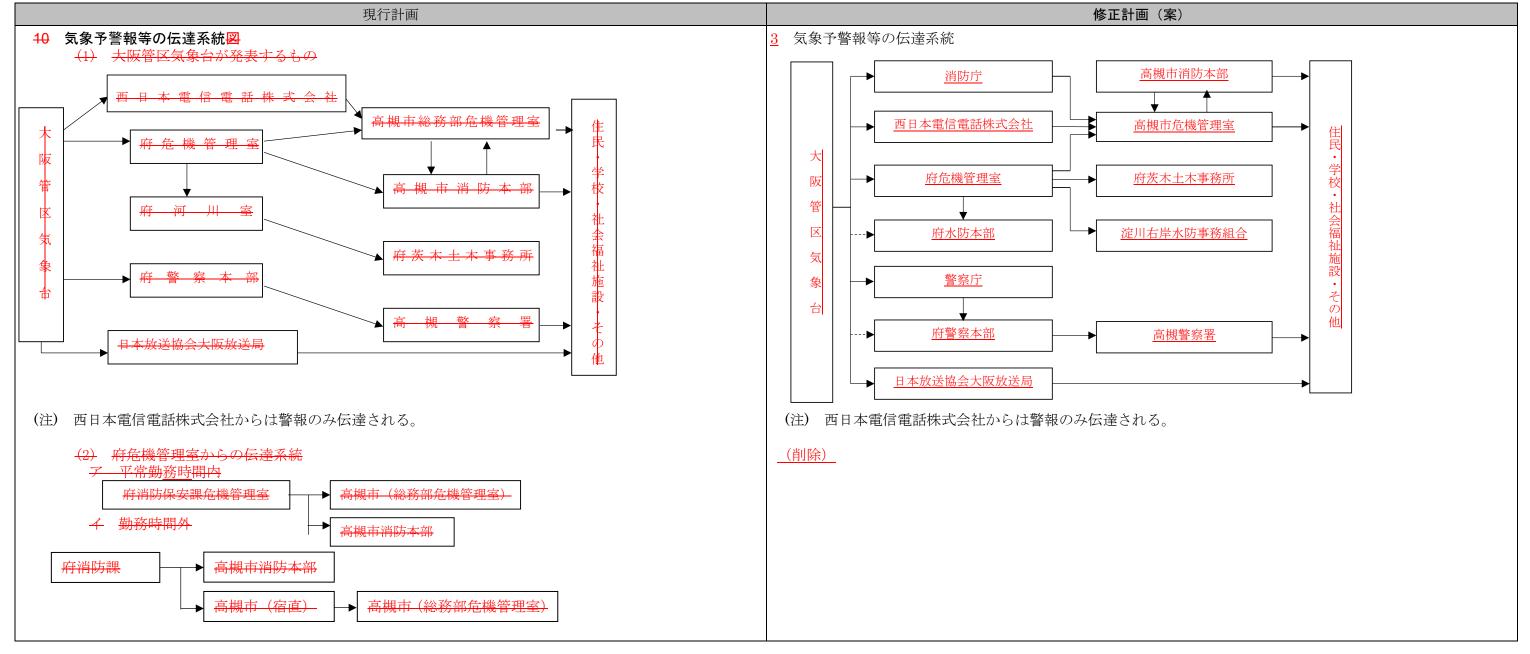
\*2 気温は大阪管区気象台の値。

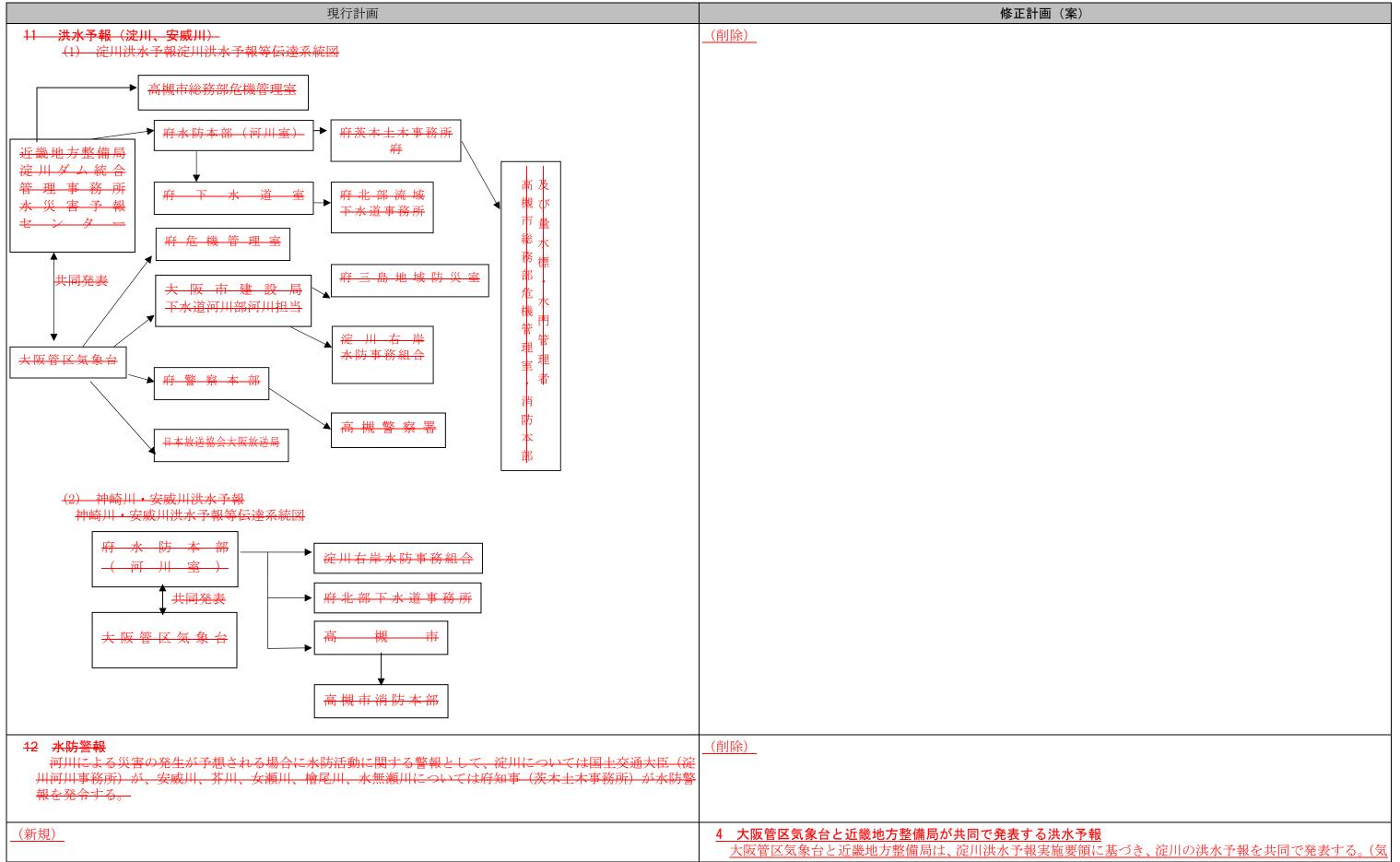
気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町 村毎に特別警報を発表する。

			現象の種類	発表基準
現象の種類	発 表 基	準		

<sup>\*2</sup> 気温は大阪管区気象台の値。

現行計画	修正計画(案)
台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され <del>、若しく</del> 大 雨 は、 <del>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想</del> される場合である。	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され <u>る場合。災害が</u> 大雨 発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があ ることを示す警戒レベル5に相当。
数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想 暴 風 される場合である。	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
暴 風 雪 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹 くと予想される場合である。	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想 表風雪 される場合である。
大雪数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。	大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。
注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。 注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。	注 1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。 注 2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。
現象の種類発表基準	現象の種類 発表 基準
	地震(地震動)   震度 6 弱以上 <mark>又は長周期地震動階級 4 の揺れ</mark> が予想される場合
地震(地震動) 震度 6 弱以上 <del>の大きさの地震動</del> が予想される場合 <del>。</del> <u>(緊急地震速報 (震度 6 弱以上)を特別警報に位置付ける)</u>	
4 気象情報 気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び 関係機関に対して発表する。	(4) 気象情報     気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。     (5) 竜巻注意情報     積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当の一次細分区域名(本市は大阪府)を対象に発表される。有効期間は発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。    特に、竜巻の目撃情報を得て発表される竜巻注意情報にあっては、別の竜巻が府内や近隣府県で発生する確率が高まることから、同注意情報(【目撃情報あり】)が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。
6 火災気象通報 大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、府知事に通報するもので、府知 事は、市町村長に伝達する。 通報基準は大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。 ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測している場合には火災気象通報として通 報しないことがある。	<u>(削除)</u>
7 火災警報 市長は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、 必要により火災警報を発令するとともに、関係機関及び住民に周知する。	<u>(削除)</u>
8 異常現象発見時の通報 異常現象(火災、堤防等の漏水及び決壊、水位の異常、山崩れ、がけ崩れ、地割れ、湧水の出現、井戸水位 の急激な変動、その他災害発生のおそれのある現象)を発見した者は、遅滞なく施設管理者、市長又は警察官 に通報しなければならない。 通報を受けた施設管理者又は警察官は、その旨を連やかに市長に、また、市長は、直ちに府、大阪管区気象 台その他の関係機関に通報するとともに、住民に周知しなければならない。	
9 ため池水位の通報 ため池の管理者は、ため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあることを認めたとき は、直ちに市長に通報しなければならない。 市長は前項の通報を受けたときは、直ちに大阪府北部農と緑の総合事務所に通報する。	





現行計画 修正計画 (案) 象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項) また、市は避難指示等の発令時には、必要に応じて近畿地方整備局に対し、河川の状況や今後の見通し等に ついて確認を行う。 (1) 発表基準 発 表 基 準 種 類 氾濫注意情報 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水 (洪水注意報) 位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断 水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避 難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に 氾濫警戒情報 氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、 (洪水警報) 避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性 がなくなった場合を除く) に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とさ れる警戒レベル3に相当。 氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続してい (洪水警報) るときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する 対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難 が必要とされる警戒レベル4に相当 氾濫発生情報 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 (洪水警報) 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直 ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 (2) 通信連絡系統図 大阪府警察本部 阪神水道企業団 大阪市建設局 淀川右岸水防事務組 (大道管理室) 大阪管区気象台 企画部工務課 大阪府危機管理室 淀川ダム統合管理事務所 高槻市危機管理室 大阪府水防本部 茨木土木事務所 近畿地方整備局 水災害予報センター 大阪府下水道室 北部流域下水道事務所 5 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報 大阪管区気象台と府は、府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき安威川の洪水予報を共同で発表する。(気 象業務法第14条の2第3項、水防法第11条) また、市は避難指示等の発令時には、必要に応じて府に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行 <u>う。</u>

(1) 発表基準       種類     発表基準       発表基準	
<u>· · · · · · · · · · · · · · · · · · · </u>	
	注意水
<u>(洪水注意報)</u> <u>位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避</u>	難判断
水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。	
<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自</u>	<u>らの避</u>
<u>難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>	
<u>氾濫警戒情報</u> <u>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到</u>	
(洪水警報) に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫: (洪水警報) に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫: (洪水警報) に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫: (洪水警報) による による による においま においま においま においま においま においま においま においま	
	判断水
<u>位を超える状況が継続しているとき(水</u> 位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高	<b>松</b>
<u>個の工弁の可能性がなくなりに場合を除く</u> ) に発表される。 同   避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は避難が必要とされ	
を表現している。	
<u>氾濫危険情報</u> <u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続</u>	してい
<u>  に                                  </u>	
いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に	対する
対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。	
が必要とされる警戒レベル4に相当。	
<u>氾濫発生情報</u> <u>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u>	
(洪水警報) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要と (洪水警報) 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要と	
災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っている。	
ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に <b>対</b>	<u>目当。</u>
<u>(2) 神崎川・安威川洪水予報</u>	
<u>作啊用一类燃用资本了</u> 和适用连帕尔 <u>机固</u>	
<u>大阪府水防本部</u> 大阪府北部流域下水道事務所	
	_
<u>世</u>	
<u>                                    </u>	
日本放送協会大阪放送局	
大阪管区気象台   <del></del>	
四日本電信電話株式会社五反田センター	
□	
1.00 XXX Int 11.4 XXX 1.4	
第2 土砂災害警戒情報の伝達 第2 土砂災害警戒情報の伝達	
第2 工物交合言版情報の位達	
市は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等を対象に防災パトロールを実施し、	
前兆現象の把握に努めるとともに、消防団や地元自主防災組織等からの情報収集やドローンを活用した被害状	
<del>況等の把握を行う。</del>	
<del>2 斜面判定制度の活用</del>	
市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による	
<del>土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。</del>	

修正計画 (案)

### 3 土砂災害警戒情報の伝達

<del>府及び大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、</del>大雨による<del>土砂災害発生</del>の危険度が更に高ま<del>ったとき、市長の避難</del>勧告<del>や住民の自主避難の判断を支援するため、</del>対象となる市町村を特定して<del>警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難</del>勧告等必要な措置を講じる。

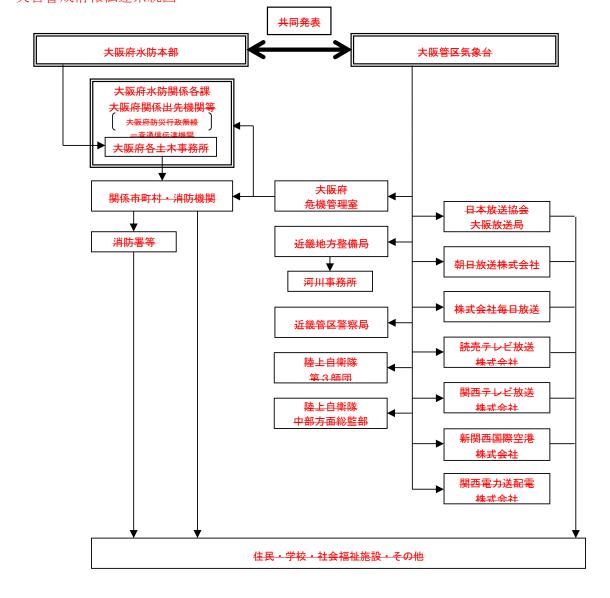
現行計画

### (1) 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

### (2) 災害警戒情報伝達系統図



(削除)

現行計画 修正計画 (案) <u>(</u>新設) 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかし くない状況となったときに、市の避難指示や住民の自主避難の判断を<mark>支援するため、警戒を呼びかける土砂災害</mark> 警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当で る。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。 市は、土砂災害警戒情報に基づき避難 指示等必要な措置を講じる。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条、 害対策基本法 第 51 条、第 55 条、気象業 務法 第 11 条、第 13 条、第 15 条) (1) 土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもの で、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したもので はない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定する ものではない。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による 土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層 崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害) が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容 を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。 ※ 土壤雨量指数 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降 った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する (2) 土砂災害警戒情報伝達系統図 共同発表 大阪府水防本部 大阪管区気象台 大阪府水防関係各課 大阪府関係出先機関等 大阪府防災行政無線 \_\_吝诵信伝達機関 ▶ 大阪府各土木事務所 総務省・消防庁 大阪府 関係市町村・消防機関 危機管理室 日本放送協会 大阪放送局 大阪府警察本部 消防署等 ※報道機関 近畿地方整備局 河川事務所 住民・学校・社会福祉施設・その他 ※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達 4 避難勧告等の発令及び判断基準(土砂災害) (削除) 市は、府及び大阪管区気象台から発表される土砂災害警戒情報等の発表を受けた場合には、「避難勧告等判断・ 伝達マニュアル」に基づき避難勧告等の発令を行う。 避難勧告等については、本編 129 頁 (第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急

	現行計画			十画(案)
対策   第1章「初動期の活	動  第9節「避難誘導  第1「避難勧告等の発令 ) を参照。			
また、「土砂災害警戒情報	日 については、本編 227 頁(第 4 編「風水害等応急対策及び復旧・復興対策」第 1 部章「災害警戒期の活動」第 3 節「警戒活動」第 4「土砂災害警戒活動」3「土砂災害警			
種別	<del>判                                    </del>	(削除)_		
- <u>[警戒レベル3]</u> <del>避難準備・高齢者等</del> <del>避難開始</del>	次のいずれかに該当する場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュの一つでも危険度2に到達し、その後の降雨が継続すると判断する場合 ・避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測される場合			
<u>- [警戒レベル4]</u> <del>避難勧告</del>	次のいずれかに該当する場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合(土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュの一つでも危険度3に到達し、その後の降雨が継続すると判断する場合) ・土砂災害の前兆現象の発生が確認された場合			
避難指示(緊急)	次に該当する場合 ・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合(土砂災害危険度情報の メッシュ情報において対象メッシュが危険度4に到達した場合)			
<u>[警戒レベル5]</u> <del>災害発生情報</del>	<u>次に該当する場合</u> <u>・ 土砂災害が発生した場合</u>			
		45.00		
※避難情報発令時には、 - 【発令対象地域】 土砂災害警戒区域の指定が	気象状況や災害状況の変化に応じ判断基準を考慮するものとする。 ある地域	(削除)		
5 要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達		(削除)		
推進に関する法律第8条の規 発生するおそれがある場合				
_(新規)_		第3 地震情報		
		1 地震情報 地震情報の種類		内容
		震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度 3以上を観測した地域名(全 国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
		震源に関する情報	<ul><li>・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を 発表した場合は発表しない)</li></ul>	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所 (震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
		<u>震源・震度に関する情報</u> <u>(注1)</u>	以下のいずれかを満たした場合・震度3以上・大津波警報、津波警報または津波注意報発	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
			表時 ・若干の海面変動が予 <u>想される場合</u>	

現行計画		修正言	<b> </b>
		・緊急地震速報 (警報) を発表した場合	
	各地の震度に関する情報 (注 1)	・震度1以上	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)</u> やその規模(マグニチュード)を発表。
	(14. 1)		震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない 地点がある場合は、その地点名を発表。
			地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震について
			のみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を 「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
	推計震度分布図	<ul><li>- 震度 5 弱以上</li></ul>	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計 した震度(震度4以上)を図情報として発表。
	長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級 1 以上	長周期地震動階級1以上を観測した場合に観測点で観測した た長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から
			10 分程度でオンライン配するとともに、気象庁ホームページに掲載。
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震に ついて以下のいずれか	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影
		<u>を満たした場合等</u> ・マグニチュード 7.0	響に関しても記述して発表。
		以上	
		・都市部等、著しい被害が発生する可能性が	
		ある地域で規模の大き な地震を観測した場合	
	その他の情報	<u>・顕著な地震の震源要</u> 素を更新した場合や地	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
		震が多発した場合等	
	2 緊急地震速報		
	(1) 発表等	▽	以上の揺れが予想された場合、震度4以上又は長周期地震
	動階級3以上が予想される	地域(緊急地震速報で用	引いる区域)に対して緊急地震速報(警報)を発表する。ま :又は長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急
	地震速報(予報)を発表す	<u>~る。</u>	Eれを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に
	位置づけられる。		
	地震による強い揺れが	『来る前に、これから強い	原に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、 い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の
	<u>る。</u>	<u>Eした場合、震源に近い場</u>	<u>場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合があ</u>
			送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提 「おいった」
			テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、 とる市区町村の防災無線等を通して住民への提供に努める。
	日本放送協会は、テレビ、	ラジオを通じて住民に打	<u></u> 是供する。
<u>(新規)</u>	第4 キキクル(大雨警報・	洪水警報の危険度分布	<u>ī)等</u>
	1キキクル等の種類と概要種類		<u>概 要</u>
	土砂キキクル(大雨警報(土砂	<u>   大雨による土砂災害</u>	発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領

現行計画			修正計画(案)
		害)の危険度分布)	域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌 雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災 害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを 面的に確認することができる。
		浸水キキクル (大雨警報 (浸水 害) の危険度分布)	<u> </u>
		洪水キキクル (洪水警報の危険 度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、ど
		流域雨量指数の予測値	工で危険度が高まるかを面的に確認することができる。   水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
情報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに接近時には、台風の状況と併せ、不要不急の外出抑制の呼びから周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビのの団体、福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、応する。	施設の施設管理者等に対して、気象 <mark>予</mark> 警報や避  対してとるべき措置について周知する。特に台  等の周知を図る。  文字放送等の情報システムを活用するほか、地 要配慮者に必要な情報が速やかに行き届くよう	難の施設管理者等に対して、気象警でとるべき措置について周知する周知を図る。 <u>また、浸水想定区域法第15条及び土砂災害防止対策の選難情報と合わせて伝達する。</u> 周知に <u>当たって</u> は、登録携帯への団体、福祉サービス事業者、ボ応する。 市は、これまで経験したことが住民に対し、身の安全確保の呼び道路管理者は、降雨状況等からた場合はできるだけ早く通行規制	通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達し 状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒 示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものと
第2節 警戒活 市及び防災関係機関は、 <del>淀川等、本市域における諸河川、水路活動を行う。</del> [水防組織の基本的な受け持ち区域]		<mark>戒</mark> 市及び防災関係機関は、 <u>連携し</u>	第2節 警戒活動 て正確な気象情報を収集、把握し状況に応じた警戒体制をとる。
河川名         淀川右岸水防事務組合           淀         川本市域全域           本市域全域         (右岸) 淀川合流点から女瀬川合流点まで           (左岸) 淀川合流点から阪急京都線まで	高槻市       (右岸) 女瀬川合流点から上流       (左岸) 阪急京都線から上流		
檜     尾     川     淀川合流点から J R 東海道線まで       女     瀬     川	JR東海道線から上流       全流域		

現行計画	修正計画(案)
東 檜 尾 川 西 檜 尾 川 真 如 寺 川 東 山 川 西 山 川	
第1 気象観測情報の収集伝達 1 雨量 〔資料編 資 64頁他〕 市域 <del>に設置された、雨量計により</del> 通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、 <mark>逐次</mark> 相互に情報 伝達をする。 夜間、休日時においては、自動電話応答装置により、 <del>予</del> め指定された市職員への個別通知を実施する。	第1 気象観測情報の収集伝達 1 雨量 「資料編 資 <u>73</u> 頁他] 市域内の雨量計が通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、相互に情報伝達をする。夜間、休日時においては、自動電話応答装置 <u>等</u> により、 <u>あらかじ</u> め指定された市職員への個別通知を実施する。
2 河川・水路、ため池の水位 市域 <del>に設置された河川・水路の水位計により</del> 通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、 <del>逐次</del> 相互に情報伝達をする。 <del>夜間、休日時においては、自動電話応答装置により、予め指定された市職員への個別通知を実施する。</del> 大阪府水防計画に <del>よる</del> 市域の防災重点ため池(B級1箇所・C級 <del>15</del> 箇所)の水位の情報収集 <del>に努め</del> 、防災関係 機関に情報伝達を行う。	2 河川・水路、ため池の水位 市域内の河川・水路の水位計が通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、相互に情報伝達をする。夜間、休日時においては、自動電話応答装置等により、あらかじめ指定された市職員への個別通知を実施する。また、大阪府水防計画における市域の防災重点ため池(B級1か所・C級13か所)の水位状況をため池管理者から情報収集を行い、防災関係機関に情報伝達を行う
3 情報交換 水防管理者(市長)、淀川右岸水防事務組合、茨木土木事務所、北部農と緑の総合事務所及び高槻警察署は、 常に連絡をとり、情報を共有する。 第 2 洪水予報、水位到達情報、水防警報及び水防情報	3 情報交換 市及び防災関係機関は、気象観測情報等の交換に努める。 第 2 水防警報及び洪水予報、水位到達情報等
第 2 <del>次次 字報、次世刊建刊報、次财富報及O7X的用報</del>	水防   水   水   水   水   大   大   大   大   大   大
<u>(新規)</u>	<u>河川名</u> <u>淀川右岸水防事務組合</u> <u>高槻市</u>
	<u>淀</u> 川 本市域全域
	(右岸) 淀川合流点から女瀬川合流点まで (右岸) 女瀬川合流点から上流 本 川
	(左岸) 淀川合流点から阪急京都線まで (左岸) 阪急京都線から上流
	<u>檜 尾 川 淀川合流点からJR東海道線まで</u>
	<u>女 瀬 川</u> <u>全 流 域</u>
	東 檜 尾 川       西 檜 尾 川       真 如 寺 川       東 山 川       西 山 川
第 2 洪水予報、水位到達情報、水防警報及び水防情報	_ <u>(削除)</u>

修正計画 (案)

# 1 洪水予報

近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して淀川洪水予報実施要領に基づき洪水予報を、府と大阪管区気象台は共同して府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき洪水予報を発表する。また、市は洪水時における避難勧告等の発令時には、必要に応じて近畿地方整備局や府に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行う。

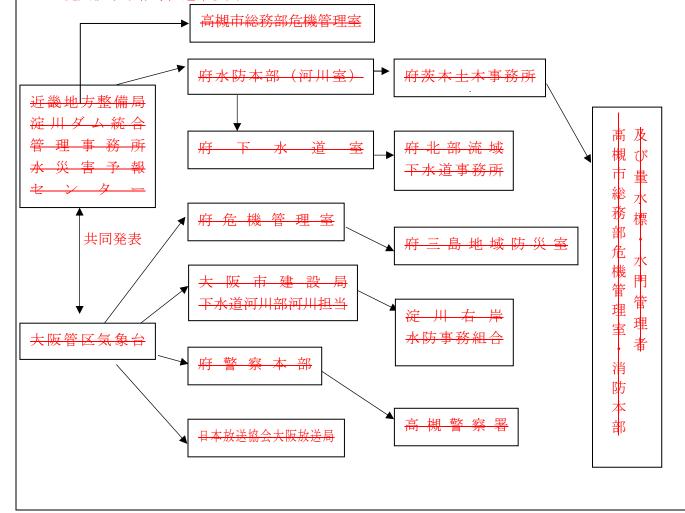
現行計画

# (1) 淀川洪水予報

淀川の洪水に関する予報は、淀川洪水予報実施要領に基づき、近畿地方整備局及び大阪管区気象台が 共同で行う。

種類	発表の基準
淀川氾濫注意情報	枚方地点の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に達し、さらに水位
(洪水注意報)	<del>の上昇が見込まれるとき。</del>
淀川氾濫警戒情報	枚方地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが
(洪水警報)	見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の
	上昇が見込まれるとき。
淀川氾濫危険情報	枚方地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
(洪水警報)	
淀川氾濫発生情報	淀川の洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
(洪水	

# 淀川洪水予報等伝達系統図

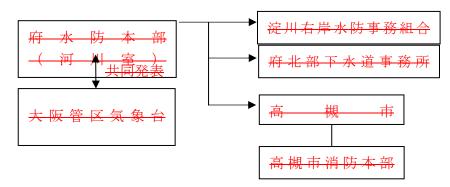


### (2) 神崎川・安威川洪水予報

安威川の洪水に関する予報は、府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき、府及び大阪管区気象台が共同で行う。

11 70	
種類	<del>発 表 の 基 準</del>
氾濫注意情報	千歳橋の水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に達し、さらに水位の
(洪水注意報)	上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報	千歳橋の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見
(洪水警報)	込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上
	昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報	手歳橋の水位が氾濫危険水位に達したとき。
(洪水警報)	
氾濫発生情報	安威川の洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
(洪水警報)	

#### 神崎川•安威川洪水予報等伝達系統図



# 2 水位周知河川 (芥川 (芥川橋)、女瀬川 (天堂橋)、檜尾川 (檜尾川橋)、水無瀬川 (水無瀬橋))

府知事が洪水予報以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定 した河川であり、水位到達情報を発表する。

	, = , , , = g
発表情報	発表の基準
<u> </u>	対象量水標で避難判断水位に達した場合。
<del>氾 濫 危 険 情 報</del>	対象量水標で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達
<u>(洪水特別警戒水位到達情報)</u>	<del>した場合。</del>
<del>氾  濫  発  生  情  報</del>	水位周知区間で氾濫が発生した場合。

### 3 水位到達情報の伝達

府知事は、水位周知河川(芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川)において、洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、警戒水位(氾濫注意水位)を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

#### 4 <u>国土交通大臣</u>が発表する水防警報(淀川)

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長は、水防警報を発表し、府知事(水防本部長)に通知し、淀川右岸水防事務組合及び市に伝達する。

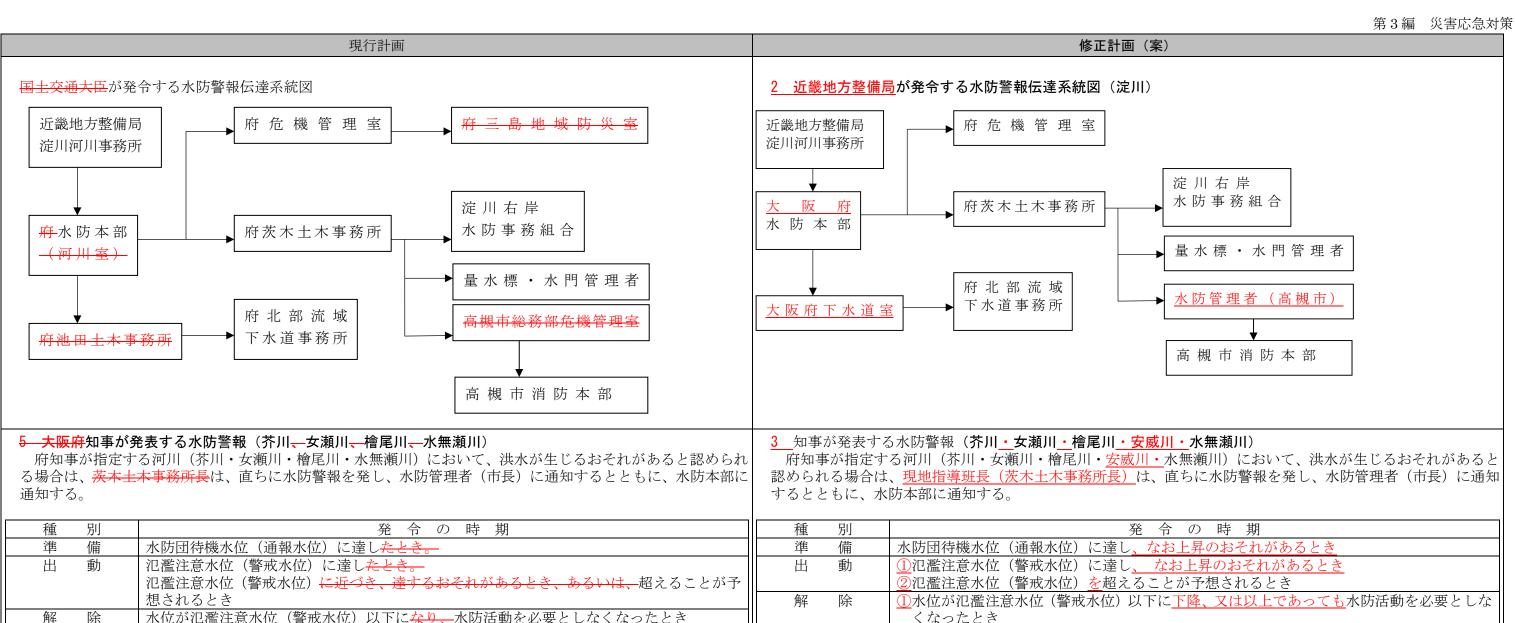
種	別	発 令 の 時 期
待	機	水防団待機水位(通報水位)を超したとき
準	備	氾濫注意水位(警戒水位)を超す3時間前
出	動	氾濫注意水位(警戒水位)を超す2時間前
解	除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下になり、水防活動を必要としなく
		なったとき

# 1 近畿地方整備局が発表する水防警報(淀川)

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長は、水防警報を発表し、府<u>知事(水防本部長)に通知し、淀川右岸水防事務組合及び市に伝達する。</u>

修正計画 (案)

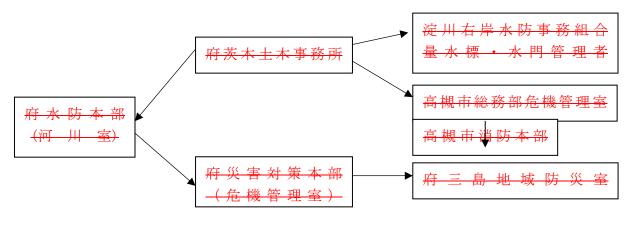
種	別	発令の時期
待	機	水防団待機水位(通報水位)を超したとき
準	備	氾濫注意水位(警戒水位)を超す3時間前
出	動	氾濫注意水位(警戒水位)を超す2時間前
解	除	水防活動の終わるとき



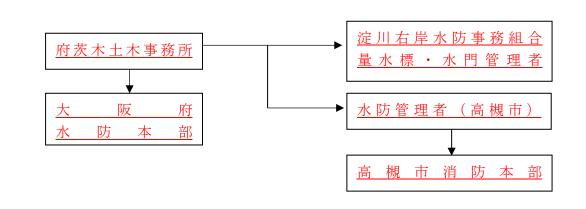
	1 0 時 例
準備	水防団待機水位(通報水位)に達し <del>たとき。</del>
出動	氾濫注意水位(警戒水位)に達し <del>たとき。</del>
	氾濫注意水位(警戒水位) <del>に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、</del> 超えることが予
	想されるとき
解除	水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下になり、水防活動を必要としなくなったとき
準備解除	水防団待機水位(通報水位)を下回ったとき、又は、水防団待機水位(通報水位)を上回っ
	ている状況で大雨(洪水)注意報が解除されたとき

# ②水防団待機水位を上回っている状態で出動態勢に入らないまま、氾濫注意水位を超えるお それがなく、水防活動を必要としなくなったとき、または大雨(洪水)注意報が解除され たとき

# 府知事が発令する水防警報伝達系統図



# 4 府知事が発表する水防警報伝達系統図



③水防団待機水位を下回ったとき

	現行計画	修正計画(案)
<u>(新規)</u>		5 水防情報 淀川河川事務所長は、水位の昇降、滞水時間、最高水位とその時刻等の水防活動に必要な事項を、適宜府知事 (水防本部長)に通知し、自ら掌握した情報もあわせて、淀川右岸水防事務組合及び市に通知する。
		6 洪水予報 (1) 淀川洪水予報 定川の洪水に関する予報は、淀川洪水予報実施要領に基づき、近畿地方整備局及び大阪管区気象台が共同で行い、府及び水防管理者(市長)に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。 (2) 神崎川・安威川洪水予報 安威川の洪水に関する予報は、府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき、府及び大阪管区気象台が共同で行い、水防管理者(市長)に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。
(新規)		7 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表(水位周知河川(芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川)) 府は、水位周知河川(府 管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川)について、避難判断水位(高齢者等避難の目安となる水位)、及び氾濫危険水位(水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位)に到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。  ※ 表情報  ② 定意を表して、定認を表して、企業を表し、企業を表して、企業を表し、企業を表して、企業を表して、企業を表して、企業を表して、企業を表し、企業を表して、企業を表し、企業を表し、企業を表して、企業を表し、企業を
<mark>6</mark> その他河川 (略)		<u>8</u> その他河川 (略)
勧告等判断・伝達マニュ 避難勧告等については	判断基準(外水) ・ら洪水予報、水位到達情報及び水防警報の発表並びに通知を受けた場合には、「避難 アル」に基づき避難勧告等の発令を行う。 、本編 129 頁(第 3 編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第 1 部「地震災害応 の活動」第 9 節「避難誘導」第 1「避難勧告等の発令」)を参照。	(削除)
<del>種 別</del>	<u>判                                    </u>	_(削除)_
<u>- [警戒レベル3]</u> <del>避難準備・高齢者等</del> <del>避難開始</del>	次のいずれかに該当する場合 ・水位観測所において、避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ・河川管理者より、氾濫警戒情報が発表された場合 ・避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測される場合	
<u>- [警戒レベル4]</u> <del>避難勧告</del>	次のいずれかに該当する場合 ・水位観測所において、氾濫危険水位に到達した場合 ・河川管理者より、氾濫危険情報が発表された場合 ・異常な漏水、浸食により決壊のおそれが高まった場合	
避難指示(緊急)	次に該当する場合 ・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合 (氾濫危険水位を突破し、堤防からの越水・溢水のおそれや、漏水、浸食のおそれが極めて高まった場合など)	
<u>[警戒レベル 5 ]</u> <del>災害発生情報</del>	次のいずれかに該当する場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・河川管理者より、氾濫発生情報が発表された場合	
※避難情報発令時には、	気象状況や災害状況の変化に応じ判断基準を考慮するものとする。	<u>(削除)</u>

	第3編 災害応急対策
現行計画	修正計画(案)
【発令対象地域】 想定浸水深 0.5m以上の地域及び河川浸食等を考慮し河川に隣接する住戸がある地域	
8 ホットライン 市は、河川の水位状況については、河川管理者とのホットラインにより、また、気象状況については大阪管 区気象台とのホットラインにより、迅速な情報共有に務めるものとする。	(削除)
9 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達 市は、河川管理者等から洪水予報、水位到達情報又は水防警報の発表及び通知を受けた場合、水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難行動の確保を図る必要のある施設のうち、名称及び所在地を定めた施設に対して、洪水予報等を避難情報と合わせて直接伝達する。	_ <u>(削除)</u>
第3 水防活動 水防管理団体である市及び淀川右岸水防事務組合は、市域において洪水等の災害の発生が予想される場合は、府、近畿地方整備局等と連携し、水防活動を実施する。 (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。 (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに 茨木土木事務所長に報告する。 ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等 イ 堤防からの溢水状況 ウ 樋門の水漏れ エ 橋梁等構造物の異常 オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等 (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。 (4) 樋門等の遅滞のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。 (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。	第3 水防活動 水防管理団体である市及び淀川右岸水防事務組合は、市域において洪水等の災害の発生が予想される場合は、府、近畿地方整備局等と連携し、水防活動を実施する。 (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。 (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに現地指導班長(茨木土木事務所長)に報告する。 ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等 イ 堤防からの越水状況 ウ 樋門の水漏れ エ 橋梁等構築物の異常 オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等 (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。 (4) 樋門等の遅滞のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。 (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。
第 4 土砂災害警戒活動	第4 土砂災害警戒活動 市及び府は、豪雨等によって生じる土砂災害に備え体制を整備し、情報の収集・伝達及び避難誘導の活動等に努めるとともに、非常時においては団体相互の協力及び応援を図りながら、迅速かつ的確な活動を実施する。
1 警戒活動 市は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等を対象に防災パトロールを実施し、 前兆現象の把握に努めるとともに、消防団や <del>地元自主防災組織等</del> からの情報収集やドローンを活用した被害状 況等の把握を行う。 また、土砂災害の発生が確認された場合やそのおそれが高まっていると判断される場合は、災害対策本部に 報告するとともに、住民の避難誘導を行う。	1 警戒活動 市は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等を対象に防災パトロールを実施し、 前兆現象の把握に努めるとともに、消防団や地域の市民防災組織等からの情報収集やドローンを活用した被害状 況等の把握を行う。 また、土砂災害の発生が確認された場合やそのおそれが高まっていると判断される場合は、災害対策本部に報 告するとともに、住民の避難誘導を行う。
3 土砂災害警戒情報の伝達  府及び大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報と共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。  (1) 土砂災害警戒情報の留意点  土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、	(削除)

現行計画 修正計画 (案) 既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更な る措置を検討する必要がある。 (2) 災害警戒情報伝達系統図 共同発表 大阪管区気象台 大阪府水防本部 大阪府水防関係各課 大阪府関係出先機関等 大阪府防災行政無線 大阪府各土木事務所 大阪府 関係市町村・消防機関 危機管理室 日本放送協会 大阪放送局 消防署等 近畿地方整備局 朝日放送株式会社 河川事務所 株式会社毎日放送 近畿管区警察局 読売テレビ放送 株式会社 陸上自衛隊 関西テレビ放送 陸上自衛隊 株式会社 中部方面総監部 新関西国際空港 関西電力送配電 住民・学校・社会福祉施設・その他 4 避難勧告等の発令及び判断基準 (土砂災害) (削除) 市は、府及び大阪管区気象台から発表される土砂災害警戒情報等の発表を受けた場合には、「避難勧告等判 断・伝達マニュアル」に基づき避難勧告等の発令を行う。 <del>避難勧告等については、本編 129 頁(第 3 編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第 1 部「地震災害</del> 応急対策」第1章「初動期の活動」第9節「避難誘導」第1「避難勧告等の発令」)を参照。 また、「土砂災害警戒情報」については、本編227頁(第4編「風水害等応急対策及び復旧・復興対策」第1部 「風水害等応急対策」第1章「災害警戒期の活動」第3節「警戒活動」第4「土砂災害警戒活動」3「土砂災害警 戒情報の伝達」)を参照。 【判断基準】 判 斯 基 準 (削除) 種 別 次のいずれかに該当する場合 「警戒レベル3】

	現行計画	修正計画(案)
避難準備・高齢者等 避難開始	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂災害危険度情報のメッシュ情報に おいて対象メッシュの一つでも危険度2に到達し、その後の降雨が継続すると 判断する場合 ・避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測 される場合	
<u>[警戒レベル4]</u> <del>避難勧告</del>	次のいずれかに該当する場合 ・ 生砂災害警戒情報が発表された場合(生砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュの一つでも危険度3に到達し、その後の降雨が継続すると判断する場合) ・ 生砂災害の前兆現象の発生が確認された場合	
避難指示(緊急)	次に該当する場合 ・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合(土砂災害危険度情報の メッシュ情報において対象メッシュが危険度4に到達した場合)	
- <u>「警戒レベル 5 ]</u> 災 <del>害発生情報</del>	<u>次に該当する場合</u> <u>・ 土砂災害が発生した場合</u>	
	気象状況や災害状況の変化に応じ判断基準を考慮するものとする。	
	<del>こがある地域</del>	
市は、府等から土砂災 の推進に関する法律第89 等が発生するおそれがあ	) 生砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達 	(削除)
第5 異常現象発見時の通 (略)	<b>2</b>	第 5 異常現象発見時の通報 (略) 1 地震 堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動 など
4 水害(河川、水路、た 堤防の亀裂又は欠け・	: <b>め池等</b> ) 崩れ、堤防からの <mark>絵</mark> 水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など	2 水害(河川、水路、ため池等) 堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの <mark>越</mark> 水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など
<b>2</b> 土砂災害 (略)		3 土砂災害 (略)
情報の交換等、相互連絡 3 交通施設管理者 高槻市営バス、鉄軌道( 必要に応じて応急対策要員 の混乱を防止するための適 また、定められた基準によ 4 道路管理者 第3編「地震災害応急	(ケーブルテレビジョン)を行う事業者は、気象情報の収集に努め、 <mark>防災関係機関とた好める。</mark> 西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社)の各事業者は、気象情報の収集に努め、 の確保、資機材の点検、整備、確保等、安全上必要な措置を講じるとともに、利用者	第6 ライフライン・交通等警戒活動 (略) 2 放送事業者 市域において放送事業 (ケーブルテレビジョン)を行う事業者は、気象情報の収集に努め、必要に応じて放送 設備・空中線の点検、緊急放送の準備等、安全上必要な措置を講じる。  3 交通施設管理者 高槻市営バス、鉄道(西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社)の各事業者は、気象情報の収集に努め、必要に応じて応急対策要員の確保、資機材の点検、整備、確保等、安全上必要な措置を講じるとともに、利用者の混乱を防止するための適切な措置を講じる。また、定められた基準により、通行、運行の禁止、制限等の規制を行う。 4 道路管理者 道路管理者は、第3編「災害応急対策」第5章「交通対策、緊急輸送活動」第2節「交通の維持復旧」を準用

<del>道路管理者は、</del> 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する	Ī
ものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものと	
する。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。	
(略)	

(略)

(新規)

# 第4節 発災直後の情報収集伝達

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報(震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。特に市北部の中山間地域との通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性などの観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

# 第1 情報収集の方法

#### 1 地震情報の収集

府及び大阪管区気象台は、地震等の観測が迅速かつ正確に行われるよう、地震計ネットワークの整備・充実を 図っており、市はこれに協力・協調し、地震情報の迅速な収集に努める。

(1) 地震情報の流れ

大阪管区気象台は、常時、地震や地動及び震度の観測を行っており、観測及び解析の成果を地震情報として発表し、府等防災関係機関に通知する。

府は、その地震情報を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達するとともに、府<mark>下</mark>各地に設置した計測 震度計の震度を大阪府震度情報ネットワークシステムにより収集・解析し、大阪府防災行政無線等で市町村 に伝達する。

(2) 市独自の情報収集

本庁舎内及び消防本部に設置された計測震度計による震度を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。

### 2 気象情報の収集

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象情報を迅速に収集する。

(1) 気象情報の流れ

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、気象現象等により災害発生のおそれがあると予想される場合は、注意報・警報等を発表し、大阪府等防災関係機関に通知する。

大阪府は、その注意報・警報等を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達する。

- → 大阪管区気象台の発表する気象予警報等
- ② 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

「第4編 <del>第1部 第1章 第1節</del> 気象予警報等の伝達」参照

(2) 市独自の気象情報収集

市域に設置された雨量計及び水位計など観測システムによる観測情報を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。

#### 2 被害情報の収集

災害時における被害情報収集の取りまとめは、災害対策本部事務局が行う。

- (1) 収集の方法
- ① 災害対策本部各対策部

災害対策本部の各対策部は、それぞれが得た被災状況を整理し、必要な情報を災害対策本部事務局に伝達

# 第8 ホットライン

降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

- <u>市は、河川の水位状況については、河川管理者とのホットラインにより、また、気象状況については大阪管区</u>気 象台とのホットラインにより、迅速な情報共有に努めるものとする。

**修正計画(案)**するほか、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、

# 第3節 発災直後の情報収集伝達

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに<u>防災行政無線(戸別受信機を含む。)や防災情報システム等を活用し、</u>地震情報(震度、<u>長周期地震動階級、</u>震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。特に市北部の中山間地域との通信手段の確保については、特段の配慮を行う。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機</u>関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性などの観点から情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

# 第1 情報収集の方法

#### 1 地震情報の収集

府及び大阪管区気象台は、地震等の観測が迅速かつ正確に行われるよう、地震計ネットワークの整備・充実を 図っており、市はこれに協力・協調し、地震情報の迅速な収集に努める。

(1) 地震情報の流れ

大阪管区気象台は、常時、地震や地動及び震度の観測を行っており、観測及び解析の成果を地震情報として 発表し、府等防災関係機関に通知する。

府は、その地震情報を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達するとともに、府内各地に設置した計測震度計の震度を大阪府震度情報ネットワークシステムにより収集・解析し、大阪府防災行政無線等で市町村に伝達する。

(2) 市独自の情報収集

本庁舎内及び消防本部に設置した計測震度計による震度を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。

#### 2 気象情報の収集

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象情報を迅速に収集する。

(1) 気象情報の流れ

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、気象現象等により災害発生のおそれがあると予想される場合は、 注意報・警報等を発表し、大阪府等防災関係機関に通知する。

大阪府は、その注意報・警報等を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達する。

ア 大阪管区気象台の発表する気象予警報等

大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

「第3編 第2章 第1節 第1 気象予警報等の伝達」参照

(2) 市独自の気象情報収集

市域に設置された雨量計及び水位計など観測システムによる観測情報を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。

#### 3 被害情報の収集

災害時における被害情報収集の取りまとめは、災害対策本部事務局が行う。

- (1) 収集の方法
- ア 災害対策本部各対策部

災害対策本部の各対策部は、それぞれが得た被災状況を整理し、必要な情報を災害対策本部事務局に伝達

する。

② 災害対策本部方面隊

方面隊員は、指定避難所及び指定緊急避難場所の状況や避難者等からの被災情報を<del>方面部に伝達し、必要な情報を災害対策本部事務局</del>に伝達する。

③ 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの被災状況と災害対策の上で知り得た被災状況を災害対策本部事務局に伝達す

被害状況によっては、自衛隊、府警察、大阪市消防局等のヘリコプターからの情報提供を要請する。

→ 参集途上の職員からの情報

全ての職員は、災害による参集途上に被災情報を収集し、配備先の責任者はとりまとめて必要な情報を災害対策本部事務局に伝達する。

⑤ 住民及び<del>自主</del>防災組織からの情報 住民及び<del>自主</del>防災組織からの被災情報は、連絡を受けた対策部が必要な対策部に伝達する。

(2) 情報収集事項

収集する災害情報は次のとおりとする。

- 小災の発生状況、延焼状況
- ② 救助を要する人的被害状況
- ② 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性
- 4 建築物の被災状況
- ⑤ 道路・鉄道の被災状況
- 6 住民の避難の状況
- ライフラインの被災状況
- ⑧ 河川の状況、浸水の状況

#### 3 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対して緊急地震速報(警報)を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。 注)緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、 地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の

地震による強い揺れか来る前に、これから強い揺れか来ることを知らせる警報である。このにめ、内陸の 浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。 る。

<del>(2) 伝達</del>

気象庁は、緊急地震連報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への 提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急連報メール機能を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由による市区町村の防災無線等を通して住民への提供に 努める。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

#### 4 災害情報の伝達

住民等への災害情報の伝達にあたっては、要配慮者にも配慮しながら次のとおり行う。

- (1) 防災行政無線
- → 屋外拡声子局による伝達

市内に設置された屋外拡声子局を利用して、災害情報を伝達する。避難<del>勧告、避難</del>指示<del>(緊急)</del>等の発令時にはサイレン吹鳴を行うほか、株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス受信端末機に防災行政無線の放送内容を伝達する。

② 戸別受信機による伝達

公共施設に設置されている戸別受信機で災害情報を伝達する。戸別受信機は主に災害情報を市職員に伝達することを目的としており、「指定避難所」と位置付けられた施設へは、この戸別受信機を利用して災害情報を伝達する。

修正計画(案)

する。

イ 災害対策本部方面隊

方面隊員は、指定避難所及び指定緊急避難場所の状況や避難者等からの被災情報を<u>災害対策本部事務局</u>に 伝達する。

ウ防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの被災状況と災害対策の上で知り得た被災状況を災害対策本部事務局に伝達す

被害状況によっては、自衛隊、府警察、大阪市消防局等のヘリコプターからの情報提供を要請する。

<u></u> 参集途上の職員からの情報

全ての職員は、災害による参集途上に被災情報を収集し、配備先の責任者はとりまとめて必要な情報を災害対策本部事務局に伝達する。

オ 住民及び市民防災組織からの情報

住民及び市民防災組織からの被災情報は、連絡を受けた対策部が必要な対策部に伝達する。

(2) 情報収集事項

収集する災害情報は次のとおりとする。

- ア 火災の発生状況、延焼状況
- 対助を要する人的被害状況
- ウ 急傾斜地の被災状況、崩壊危険性
- エ 建築物の被災状況
- オ 道路・鉄道の被災状況
- カ 住民の避難の状況
- ー キ ライフラインの被災状況
- **ク** 河川の状況、浸水の状況

(削除)

#### 4 災害情報の伝達

住民等への災害情報の伝達に<u>当たって</u>は、要配慮者にも配慮しながら次のとおり行う。

- (1) 防災行政無線
- ア 屋外拡声子局による伝達

市内に設置<u>した</u>屋外拡声子局を利用して、災害情報を伝達する。避難指示等の発令時にはサイレン吹鳴を行うほか、株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス受信端末機に防災行政無線の放送内容を伝達する。

イ 戸別受信機による伝達

公共施設に設置<u>した</u>戸別受信機で災害情報を伝達する。戸別受信機は主に災害情報を市職員に伝達することを目的としており、「指定避難所」と位置付けられた施設へは、この戸別受信機を利用して災害情報を伝達する。

現行計画	修正計画(案)
(2) 広報車、自転車の利用 無線が途絶した場合や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等を限られた地域に伝達 する場合は、広報車、自転車等を利用して災害情報を伝達する。 (3) ケーブルテレビ等の利用 株式会社ジェイコムウエスト等と締結した災害報道に関する協定に基づき、災害時にはケーブルテレビ等 を利用して、災害対策本部の災害情報を放送する。 (4) インターネット等の利用 市ホームページへの掲載、緊急速報メール、高槻市公式ツイッター「(公式)高槻市防災情報」、高槻市LIN	(2) 広報車、自転車の利用 無線が途絶した場合や避難指示等を限られた地域に伝達する場合は、広報車、自転車等を利用して災害情報 を伝達する。 (3) ケーブルテレビ等の利用 株式会社ジェイコムウエスト等と締結した災害報道に関する協定に基づき、災害時にはケーブルテレビ等を 利用して、災害対策本部の災害情報を放送する。 (4) インターネット等の利用 市ホームページへの掲載、緊急速報メール、高槻市公式X(旧ツイッター)「(公式)高槻市防災情報」、高
E公式アカウントにより災害情報を伝達する。 (5) <mark>緊急連絡網等の利用</mark> 高槻市コミュニティ市民会議 <mark>緊急連絡網等</mark> により災害情報を伝達する。	槻市LINE公式アカウント <u>等</u> により災害情報を伝達する。 (5) <u>緊急連絡の実施</u> 高槻市コミュニティ市民会議 <u>への緊急連絡等</u> により災害情報を伝達する。
第2 大阪府への報告 市域内に災害が発生した場合、市長は災害の状況、対策措置等を次のとおり府防災情報システムを活用して府知事へ報告する。同システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話、ファクシミリ等により報告する。 (略)	第2 大阪府への報告 市域内に災害が発生した場合、市長は災害の状況、対策措置等を次のとおり府防災情報システムを活用して府知事へ報告する。同システムが使用できない場合は、府防災行政無線、電話、ファクシミリ等により報告する。但し、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。 なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。
(略)	(略)
4 報告の種別         (略)         (1) 発生報告         (略)         ① 災害報告(地すべり)報告様式         ② 災害報告(がけ崩れ)報告様式         ③ 災害報告(土石流等)報告様式	4 報告の種別       資料編 資 142 頁他〕         (略)       (1) 発生報告         (略)       ア 災害報告(地すべり)報告様式         イ 災害報告(がけ崩れ)報告様式       ウ 災害報告(土石流等)報告様式
第 4 通信手段の確保 (略)	第4 通信手段の確保 市をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の 復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 (略)
2 無線通信 (1) 大阪府防災行政無線	2 無線通信 (1) 大阪府防災行政無線

(2) <u>大阪府</u>防災情報システム<u>(O-DIS)</u>

(3) 高槻市防災行政無線

市庁舎本館4階危機管理室に設置された大阪府防災情報システム端末機より、被害情報等を収集・伝達する。

災害時における災害情報を伝達し、被害状況や応急復旧対策活動状況の情報を収集する。防災行政無線は次

〔資料編 資 65 頁他〕

(2) 防災情報システム

(3) 高槻市防災行政無線

市庁舎本館4階<del>総務部</del>に設置された大阪府防災情報システム端末機より、被害情報等を収集・伝達する。

災害時における災害情報を伝達し、被害状況や応急復旧対策活動状況の情報を収集する。防災行政無線は

〔資料編 資 54頁他〕

and the set the set	
現行計画	修正計画(案)
次の4種類に区分される。	の2種類に区分される。 <u>ア</u> 移動系無線 高槻市組織内の相互通信 <u>イ</u> 固定系無線 災害情報や災害指令の同報(一方)通信
<ul> <li>防災関係機関の相互通信</li> <li>(4) 高槻市消防無線</li></ul>	(4) 高槻市消防無線
3 その他の手段	3 その他の手段
非常手段 有線電話が途絶し、あるいは無線が途絶もしくは交信の輻輳により使用不可能の場合は、使者が書面の持参により情報伝達を行う。	有線電話が途絶し、あるいは無線が途絶もしくは交信の輻輳により使用不可能の場合は、書面の持参 <u>等</u> により情報伝達を行う。
第 <mark>5 節 災害広報</mark> (略)	第 <mark>4</mark> 節 災害広報 <sup>(略)</sup>
第1 災害モード宣言 (略) 1 発信の目安 (1) 台風	第1 災害モード宣言         (略)       1 発信の目安         (1) 台風       気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合         (略)       2 発信の内容         (1) 台風       ア 自分の身の安全確保         イ 出勤・通学の抑制       ウ 市長の発令する避難情報への注意         (2) 地震       自分の身の安全確保         イ 近所での助け合い       ウ むやみな移動の抑制         エ 出勤・通学の抑制
第 2 災害広報	第2 災害広報 市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報誌の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。
1—広報の内容         (1) 台風接近時の広報         ① 台風についての情報         ② 不要不急の外出抑制の呼びかけ         ③ 鉄道等の交通機関の運行情報 など         (2) 風水害発生直後の広報         ① 気象等の状況         ② 土砂災害(二次的災害)の危険性 など	1 広報の内容         (1) 台風接近時の広報         ア 台風についての情報         イ 不要不急の外出抑制の呼びかけ         ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 など

現行計画	修正計画(案)
(3) 地震発生直後の広報     ・ 地震情報 (震度、震源、地震活動等)・気象の状況     ② 出火防止・初期消火の呼びかけ     ③ 避難行動要支援者への支援の呼びかけ     ④ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 など	(2) 地震発生直後の広報
<ul> <li>(4) その後の広報</li> <li>① 二次災害の危険性</li> <li>② 被災状況とその後の見通し</li> <li>③ 被災者のために講じている施策</li> <li>④ ライフラインや交通施設等の状況</li> <li>⑤ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報</li> <li>⑥ 交通規制情報</li> <li>⑦ 義援物資等の取扱い など</li> </ul>	ウ 土砂災害(二次的災害)の危険性 など(4) その後の広報ア 二次災害の危険性イ 被災状況とその後の見通しウ 被災者のために講じている施策エ ライフラインや交通施設等の状況オ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報カ 交通規制情報キ 義援物資等の取扱い など
<ul> <li>2 広報の方法         <ul> <li>(1) 広報誌の内容変更・臨時発行</li> <li>(2) ホームページ、SNSによる広報</li> <li>(3) 広報車による現場広報</li> <li>(4) 防災行政無線(同報系)による地区広報</li> <li>(5) 指定避難所への職員の派遣、広報誌・チラシの掲示・配布</li> <li>(6) 新聞、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ等への情報提供</li> <li>(7) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報</li> <li>(8) 高槻市コミュニティ市民会議</li></ul></li></ul>	2 広報の方法 (1) 広報誌の内容変更・臨時発行 (2) ホームページ、SNSによる広報 (3) 広報車による現場広報 (4) 防災行政無線(同報系)による地区広報 (5) 指定避難所への職員の派遣、広報誌・チラシの掲示・配布 (6) 報道機関等への情報提供 (7) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報 (8) 高槻市コミュニティ市民会議への緊急連絡等による災害情報の伝達
3 災害時の広報体制 (1) 広報担当 ① 災害情報・被害状況等災害に関する広報は、広報広聴Gが統括する。 ② 各部における広報を必要とする事項は、すべて広報広聴Gに連絡する。 (2) 情報等広報事項の収集 ② 広報広聴Gは、災害対策本部の各部が把握する災害情報、広報資料を積極的に収集する。 ② 広報広聴Gは、必要に応じて災害現地に出向き、写真撮影、その他の取材活動を実施する。	3 災害時の広報体制 (1) 広報担当     ア 災害情報・被害状況等災害に関する広報は、本部事務局が統括する。
第3 報道機関との連携 地震に関する情報、被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、各報道機関等に対し情報提供を 行う。また、発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を事前に周知する。	第3 報道機関との連携 <ul><li>1 報道機関への情報提供</li><li>地震に関する情報、被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、各報道機関等に対し情報提供を行う。</li></ul>
<u>(新規)</u>	2 要配慮者に配慮した広報 (1) 障がい者等への情報提供   広報に当たっては、手話通訳・字幕入放送等、障がい特性に配慮した広報を行う。 (2) 外国人への情報提供   府は、必要に応じ、放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。 (3) 避難行動要支援者への情報提供   広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。
<u>(新規)</u>	3 安否情報の提供 日本放送協会(大阪放送局)は、安否情報の提供に努める。
第4 広聴活動の実施 市及び防災関係機関は、住民からの要望事項等を把握するとともに、各種問い合わせに速やかに対応できるよう、	第4 広聴活動の実施 市及び防災関係機関は、住民からの要望事項等を把握するとともに、各種問い合わせに速やかに対応できるよう、

現行計画 修正計画(案) 専用電話等を備えた被災者支援センターを開設するなど積極的に広聴活動を実施する。 専用電話等を備えた<del>窓口</del>を開設するなど積極的に広聴活動を実施する。 第3章 消火、救助、救急、医療救護 第3章 消火、救助、救急、医療救護 (略) (略) 第2 消防署・消防団の活動 第2 消防署・消防団の活動 7 火災防御 7 火災防御 火災防御に<del>あたって</del>は、人命の安全確保と火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を最重点とし活動を行う。 火災防御に当たっては、人命の安全確保と火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を最重点とし活動を行う。 (略) (略) 関係機関への出動要請 10 関係機関への出動要請 10 活動部隊の指揮者は、大阪<del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del>北東部<del>導管</del>部、関西電力送配電株式会社 活動部隊の指揮者は、大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部、関西電力送配電株式会社大阪北本部高 大阪支柱 大阪北電力本部高槻配電営業所等関係機関の協力が必要と判断した場合は、警備本部を通じ、出動 槻配電営業所等関係機関の協力が必要と判断した場合は、警備本部を通じ、出動を要請する。 を要請する。 (略) (略) 第5 自主防災組織 第5 市民防災組織 市は、地域住民による市民防災組織及び事業所の自衛消防組織等の育成に努め、災害時における消火・救助・救 市は、地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等の育成に努め、災害時における消火・救助・救 急活動がより円滑に行われる体制づくりを推進する。また、防災関係機関との連携に努める。 急活動がより円滑に行われる体制づくりを推進する。また、防災関係機関との連携に努める。 自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急 市民防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急 活動を実施する。また、防災関係機関との連携に努める。 活動を実施する。また、防災関係機関との連携に努める。 (略) 第2節 医療救護活動 第2節 医療救護活動 市は、<del>地震</del>発生後、人的被害が生じた場合は、被災者に対して、医療関係機関との連携のもとに、災害の状況に 市は、災害発生後、人的被害が生じた場合は、被災者に対して、医療関係機関との連携のもとに、災害の状況に 応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む。)を実施する。 応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む。)を実施する。 また、災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾンなどを含む)に対して適宜助言及び支援を求める。 第1 医療情報の収集・提供活動 第1 医療情報の収集・提供活動 市は、災害対策本部を設置すると同時に、救護対策本部と連携して、人的被害・医療機関の被災状況、活動状況 市は、災害対策本部<mark>が設置される</mark>と同時に、救護対策本部と連携して、人的被害・医療機関の被災状況、活動状 況及び被災地医療ニーズ等について情報の収集・提供窓口を開設し、把握した情報を府へ提供する。また、住民に 及び被災地医療ニーズ等について情報の収集・提供窓口を開設し、把握した情報を府へ提供する。また、住民にも も可能な限り医療機関情報を提供する。 可能な限り医療機関情報を提供する。 第 2 現地医療対策 第2 現地医療対策 1 現地医療の確保 1 現地医療の確保 (1) 医療救護班の編成・出向 (1) 医療救護班の編成・出向

医療関係機関により編成された医療救護班は、あらかじめ指定された救護所等に出向し、傷病者の治療、 歯科治療等の応急処置を行う。

(2) 医療救護班の搬送

原則として医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターへリ等を活用し移動する。ただし、医療関係 機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し搬送を行う。

(略)

#### 第3 後方医療対策

医療関係機関により編成された医療救護班は、あらかじめ指定された救護所等に出向し、傷病者の治療、歯 科治療等の応急処置を行う。なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等 を携行する。市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府を通して日本赤十字社大阪府支部 に医療救護班の派遣要請を行う。

(2) 医療救護班の搬送

原則として医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターへリ等を活用し移動する。ただし、医療関係 機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し搬送を行う。

(略)

#### 第3 後方医療対策

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災 を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。

市は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患 者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

#### 現行計画 修正計画(案) 患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送 車両を確保する。 「資料編 資 77頁〕 1 市救護拠点病院 [資料編 資 86 頁] 1 市救護拠点病院 あらかじめ指定した<sup>7</sup>簡析の市救護拠点病院(二次後送病院)は、救護所から搬送される入院を要する患者を あらかじめ指定した 7 か所の市救護拠点病院(二次後送病院)は、救護所から搬送される入院を要する患者を 受入れ、治療を行う。 受入れ、治療を行う。 2 大阪府三島救命救急センター・大阪医科大学附属病院 2 大阪医科薬科大学病院 救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された患者は、大阪府三島救命救急センター及び大阪医科大学附属 救護所・市救護拠点病院で治療困難と判断された患者は、大阪医科薬科大学病院に搬送する。 病院に搬送する。

#### 3 市災害医療センター

〔資料編 資 <del>77</del>頁〕

住民が自ら行動をとる際の

<del>、阪府三島救命救急センターは、市</del>、救護対策本部と連携し、<del>市災害医療センターとして、</del>患者受入れに係る 医療機関間の調整等を行う。 (略)

# 第1節 避難誘導

<del>市及び防災関係機関は、安全確保のため、</del>相互に連携し、避難<del>勧告等(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</del> <del>避難</del>指示<del>(緊急))の発令及び避難</del>誘導等の必要な措置を講じる。

その際は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難<mark>勧告</mark>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確 支援マニュアル」等に沿った避難支援に努める。

また、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し 当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

#### 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

再は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に<del>必要があると認める場合は</del> 避難<del>勧告</del>等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難<del>勧告</del>等は、災害種別ごとに避 難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難<mark>勧告</mark>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒 レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で が災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等 こ絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する

#### 1 避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

#### 行動を<del>住民</del>等に 警戒レベル 住民等がとるべき行動 判断に参考となる情報 促す情報 (警戒レベル相当情報) ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構 早期注意情報(警報級 えを高める。 警戒レベル1 の可能性) (気象庁が発表) ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経 · 氾濫注意情報 大雨<del>注意報</del>・洪水注意 路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再 ・洪水警報の危険度分布(注意) 警戒レベル2 確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 ・土砂災害に関するメッシュ情報(注意) (気象庁が発表)

# 3 市災害医療センター

[資料編 資 86 頁]

市は、市災害医療センターとして指定する保健センター等において、救護対策本部と連携し、患者受入れに係 る医療機関間の調整等を行う。

(略)

# 第1節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市及び防災関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等の必要な措置を講

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を にすること、避難<mark>勧告</mark>等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行|明確にすること、避難<mark>指示</mark>等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避 動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「災害時要援護者|難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「災害時要援 護者支援マニュアル」等に沿った避難支援に努める。

# 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。 避難 旨示等の発令に当たり、必要に応じて専門家の技術的な助言等を活用するなど、適切に判断を行うものとする。ま <mark>た、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難<mark>指示</mark>等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域</mark> を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したと るべき避難行動がわかるように伝達する。

#### 1 避難情報と居住者等のとるべき行動(警戒レベルの詳細)

警戒レベル	<u>居住者</u> 等がとるべき行動	行動を <mark>居住者</mark> 等に 促す情報	居住者が自ら行動をとる際の 判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル 1	<u>災害への心構えを高める</u> ・防災気象情報等の最新情報に注意する <u>等</u> 、 災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
''	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水 <u>・高潮</u> 注 意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・ <u>洪水キキクル(</u> 洪水警報の危険 度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂 災害)の危険度分布)(注意) ・府が提供する土砂災害危険度情 報(注意)

	現行計画			修正計画(案)			
警戒レベル 3	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の 防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある 区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退 き避難することが強く望まれる。	<mark>避難準備・</mark> 高齢者等避 難 <mark>開始</mark> (市 <mark>町村</mark> が発令)	<ul> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・洪水警報</li> <li>・洪水警報の危険度分布(警戒)</li> <li>・大雨警報(土砂災害)</li> <li>・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</li> </ul>	警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き 避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又 は施設利用者の高齢者及び障がいのある人 等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の 外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め たり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に	高齢者等避難 (市が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル (洪水警報の危度分布) (警戒) ・大雨警報 (土砂災害) ・土砂キキクル (大雨警報(土 災害) の危険度分布) (警戒) ・府が提供する土砂災害危険度 報(警戒)
警戒レベル 4	全員避難  ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。  ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかわないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 <市町村から避難指示(緊急)が発令された場合> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難 <del>勧告、避難</del> 指示 ( <del>緊急)</del> (市町村が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に 危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて た険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて た険)※1	警戒レベル 4	応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。  危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示 (市が発令)	・氾濫危険情報 ・ <u>洪水キキクル(</u> 洪水警報の危度分布)(危険) ・土砂災害警戒情報 ・ <u>土砂キキクル(大雨警報(土災害)の危険度分布)</u> (危険) ・ <u>府が提供する土砂災害危険度</u> 報(危険)
	・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全 な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難 行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ね て避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令さ れるものではないことに留意する。 災害発生		・氾濫発生情報	警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	<u>緊急安全確保</u> (市が発令)	<ul> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・洪水キキクル(洪水警報の危度分布)(災害切迫)</li> <li>・(大雨特別警報(浸水害))</li> <li>・(大雨特別警報(土砂災害)</li> <li>※1</li> <li>・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)</li> <li>災害)の危険度分布)(災害切</li> </ul>
警戒レベル 5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、 災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに 留意する。	<del>災害発生情報</del> (市 <del>町村</del> が発令)	・(大雨特別警報(浸水害))※ <del>2</del> ・(大雨特別警報(土砂災害))※ <mark>2</mark>				・浸水キキクル(大雨警報(汽害)の危険度分布)(災害切迫

- 注2 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するもの であることから、警戒レ ベル相当情報が出されたとしても発令<del>され</del>ないことがある。
- 注3 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)、府が提供する土砂災害危険度
- 注 4 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)については、現行では避難指示(緊急)の発令を 判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて
- 注 5 ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性 が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として 運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

- 注2 市町村長が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するもの であることから、警戒 レベル相当情報が出されたとしても発令<u>し</u>ないことがある。
- 注3 令和3年災対法改正により、警戒レベル5緊急安全確保は、災害発生を確認した状況だけではなく 災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報(浸 水害)及び大雨特別警報(土砂災害)は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられる ととなった。
- 注4 気象庁は令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

#### 2 実施者 2 実施者

# (1) 避難勧告、避難指示 (緊急)、災害発生情報

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを<del>勧告・</del>指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、<del>勧告又は</del>指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難<mark>勧告</mark>等を発令できるよう、<del>平時</del>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難<del>勧告又は避難</del>指示(<del>緊急)</del>の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難<del>勧告、避難</del>指示(<del>緊急)</del>の解除に<del>あたって</del>は、十分に安全性の確認に努める。府知事は、市が事務の全部又は大部分<del>の事務</del>を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの<del>勧告及び</del>指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

- イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)
- エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場 にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)
- オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため の立退きを指示する。(水防法第29条)
- カ 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- (2) <del>「避難準備・</del>高齢者等避難<del>開始」の発令・伝達</del>

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「<del>避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「避難準備・</del>高齢者等避難<mark>開始」</mark>を発令・伝達する。

#### 修正計画(案)

#### (1) 緊急安全確保、避難指示

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難<u>指示</u>等を発令できるよう、<u>平常時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。府知事は、市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)

- イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)
- エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場 にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)
- オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため の立退きを指示する。(水防法第29条)
- カ 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電 気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求 める。
- <u>キ</u> 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指 示等を発令する。

#### (2) 高齢者等避難

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、高齢者等避難を発令・伝達する。<u>また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</u>

# (新規) 第2 洪水、土砂災害における避難情報の発令 市長は、大雨等により河川において基準水位に到

市長は、大雨等により河川において基準水位に到達する又はその見込みがある場合や、土砂災害警戒区域等にいて基準値を超過した場合には、「避難情報判断・伝達マニュアル」に基づき避難情報を発令・伝達する。

#### 第2 住民への周知

市長等は、避難<mark>勧告</mark>等の<mark>実施に<del>あたって</del>は、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に<del>あたって</del>は、避難行動要支援者に配慮したものとする。</mark>

#### 第3 住民への周知

市長等は、避難<u>指示</u>等の<u>発令</u>に<u>当たって</u>は、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール、SNS等により周知徹底を図る。周知に<u>当たって</u>は、避難行動要支援者に配慮したものとする。

<u>また、市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含</u>めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

#### 第3 避難者の誘導等

#### 1 市

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、<mark>自主</mark>防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等 と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、避 難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。 (略)

# 第 4 避難者の誘導等

#### 1 市

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、<mark>市民</mark>防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市が作成するマニュアル<u>等</u>に則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

#### (略)

現行計画	第3編 災害応急対策 <b>修正計画(案)</b>
	<u>第 5 広域避難</u>
(新規)	1 府内市町村間の広域避難の協議等 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難や、指定福祉避難所を含む指定避難所及び 指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市 町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供すること についても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよ う努める。
(新規)	2 都道府県外の広域避難の協議等 市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。 府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。
	第 6 避難者の運送 <u>府は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定</u> 地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請することがで きることから、必要に応じて府に要請を行う。
_第 4 警戒区域の設定 住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	第 <u>7</u> 警戒区域の設定 市長等は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
1 設定者 (4) 消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、 火災のおそれが著しく高く、被害を与えるおそれがあるときは警戒区域(火災警戒区域)を設定できる。(消 防法 23 条の 2) (5) 消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、活動確保を主目的に警戒区域(消防警戒区域)を設定 できる。(消防法第 28 条・第 36 条) (略)	<ul> <li>1 設定者         <ul> <li>(4) 消防長又は消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災のおそれが著しく高く、被害を与えるおそれがあるときは警戒区域(火災警戒区域)を設定できる。(消防法第23条の2)</li> <li>(5) 消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、活動確保を主目的に警戒区域(消防警戒区域)を設定できる。(消防法第28条)</li> </ul> </li> <li>(略)</li> </ul>
	第2節 指定避難所の開設・運営等 市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、 生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、食料等 必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、
指定避難所の運営については、阪神・淡路大震災や東日本大震災等において行政主体の運営は困難であることが明らかとなったことから、地域住民が主体的に指定避難所の管理・運営を行うこととする。また、指定避難所に滞り在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。	
なお、 <mark>指定管理施設が</mark> 指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分 担等を定めるよう努めるとともに、各避難所の運営者と共に、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専	なお、 <u>指定管理者が管理を行っている公の施設が</u> 指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に 避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるとともに、各避難所の運営者と共に、避難所の良好な生活環境 の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。
第1 指定避難所の開設 1 指定避難所等	第1 指定避難所の開設 1 指定避難所等 市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難先を確保し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。避難が必要と判断した場合は、開設する指定避難所等を指定し住民に周知するとともに、市職員(方面隊員)を派遣し指定避難所を開設するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、市職員(方面隊員)の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した市民防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする。

各方面隊長は総括をするとともに、その状況を災害対策本部に報告する。 また、指

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機

関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

する<del>ことができる</del>。 被災者の受入れにあたり、

現行計画	## の
定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、 屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。 市は、指定避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に 配慮し、災害状況によっては、被災地以外の地域にあるものも含め、 <del>旅館・ホテル</del> 等を実質的に福祉避難所とし て開設するよう努める。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に 府に報告し、府は、その情報を国(内閣府)に共有するよう努める。	市は、指定避難所等を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、災害状況によっては、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告し、府は、その情報を国(内閣府)に共有するよう努める。 併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
2 避難に際しての住民の注意事項は、概ね次のとおりとする。 (1) 緊急地震速報を見聞きした場合は、周囲の状況に応じて慌てずに、まず身の安全を確保する。 (2) 火気等の消火、点検の実施 (3) ラジオ等による情報収集と注意の喚起 (4) 緊急用食料と必要最小限の携帯品 (5) 近隣の居住者に声をかけ合う	(削除)
3 指定避難所等の開設基準 (略) (3) その他、市長が必要と認めるとき ※ただし、本市域で震度 5 弱を観測した場合には原則として所定の方面隊基地を、震度 5 強以上を観測した場合には全ての指定避難所及び指定緊急避難場所を方面隊によって自動的に開設する。 4 指定避難所等の開設方法	<ul> <li>2 指定避難所等の開設基準 (略)         <ul> <li>(3) その他、市長が必要と認めるとき</li> <li>※ただし、本市域で震度 5 弱を観測した場合には原則として所定の方面隊基地<u>避難所</u>を、震度 5 強以上を 観測した場合には原則全ての指定避難所及び指定緊急避難場所を方面隊によって自動的に開設する。</li> </ul> </li> <li>3 指定避難所等の開設方法</li> </ul>
<ul><li>(略)</li><li>5 指定避難所等の開設期間</li><li>(略)</li></ul>	(略) <ul> <li>4 指定避難所等の開設期間</li> <li>(略)</li> </ul>
<ul> <li>6 指定避難所等の開設の留意点</li> <li>(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、速やかに地域住民に周知する。</li> <li>(2) 開設にあたっては、指定避難所及び指定緊急避難場所の安全確保を行ってから行う。</li> <li>(3) 学校の教育活動に配慮する。</li> <li>(4) 緊急的な場合を除き、指定避難所及び指定緊急避難場所の開設にあたっては施設管理者にあらかじめ承諾を得て、協力を求める。</li> <li>(略)</li> </ul>	<ul> <li>5 指定避難所等の開設の留意点         <ul> <li>(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、速やかに地域住民に周知する。</li> <li>(2) 開設に当たっては、指定避難所及び指定緊急避難場所の安全確保を行ってから行う。</li> <li>(3) 学校の教育活動に配慮する。</li> <li>(4) 緊急的な場合を除き、指定避難所及び指定緊急避難場所の開設に当たっては施設管理者にあらかじめ承諾を得て、協力を求める。</li> </ul> </li> <li>(略)</li> </ul>
7 指定避難所等の開設に伴う報告事項 災害対策本部長は、避難の <del>勧告若しくは</del> 指示をしたとき、又は指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、ただちに府知事、高槻警察署長に以下のことを報告する。 報告事項 (1) 開設の日時、場所、施設名 (2) 受入れ人員 (3) 開設期間の見込み (4) 救援食料の要否、必要量	6 指定避難所等の開設に伴う報告事項 災害対策本部長は、避難の指示をしたとき、又は指定避難所及び指定緊急避難場所を開設した場合には、ただちに府知事、高槻警察署長に以下のことを報告する。 (1) 開設の日時、場所、施設名 (2) 受入れ人員 (3) 開設期間の見込み (4) 救援食料の要否、必要量
8 指定避難所等の閉鎖 方面隊は、以下の決定に基づき被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。 (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が決定したとき (2) その他、市長が決定したとき ※ただし、被災者のうち住居が全壊、全焼等により居住が困難な者の受入れのため、開設する指定 避難所の規模を縮小して存続することも検討する。	(削除)
第2 指定避難所の管理、運営	第2 指定避難所の管理、運営

現行計画
市は、 <del>府が示した「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえ作成する</del> 「避難所運営マニュアル作成モデル」に基づき、指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促進し、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの策定、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
1 受入れ対象者
(1) <del>避難の勧告若しくは指示による避難者、又は</del> 住家が被害を受け <del>日常起居する</del> 場所を失った者
(2) 災害に <del>より</del> 被害を受けるおそれ <del>の</del> ある者
<del>(3)</del> 緊急に避難することが必要である <mark>者</mark>

#### 2 指定避難所の運営

各指定避難所の運営は、初動期(災害発生当日)においては、方面隊及び施設管理者が中心となり活動する。 展開期以降(2日目~)は、地域住民自らが主体的に指定避難所運営に取り組むための組織(以下「指定避難所運営組織」という。)において要配慮者、女性、子育て家庭など様々なニーズに配慮し、次のような業務を行

- ●生活物資の受取、配布並びに管理
- ●衛生管理 (トイレ・ゴミ等)
- ●情報提供コーナーの設置
- ●傷病者、高齢者、障がい者等のためのケアスペースの確保
- ●避難者名簿の作成
- ●指定避難所運営状況の対策本部への報告
- ●指定避難所の秩序安定化を図るための心得掲示
- ●苦情の処理、要望の聞き取り
- ●女性のプライバシーに配慮するための更衣や授乳スペース、女性専用の物干し場の確保
- ●生理用品、女性用下着の女性による配布
- ●巡回警備や防犯ブザー、ホイッスルの配付等による安全性の確保(性犯罪等の防止)
- ●自宅、テント、車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握
- ●多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配見
- ●家庭動物のためのスペース確保等
- ●動物飼養者の周辺への配慮の徹底

#### 修正計画 (案)

市は、<u>作成した</u>「避難所運営マニュアル作成モデル」に基づき、指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促進し、管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの策定、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に<u>当たって</u>は、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、市民防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア(企業や団体も含む)等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</u>

#### 1 受入れ対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害に<u>よって現 に</u>被害を受けるおそれ<u>が</u>ある者
- ア 避難指示が発せられた場合
- イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

#### 2 指定避難所の管理運営の留意点

各指定避難所の運営は、初動期(災害発生当日)においては、方面隊及び施設管理者が中心となり活動する。展開期以降(2日目~)は、地域住民自らが主体的に指定避難所運営に取り組むための組織(以下「指定避難所運営組織」という。)において、<u>次の事項に留意して出来る限り避難所の円滑な管理、運営に努める。</u>

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活 している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保
- (6) 避難行動要支援者への配慮
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入 浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必 要性、ごみ処理の状況等 及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (8) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等 の違いへの配 慮
- (9) 相談窓口の設置(女性相談員の配置)
- (10) 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮
- (11) 指定避難所運営組織への女性の参加
- (12) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (13) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニースへの配慮
- (14) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に 設置することや、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置すること、照 明を増設すること、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載することなど、女性や子ど も等の安全への配慮

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供

- (15) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切 に受け入れることの違いへの配慮
- (16) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底や、獣医師会の他、動物取扱業者 等の民間団体から必要な支援の要請
- (17) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する 役割分担等を定めること
- (18) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、市民防災組織、避難所 運営について専門性を有したNPO・ボランティア(企業や団体も含む)等の外部支援者等の協力が得ら

	第3編 災害応急対策
現行計画	修正計画(案)
	れるよう努めること (19) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア 等との定期的な情報交換を行うこと (20) 指定避難所における感染症対策のため、必要に応じて避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置 (21) 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健所と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有すること
3 指定避難所運営組織 指定避難所運営組織は、住民から選ばれた委員会の長を指定避難所運営責任者とする。方面隊及び施設管理 者等は、組織の運営を支援する。組織編制に <del>あたって</del> は、指定避難所運営組織への女性の参画を促進するとと	

もに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点について、人権的に配慮するものとする。また、要配慮者への 配慮も行い、<del>地元の自主防災組織</del>の知見を活用するよう努める。

(略)

#### 6 指定避難所外の避難者への対応

#### 第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公的賃貸住 <del>宅等</del>の空き家などの利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の 団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻 った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、市及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在す る被災者の低減に向けた方策を検討する。

### 第3節 避難行動要支援者への支援

市は、地震発生後直ちに地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる民生委員児童委員の関係団体等と連携し て避難行動要支援者の被災状況の把握等に努め、被災した避難行動要支援者への支援活動を迅速かつ適切に実施す るとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

#### 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

### 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

- (1) 「<del>高槻市</del>災害時要援護者支援マニュアル<del><Ⅰ>」及び「高槻市災害時要援護者支援マニュアル<Ⅱ>」</del>に 基づき、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、<del>自主防災組織</del>や地域包括支 援センター等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難誘導等の支援に努める。
- (2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員及び入所者の被災状況並びに今後の被災者の受入れ可能状況

等について、市内の社会福祉施設等の協力を得て把握する。

#### 2 避難行動要支援者の被災状況及び福祉ニーズ等の把握、情報の提供等

<del>把握に努め、</del>関係機関との連携のもと、 避難行動要支援者に対して必要な支援を行うとともに、必要な情報の提供を行う。また、民生委員児童委員や 地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、<del>自主防災組織</del>や地域包括支援センター等の協力を得て、必 要な情報が伝達できる体制を確保するよう努める。

#### 第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

を促進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点について、人権的に配慮するものとする。また、 要配慮者への配慮も行い、地域の市民防災組織の知見を活用するよう努める。

(削除)

# 第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や <mark>民間賃貸住宅等</mark>の空き家などの利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の 団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻 った<mark>避</mark>被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、府、市及び関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在す る避難者の低減に向けた方策を検討する。

# 第3節 避難行動要支援者への支援

市は、災害発生後直ちに地域で避難行動要支援者の避難支援等に携わる民生委員児童委員の関係団体等と連携し て避難行動要支援者の被災状況の把握等に努め、被災した避難行動要支援者への支援活動を迅速かつ適切に実施す るとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、市は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機 <sup></sup>もの低下の防止等のため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)の派遣を府へ要請する。

# 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

#### 1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

- (1) 災害時要援護者支援マニュアル等に基づき、民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組 織をはじめ、市民防災組織や地域包括支援センター等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行うと ともに、避難誘導等の支援に努める。
  - また、市及び府は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める
- (2) 所管する社会福祉施設等の施設設備、職員及び入所者の被災状況並びに今後の被災者の受入れ可能状況 等について、市内の社会福祉施設等の協力を得て把握する。

#### 2 避難行動要支援者の福祉ニーズ等の把握情報の提供等

市は被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが経 織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努め、関係 機関との連携のもと、避難行動要支援者に対して必要な支援を行うとともに、必要な情報の提供を行う。また、 民生委員児童委員や地区福祉委員会、地区コミュニティ組織をはじめ、市民防災組織や地域包括支援センター等 の協力を得て、必要な情報が伝達できる体制を確保するよう努める。

#### 第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れに<del>あたって</del>は、避難行動要支援者に十分配慮するも 者及び障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、福祉的な支援が必要な人の生活再建に向けた支援を 行う。

(略)

#### 2 二次避難所(福祉避難所)の開設

「資料編 資 89 頁〕

指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断できる避難行動要支援者の状況を把握・集約し、社会福 祉施設の協力を得て、二次避難所(福祉避難所)の開設及び受入れが円滑に行われるよう支援を行う。

#### 3 広域支援の確保

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護 職員等の福祉関係職員の広域的な派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行え るよう関係機関に要請する。

トうた担構の災害が発生した場合に喜齢者や暗がい者 子どものほか といった地域における亜配慮者に対する短処支援を行う大阪府災害派遣短处チーム(大阪DWAT)と連進を図

### 第4節 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、<mark>被災</mark>者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難 所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村 に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

―市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村か┃の協議を求める。 らの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### 第1 陸上輸送

### 1 緊急交通路の確保

[資料編 資 80-頁]

(略)

なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある ときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行 う。

(略)

#### 3 緊急輸送手段の確保

輸送手段の確保については、次のとおりとする。

(1) 市の所管する車両

[資料編 資 79]

原則として市災害対策本部の集中(一括)管理及び原課管理とする。

(2) 高槻市自動車運送事業(交通部)の車両

大型バス等の活用により、施設間の被災者を含む人員、物資の輸送活動を実施する。 また、低床バスの利用により身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送に努める。

#### 4 交通規制・管制の実施

(1) 交通規制等

道路管理者は、道路法第46条第1項の規定に基づき、災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想 され又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限を行

#### 修正計画 (案)

指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するも のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢のとする。 者及び障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるとともに、福祉的な支援が必要な人の生活再建に向けた支援を 行う。

(略)

# 2 二次避難所(福祉避難所)の開設

「資料編 資 99 頁〕

市は、指定避難所での生活が困難となった、又は困難と判断できる避難行動要支援者の状況を把握・集約し、 社会福祉施設の協力を得て、二次避難所(福祉避難所)の開設及び受入れが円滑に行われるよう支援を行う。 社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れに努め、安心して生活を送れるよう支援を行

#### 3 広域支援の確保

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護 職員等の福祉関係職員の広域的な派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行え るよう関係機関に要請する。

### 第4節 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び、権 止避難所<mark>を含む指定避難所</mark>、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入 れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県と

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村か らの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### 第1 陸上輸送

#### 1 緊急交通路の確保

[資料編 資 90 頁]

なお、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、 緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら 車両の移動等を行う。

(略)

#### 3 緊急輸送手段の確保

輸送手段の確保については、次のとおりとする。

(1) 市の所管する車両

〔資料編 資 89 頁〕

市災害対策本部の集中(一括)管理車両及び原課管理車両を確保する。

(2) 高槻市自動車運送事業(交通部)の車両

大型バス等の活用により、広域避難(大規模水害・土砂災害)時等の避難者輸送や、施設間の被災者を含 む人員、物資の輸送活動を実施する。

また、低床バスの利用により身体障がい者等の避難行動要支援者の施設間搬送に努める。

#### (3) 防災協定締結企業の車両

災害状況に応じて、防災協定締結企業が所有する車両の派遣要請を行い輸送手段の確保に努める。

#### 4 交通規制・管制の実施

(1) 交通規制等

道路管理者は、道路法第46条第1項の規定に基づき、災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想 され又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限を行

う。

その他に道路交通の制限の権限は、災害対策基本法第63条第1項(警戒区域の設定)の規定に基づく市長、同法第76条第1項(緊急交通路の指定)及び道路交通法第4条第1項(交通規制)の規定に基づく公安委員会、同法第5条や第6条(交通規制)の規定に基づく警察署長及び警察官、災害対策基本法第76条の3の規定に基づく自衛隊員・消防吏員(警察官が現場にいない場合に限り)も有するもので、市長が道路交通の規制を行うにあたっては、高槻警察署長と協議して行う。

(略)

(5) 相互連絡

市長、道路管理者、公安委員会及び高槻警察署長は、被災地の実態、道路、橋りょう及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び事由を相互に通知する。

(6) 緊急通行車両等の確認に関する手続き

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく通行禁止等の交通規制が実施された場合において、災害応急 対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、府(危機管理室消 防保安課)又は府公安委員会(府警察本部交通規制課又は警察署交通課)に申し出て、緊急通行車両等である ことの確認(標章及び証明書の交付)を受ける。

(略)

# 第3 航空輸送

- 1—市は、災害時用臨時ヘリポート<del>及びランデブーポイント</del>における障害物等の有無等の利用可能状況を把握し 府に報告する。
- 2 市は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊、大阪府ドクターへリと協議し、開設するへ リポートを指定する。
- 3 市及び府は、災害時に他府県等(自衛隊・警察・消防等)からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・ 支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

(略)

# 第1 交通の安全確保

鉄<mark>軌</mark>道並びに道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために速やかに交通機能の維持・回復に努める。

(略)

- 2 各施設管理者における対応
  - (1) 鉄<mark>軌</mark>道施設(西日本旅客鉄道株式会社、<del>日本貨物鉄道株式会社、</del>阪急電鉄株式会社)
  - ⊕ あらかじめ定めた基準により列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
  - ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う
  - ② 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。
  - (2)—道路施設(府、市、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社)
  - あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。
  - ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
  - ② 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

#### 第2 交通の機能確保

鉄軌道、道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

(略)

修正計画 (案)

う。 その他に道路交通の制限の権限は、災害対策基本法第63条第1項(警戒区域の設定)の規定に基づく市長、同法第76条第1項(緊急交通路の指定)及び道路交通法第4条第1項(交通規制)の規定に基づく公安委員会、同法第5条や第6条(交通規制)の規定に基づく警察署長及び警察官、災害対策基本法第76条の3の規定に基づく自衛隊員・消防吏員(警察官が現場にいない場合に限り)も有するもので、市長が道路交通の規制を行うに当たっては、高槻警察署長と協議して行う。

(略)

(5) 相互連絡

市長、道路管理者、公安委員会及び高槻警察署長は、被災地の実態、道路、橋りょう及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び事由を相互に通知する。

(削除)

(略)

第3 航空輸送

市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物等の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(略)

# 第1 交通の安全確保

鉄道並びに道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能 を確保するために速やかに交通機能の維持・回復に努める。

(略)

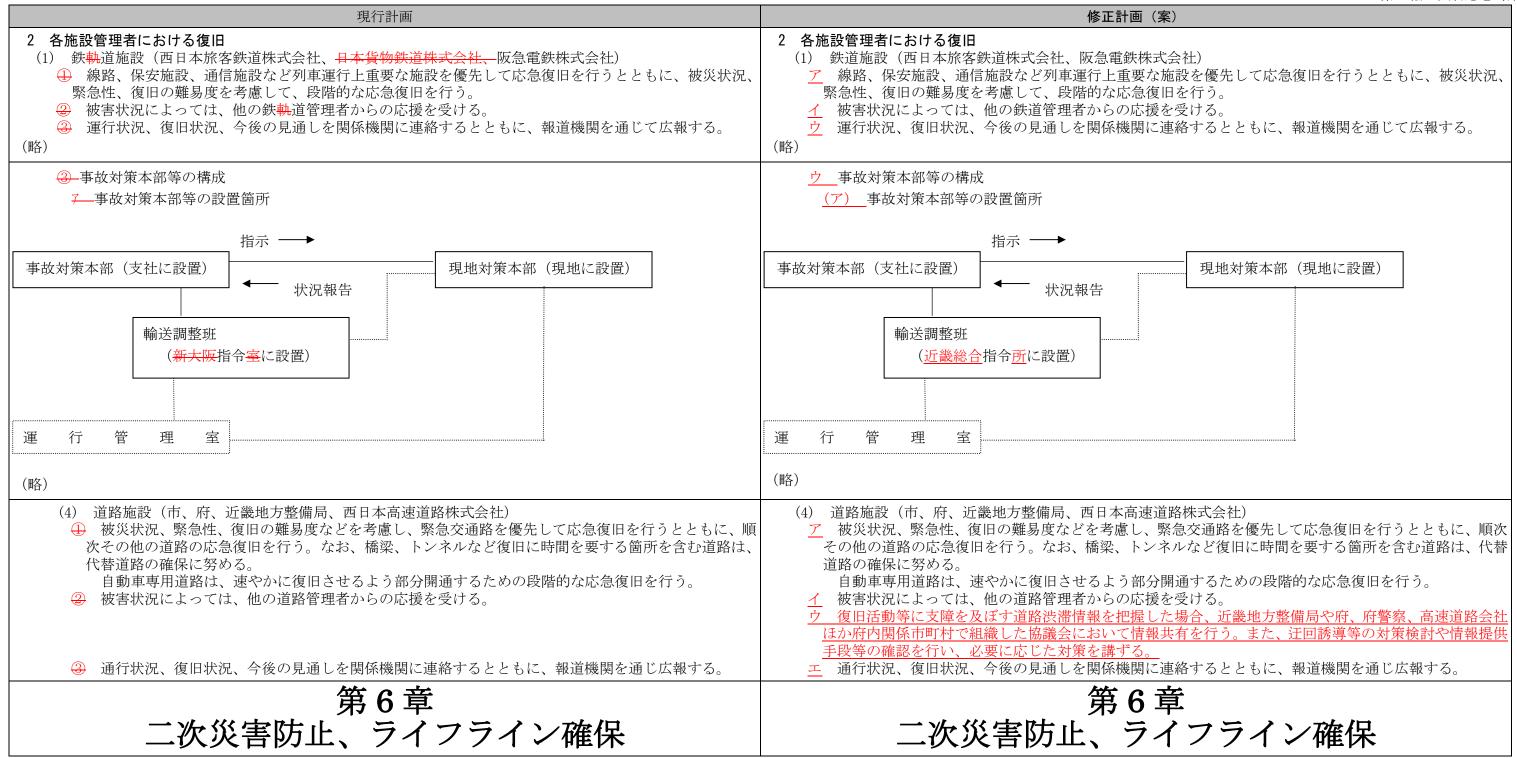
#### 2 各施設管理者における対応

- (1) 鉄道施設(西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社)
- ア地震の場合は、あらかじめ定めた基準により列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- <u>ウ</u> 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。
- (2) 道路施設(府、市、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社)
- ア 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。
- <u>イ</u> 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報し、出動の要請 を行う。
- ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

#### 第2 交通の機能確保

鉄道、道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

(略)



# (略) 第1 公共土木施設等(河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、 急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁・道路施設など)

(略)

- 3 河川施設、ため池等農業用施設
  - (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
  - (2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
  - (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急 措置をとる

#### 4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置を取る。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、<mark>防災関係機関</mark>等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

(新規)

#### 5 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(略)

# 第1 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて応急危険度判定を実施する。実施に<del>あたって</del>は、必要に応じて判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害防止に努める。また、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。なお、関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講じるとともに、二次災害への心構えについて住民への啓発に努める。

(新規)

第2 危険物等(危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設、放射線施設)

修正計画(案)

(略) 第1 公共土木施設等(河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、 急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁・道路施設など)

(略)

- 3 河川施設、ため池等農業用施設
  - (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者<u>(高槻市長)、</u>ため池等管理者、水防団長又は<u>消防長</u>は、 直ちにその旨を現地指導班長<u>(茨木土木事務所長)、高槻警</u>察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報 告する。現地指導班長<u>(茨木土木事務所長)</u>は、水防本部長<u>(府知事)</u>その他必要な機関に連絡する。
  - (2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
  - (3) 水防管理者<u>(市長)</u>、ため池等管理者、水防団長又は<u>消防長</u>は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急 措置をとる

#### 4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置を取る。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・ 危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

# 5 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

#### 6 橋梁等道路施設

- (1) 市及び道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は 通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

### 7 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・ 危険箇所への立入制限を実施する。

(略

#### 第1 民間建築物等

#### 1 危険度判定

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて応急危険度判定を実施する。実施に当たっては、必要に応じて判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害防止に努める。また、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

# 2 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の 所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努め る。

第2 危険物等(危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設、放射線施設)

現行計画	第3編 災害応急対策 <b>修正計画(案</b> )
1 施設の点検、応急措置 危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、 <mark>地震</mark> 災害が発生したとき、必要に応じて施設 の点検、応急措置を行う。 市は、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。 (略)	1 施設の点検、応急措置 危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、災害が発生したとき、必要に応じて施設の点検、 応急措置を行う。 市は、必要に応じて、立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。 (略)
第3節 ライフラインの確保	第 3 節 ライフライン <u>・放送</u> の確保
各ライフライン事業者は、災害 <del>時において被害状況を把握して市への報告を行うとともに、初動対応に努める。</del>	各ライフライン及び放送事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。 災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、 サービス提供を行う。
第1 被害状況の報告 1 市 <del>水道部</del> は、 <del>部内に災害対策本部を設置して、浄水管理センター(大冠浄水場)と連携をとりながら</del> 水道施設の被害状況 <del>を</del> 調査 <del>し、「上水道事業相互応援に関する覚書」及び「</del> 大阪広域水道 <del>震災対策相互応援協定」に基づき、各関係機関への連絡体制をとる。</del>	第1 被害状況の報告 1 市は、水道施設の被害状況 <u>の</u> 調査 <u>を実施するとともに、</u> 大阪広域水道 <u>企業団の水道施設の被害状況の情報収集を行う。</u>
2 市都市 <del>都市創造部</del> は、 <del>災害時に必要な配備体制をとり</del> 、下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠、水みら いセンター施設等の被害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の有無の調査を実施する。	2 市は、 <u>下水道施設について</u> 、下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠、水みらいセンター施設等の被 害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の有無の調査を実施する。

# 第2 ライフライン事業者における対応

被害状況を調査し市に報告する。

(略)

#### 1 水道

市水道部は、二次災害の防止に努め、応急復旧を行う。また、必要に応じて防災関係機関へ通報並びに付近住 民に広報する。

話株式会社大阪支店は、サービス供給地域内において震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の

- (1) 水道施設の復旧
- → 被害状況の把握を迅速に行うとともに、速やかな復旧に努める。

関西電力送配電株式会社大阪支社、大阪ガス株式会社<del>ネットワークカン</del>

- 応急復旧については医療機関、指定避難所等への供給ルートを優先的に復旧することを原則とするが、 被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 応急復旧については、水道施設の被害状況を詳細に把握し、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報 を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 広報

被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホー ムページへの掲載並びに公用車等による広報を実施する。

#### 2 下水道

<del>市都市創造部は、</del>施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施する。応急復旧に ついては、緊急度の高い箇所より順次行い、汚水処理に及ぼす影響を最小限に抑える。また、必要に応じて、防 災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。

# 電力(関西電力送配電株式会社<mark>大阪支社</mark>大阪北<mark>電力</mark>本部高槻配電営業所)

関西電力送配電株式会社大阪主電力本部高槻配電営業所は、災害の規模、その状況を把握して必要な 体制を整える。二次災害の発生がある場合、円滑な防災活動を実施するために警察、消防機関等からの要請があ る場合には、送電停止等の危険予防措置を講じる。また、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住 民に広報する。

(略)

- (2) 応急供給
  - □ 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把 握に努める。

# 第2 ライフライン事業者における対応

(略)

北東部導管部、西日本電信電

#### 1 水道(市)

する。

二次災害の防止に努め、応急復旧を行う。また、必要に応じて防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。

3 関西電力送配電株式会社大阪支社、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西日本電信電話株

式会社等は、市域で震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し市及び府に報告

- (1) 水道施設の復旧
- <u>ア</u> 被害状況の把握を迅速に行うとともに、速やかな復旧に努める。
- 応急復旧については医療機関、指定避難所等への供給ルートを優先的に復旧することを原則とするが、 被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ 応急復旧については、水道施設の被害状況を詳細に把握し、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報 を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 広報

被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況と今後の見通し等について報道機関に伝達するとともに、ホーム ページ等様々な手段を用いて広報を行う。

#### 2 下水道(市)

施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施する。応急復旧については、緊急度 の高い箇所より順次行い、汚水処理に及ぼす影響を最小限に抑える。また、必要に応じて、防災関係機関へ通報 並びに付近住民に広報する。

#### 3 電力(関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所)

関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所は、災害の規模、その状況を把握して必要な体制を整える。 二次災害の発生がある場合、円滑な防災活動を実施するために警察、消防機関等からの要請がある場合には、送 電停止等の危険予防措置を講じる。また、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。 (略)

- (2) 応急供給
- ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的 に被害状況の把握に努める。
- 本書状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

- ② 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- 毎 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (3) 広報
- → 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

### 4 ガス (大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部)

大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付近住民に広報する。

- (2) 応急供給
- ⊕ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ② 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- ④ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。
- (3) 広報
- → 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

#### 5 電気通信(西日本電信電話株式会社大阪支店)

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ④ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる(西日本電信電話株式会社)。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。
- (2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

- (3) 設備の応急対策
- 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ② 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ③ 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

# 修正計画 (案)

- ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- エ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (3) 広報
  - <u>ア</u> 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行
  - **1** 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

# 4 ガス (大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部)

大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、 ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、必要に応じて市及び防災関係機関へ通報並びに付 近住民に広報する。

- (2) 応急供給
- ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- 工 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。
- (3) 広幸
  - ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

# 5 電気通信(西日本電信電話株式会社<u>等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モ</u>バイル株式会社)

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- ✓ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- <u>工</u> 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる(西日本電信電話株式会社)。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。
- (2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

- (3) 設備の応急対策
- ア被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- <u>✓</u> 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 応急復旧に<br />
  当たっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

#### (新規)

# 第3 放送事業者における対応(日本放送協会、民間放送事業者)

- (1) 放送体制の確保に努める。
- (2) 非常放送を実施する。
- (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。
- (4) 施設の応急復旧を進める。
- (5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

# 第4節 農林関係応急対策

### 第4節 農林関係応急対策

現行計画	修正計画(案)
市は、府及び農業協同組合、防災関係機関等と協力し、農林業に関する応急対策を講ずる。 (略)	市は、府及び農業協同組合、 <u>森林組合、</u> 防災関係機関等と協力し、農林業に関する応急対策を講ずる。 (略)
_ <u>(新規)</u>	第7章
	林野火災・大規模火災対応
_ <u>(新規)</u>	<u>第1節 林野火災</u> 
	市及び防災関係機関は、相互に連携を図り、林野火災から住民の身体・生命の安全確保や、住宅等財産・森林資源の焼失等の軽減を図るため、体制を確保するとともに、消火・救助活動及び避難誘導を実施する。
<u>(新規)</u>	第1 火災通報等 災害の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後、1 時間ごとに状況を通報する。 (1) 焼損面積 5ha 以上と推定される場合 (2) 覚知後 3 時間を経過しても鎮火できない場合 (3) 空中消火を要請する場合 (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合
(新規)	第2 活動体制  林野火災の発生又は通報があった場合には、消防本部と連携し、火災の規模に応じて災害対策本部等の設置や必要な配備体制をとり、消火・救助活動や必要に応じて避難誘導等を行う。 (1) 現地指揮本部の設置  林野火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府、高槻警察署等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。 (2) 災害対策本部、災害警戒本部の設置  ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成 イ 警戒区域の指定 ウ 交通規制の実施 エ 医療体制の確保 オ 空中消火の要請又は府知事への依頼 カ 府知事に対する広域航空消防応援 き 応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動の要請 ク 自衛隊派遣要請の依頼 ケ 応援部隊等の防災拠点(受援拠点)の開設 コ 二次災害の防止
	第3 他機関との連絡調整 市は、府、他市町村、高槻警察署、近畿中国森林管理局及び自衛隊と、相互に連携した消火活動が実施できる よう情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。
_ <u>(新規)</u>	第2節 大規模火災 
	市及び防災関係機関は、市域において大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携を図り、延焼の拡大や被害を防止・軽減するため、体制を確保するとともに、消火・救助活動及び避難誘導等を実施する。
	第1 活動体制(1) 現地指揮本部の設置火災の延焼拡大のおそれがある場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府、高槻警察署等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。(2) 災害対策本部、災害警戒本部の設置

現行計画	修正計画(案)
	アー応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
	<u>イ 警戒区域の指定</u>
	<u>ウ 交通規制の実施</u>
	<u>エ 避難情報の発令及び市民への周知</u> <u>オ 避難行動要支援者の安全確認</u>
	カー避難所の開設、運営
	キ 救護所の開設及び医療体制の確保
	ク 救援物資の輸送
	<u>ケ 応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動の要請</u> <u>コ 自衛隊派遣要請の依頼</u>
	サ 応援部隊等の防災拠点(受援拠点)の開設
	<u>シ 二次災害の防止</u>
_ <u>(新規)</u>	第2 他機関との連絡調整
	市は、府、他市町村、高槻警察署、自衛隊と、相互に連携した消火活動が実施できるよう情報連絡を密に行う
	とともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。
第 7 章	第8章
第 <mark>7</mark> 章 被災者の生活支援	第 <mark>8</mark> 章 被災者の生活支援
	第1節 支援体制
	大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、長期間の対応が可能
	な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。
第 1 年 第 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	第 <mark>2</mark> 節 住民等からの問い合わせ
市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等	市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた被災者支援総合窓口の設置、
体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。	人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。
(略)	(略)
第 <mark>2</mark> 節 災害救助法の適用 	第 <mark>3</mark> 節 災害救助法の適用
市において発生した災害が、災害救助法の定める基準以上に該当し、又は適用基準に該当する見込みがあるとき	<u>(削除)</u>
は、市長は直ちにその旨を府知事に報告する。	
	第1 災害救助法による <mark>救助の内容</mark>
第1 災害救助法による <mark>実施内容</mark>	災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。
	ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃
	金職員等雇上げを含む)また、救助を迅速に行うため、これらの事務の一部を府知事が委任した場合は、市長が実施する。なお、委任された事務以外の事務について、市長は府知事が行う救助を補助する。
1 避難所 <mark>及び</mark> 応急仮設住宅の供与	$\frac{1}{2}$ 受入れ施設 (避難所・応急仮設住宅を含む) の供与
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	2       炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4 医療及び助産 - ************************************	4 医療及び助産
5 <mark>被災者</mark> の救出   6 <mark>被災した</mark> 住宅の応急修理	5 <u>災害にかかった者</u> の救出 6 災害にかかった住宅の応急修理
7 生業に必要な資金 <del>の</del> 貸与	7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
8 学用品の給与	8 学用品の給与
9 埋葬	9 埋葬
10 死体の捜索 11 死体の処理	10 死体の捜索 <u>及び処理</u>
<del>                                      </del>	

	次11日回
<del>12</del>	災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去
	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

※救助を迅速に行うため、これらの事務の一部を府知事が委任した場合は、市長が実施する <u> 禾仟された事務以外の事務について</u> 市長は府知事が行う救助を補助する。

#### 第2 災害救助法の適用手続

1 市長は、市域における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその 旨を府知事に報告するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合に、法の適用を要請<del>しなければな</del> 5/2W

珀尔弘而

2 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つ時間がない場合は、市長は災害救助法の規定による 救助に着手するとともに、これらを直ちに府知事に報告し、その後の処理については府知事の指揮を受ける。

# 第3節 緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に 対して、ニーズに応じて迅速に必要な物資を供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の|対して、ニーズに応じて迅速に必要な物資を供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の 調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意す るものとする。また、夏季には<del>扇風機</del>等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するととも に、要配慮者や男女等のニーズの違いにも配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるととも関男女等のニーズの違いにも配慮する。 に、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント、車等の指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者及び所在が確認でに、食料、飲料水、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。 きる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物□できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。 物資の調達を要請する。

#### (新規)

#### (新規)

#### 第 4 給水活動

「資料編 資 90 頁他」

市は、災害発生後3日間は非常用飲料水として1人1日3Lを目標に供給し、それ以降は順次供給量を増加でき るよう次の給水体制の整備に努め、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、関係機関に応援要請を行う。

#### 1 市における給水活動

- (1) 状況に応じて、給水車等による<del>応急給水(</del>運搬給水<del>)と</del>仮設給水栓等による<del>応急給水(</del>仮設給水<del>)等</del>の中 から、より効率的な方法で応急給水を行う。
- (2) 被害状況に応じて、医療機関、指定避難所等へ優先的な応急給水を実施する。
- <del>応急給水効率の向上のため、</del>指定避難所<del>に配備されている</del>簡易貯水槽の活用を<del>行う。</del>
- 広域避難地周辺の受水槽の活用を図る。
- 給水拠点で水質の確認を行う。
- (6) 給水用資機材の調達を行う。
- (7) 大阪広域水道企業団から配備されているボトル水の配布を行う。

# 2 関係機関への要請

# 第2 災害救助法の適用手続

1 市長は、市域における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその 旨を府知事に報告するとともに、被害者が現に救助を要する状態にある場合に、法の適用を要請する。

修正計画 (案)

2 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つ時間がない場合は、市長は災害救助法の規定による 救助に着手するとともに、これらを直ちに府知事に報告し、その後の処理については府知事の指揮を受ける。

# 第4節 緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に 調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意す るものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房 器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるととも

また、自宅、テント、車等の指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者及び所在が確認

市及び府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物 資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は政府<u>の</u>非常災害対策本部等に対し、物 資の調達を要請する。

### 第1 物資等の運送要請

#### 1 市及び府

市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、府を通じて、災害応急対策の実施のため緊急の必要があ ると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並び に運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

#### 第2 給水活動

[資料編 資 55 頁他]

市は、災害発生後3日間は非常用飲料水として1人1日3Lを目標に供給し、それ以降は順次供給量を増加でき るよう次の給水体制の整備に努め、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、関係機関に応援要請を行う。

#### 1 市における給水活動

- (1) 状況に応じて、応急給水計画を策定し、給水拠点や耐震性貯水槽での拠点給水や、給水車等による運搬 給水、仮設給水栓等による仮設給水の中から、効率的な方法で応急給水を行う。
- (2) 被害状況に応じて、医療機関、指定避難所等へ優先的な応急給水を実施する。
- (3) 指定避難所での応急給水においては、簡易貯水槽の活用を行い、応急給水効率の向上を図る。

# 2 関係機関への要請

被害規模に応じ、日本水道協会や関係団体との協定等に基づき、各関係機関に応援を要請する。

現行計画	修正計画(案)
じ各関係機関に応援を要請する。	

# 第2 食料・生活必需品の供給

〔資料編 資 94 頁他〕

市は、災害時において、指定避難所等からの要請に基づき食料・生活必需品の必要数量の把握を行い、災害用備蓄物資及び協定を締結している流通業者から調達し供給する。なお、必要数量の把握に<del>あたって</del>は、発災からの時間経過を踏まえ、子ども用、女性用、高齢者用など、きめ細かな情報の把握に努める。

供給は、原則として指定避難所で実施し、その旨を在宅避難者等にも周知を行う。受入れ、配布等は指定避難所 運営組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施するとともに、女性特有の物資を配布する際には、 女性から女性へ手渡しするようにするほか、配布場所等にも配慮する。

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物 流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備する。

さらに、不足する場合は府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局(大阪府拠点)、日本赤 十字社大阪府支部に応援要請をした場合は、府に報告する。

なお、応援物資については、<del>地域防災拠点等の集積地までの</del>輸送を依頼する。

# |第3 食料・生活必需品の供給

〔資料編 資 59 頁他〕

市は、災害時において、指定避難所等からの要請に基づき食料・生活必需品の必要数量<u>を把握し</u>、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し</u>災害用備蓄物資及び協定を締結している流通業者から調達し供給する。なお、必要数量の把握に<u>当たって</u>は、発災からの時間経過を踏まえ、子ども用、女性用、高齢者用など、きめ細かな情報の把握に努める。

供給は、原則として指定避難所で実施し、その旨を在宅避難者等にも周知を行う。受入れ、配布等は指定避難所 運営組織、地域の各種団体、ボランティア等の協力を得て実施するとともに、女性特有の物資を配布する際には、 女性から女性へ手渡しするようにするほか、配布場所等にも配慮する。

また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携等により、迅速かつ 効率的に集配する。

さらに、不足する場合は府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局(大阪府拠点)、日本赤 十字社大阪府支部に応援要請をした場合は、府に報告する。

なお、応援物資については、防災拠点である救援物資の受援拠点等まで輸送を依頼する。

TD / - 21 - T	用
現行計画	修正計画(案)
第 4 節 住宅の応急確保	第 <u>5</u> 節 住宅の応急確保
市は、 <mark>被災者の住宅を確保するため、連やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供など必要な措置を講する。</mark> 応急仮設住宅等への入居の際にはこれまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるよう配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。	市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際にはこれまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるよう配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。
	第1 被災住宅の応急修理 市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が中規模半壊、半壊、または準半壊の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の被害認定を受けた者に対し、被災した住宅の屋根、炊事場及びトイレなど日常生活に必要不可欠な部分についての応急修理を行う場合、関係団体及び協定締結事業者等と連携し必要な措置を講ずる。
第4 応急仮設住宅の借上げ 市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、居住する住家がない者であって、自らの 資力では住宅を得ることができない者に対し、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における 比較的規模の小さい 以事や、建設型仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時に は、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。	│資力では住宅を得ることができない者に対し、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間
第3 応急仮設住宅の建設 市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅を建設し、供与する。	第 <u>4</u> 応急仮設住宅の建設 市は、府からの委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型 <u>応急住宅</u> を建設し、供与する。
1 市及び府は、建設型 <mark>仮設住宅</mark> の管理を行う。         2 市及び府は、集会施設等生活環境の整備を促進する。         3 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。         4 高齢者、障がい者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。	<ul> <li>1 市及び府は、建設型応急住宅の管理を行う。</li> <li>2 市及び府は、集会施設等生活環境の整備を促進する。</li> <li>3 入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。</li> <li>4 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。</li> </ul>
_ <u>(新規)</u>	第5 応急仮設住宅の運営管理 市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
第5 公共住宅への一時入居 府の委任による建設型 <del>仮設住宅の建設</del> 及び <del>みなし応急仮設住宅</del> の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、 府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。	第 <u>6</u> 公共住宅への一時入居 府の委任による建設型 <u>応急住宅</u> 及び <u>賃貸型応急住宅</u> の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営 住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。
第6 住宅に関する相談窓口の設置等 1 市及び府は、 <del>応急住宅</del> 、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。	第 7 住宅に関する相談窓口の設置等 1 市及び府は、 <mark>応急仮設住宅</mark> 、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。 また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組 織化する。
第7 建設用資機材等の調達 府は、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」 の締結団体等、関係機関の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。	_ <u>(削除)</u>
第 5 節 応急教育	第 <u>6</u> 節 応急教育
第 2 応急教育体制の確立 1 応急教育の実施 (1) <del>学校園長</del> (略)	第 2 応急教育体制の確立 1 応急教育の実施 (1) <u>学校園</u> (略)

(略)

現行計画	第3編 災害応急対策 <b>修正計画(案)</b>
(3) <del>保育所長・認定こども園長</del>	(3) 保育所・認定こども園
第3 就学援助等 (略) 3 児童生徒の健康管理 市教育委員会及び学校長は、被災児童生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等 の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。	第3 就学援助等 (略) 3 児童生徒の健康管理
第 6 節 自発的支援の受入れ	第7節 自発的支援の受入れ
第1 ボランティアの受入れ 市及び高槻市社会福祉協議会は、府、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関とそれぞれ連携し、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害発生後、ボランティアが被災者の要請に応えて円滑に活動できるよう、「高槻市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、高槻市災害ボランティアセンターを設置するとともに、高槻市災害ボランティアセンター運営マニュアル等を活用し、適切に対処する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。	第1 ボランティアの受入れ 市及び高槻市社会福祉協議会は、府、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部高槻市地区、 <u>おおさか災</u> <u>害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を</u>
1 ボランティアの受入れ体制等 (略) (3) 相互派遣協定による他市町村のボランティア ボランティア派遣協定等による他市町村からのボランティアは、高槻市災害ボランティアセンターで受入 れ、活動調整を行う。 (4) ボランティア保険への加入 ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者は必ずボランティア保険(天災担保型)に加入するものとする。 (略) 4 活動先・活動の種別 (略) (2) 活動内容 (略) ⑧ 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮し、 (************************************	(略) 4 活動先・活動の種別 (略) (2) 活動内容 (略)
5 ボランティア活動に必要な情報の収集・伝達  (1) 収集内容  (ア) 大人数 (男女別)・世帯数  ① 指定避難所ごとの被災者数 (イ) 子供数 (カ) 県 (カ) 場 児 (カ) 場 児 (ウ) 高齢者数 (特に要外護者数高榜・護応種物)) (エ) 障がい者数・種別 (オ) 病人数 (特に病状別要加療者数) (カ) 外国人数 (国別) (カ) 外国人数 (国別) ② 指定避難所の状況 (建物・ガス・水道・電気・電話・グラウンド等建物周辺) ③ 必要な衣類、毛布、寝具等の目常生活支援物資の量、食料・水の量 ① 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数	5 ボランティア活動に必要な情報の収集・伝達 市及び高槻市社会福祉協議会は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

	第3編 災害応急対 「一
現行計画	修正計画(案)
(2) 情報の収集方法 指定避難所の方面隊基地や救護所との間で、防災行政無線や有線電話などにより行われる災害対策 本部の情報収集や自主防災組織などからの情報収集のうち、ボランティア活動に必要な情報を収集する。 (3) 情報の伝達 各指定避難所等との情報収集・伝達は、防災行政無線や有線電話を使用し、指定避難所から方面隊基地、方面隊基地から災害対策本部へ、また、その逆のルートにより伝達を行う。 (4) 情報の提供 最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。	
<b>6 その他</b> 今後、ボランティアのネットワーク化を進めるなかで、大阪府社会福祉協議会との連携がより層図れるようにする。 (略)	<b>6 その他</b> 今後、ボランティアのネットワーク化を進めるなかで、大阪府社会福祉協議会との連携がより一層図れるようにする。 (略)
第3 海外からの支援の受入れ 市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画にもとづき、必要な措置を講ずる。	第3 海外からの支援の受入れ 市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画にもとづき、必要な措置を講ずる。
1 国との連絡調整 海外からの支援の受入れについては、基本的に国において推進されることになるので、国と十分な連絡調整を 図りながら対応する。 なお、海外からの支援が予想される場合には、あらかじめ国に、被災状況の概要・想定される要請内容を連絡 し、また、国からの照会に対して迅速に対応する。	<u>(削除)</u>
2 支援の受入れ (1) 受入準備 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備を行う。 ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等 ② 被災地のニーズと受入れ体制 (2) その他 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、次のような配慮を行う。 ① 案内者、通訳等の確保 ② 活動拠点、宿泊場所等の確保	1 支援の受入れ (1) 受入準備 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備を行う。 ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等 イ 被災地のニーズと受入れ体制 (2) その他 海外からの支援の受入れに <u>当たって</u> は、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、次のような配慮を行う。 ア 案内者、通訳等の確保 イ 活動拠点、宿泊場所等の確保
	第 4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等 日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵 便書簡を無償交付する。
_ <u>(新規)</u>	2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
	3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の 現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
<u>(新規)</u>	4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

現行計画	修正計画(案)
ZITHE	被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじ め当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
第 <mark>8</mark> 章 社会環境の確保	第 <u>9</u> 章 社会環境の確保
第1節 保健衛生活動 第1 防疫活動 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等に基づき、関係機関と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。 (略)	第1節 保健衛生活動 第1 防疫活動 「資料編 資 <u>88</u> 頁〕 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)等に基づき、関係機関と緊密な連携をとり、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。 <u>また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u> (略)
第3 被災者の健康維持活動 市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康 維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設	第3 被災者の健康維持活動 市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
1 巡回相談等の実施 (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育などを実施する。その際、女性の視点に立った対応に配慮する。 (略)	
2 心の健康相談等の実施 災害による心的外傷後ストレス障がい (PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に 関する相談窓口を設置する。 <del>その際、市の保健師は多くが女性であり、女性の視点に立った対応を配慮する。</del> また、災害の状況により、特定診療災害医療センター、各専門医療機関等と協議し、対応する。 (略)	2 心の健康相談等の実施 災害による心的外傷後ストレス障がい (PTSD)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に 関する相談窓口を設置する。 <u>その際、女性相談員も配置するよう配慮する。</u> また、災害の状況により、特定診療災害医療センター、各専門医療機関等と協議し、対応する。 (略)
<ul><li>第5 動物保護等の実施</li><li>3 動物による人等への危害の防止</li><li>動物が徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。</li></ul>	第 5 動物保護等の実施 3 動物による人等への危害の防止 <u>危険な</u> 動物が <u>市街地周辺で</u> 徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係 者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
第2節 廃棄物の処理 第1 し尿処理 1 初期対応 (1) 被害箇所や仮設トイレ等のし尿収集見込み量を把握し、迅速かつ適切にし尿収集を行う。 (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。	第2節 廃棄物の処理 第1 し尿処理 1 初期対応 (1) 被害箇所や仮設トイレ等のし尿収集見込み量を把握し、迅速かつ適切にし尿収集を行う。 (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。 (3) 避難者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレ を設置する。
2 処理活動         (1) 被災者の生活上支障が生じないうちに収集を行う。         (2) 指定避難所等緊急性の高いところから収集を行う。         (略)	2 処理活動     (1) <mark>避難</mark> 者の生活上支障が生じないうちに収集を行う。     (2) 指定避難所等緊急性の高いところから収集を行う。     (略)
第 3 災害廃棄物等処理 2 処理活動 (1) 交通路を妨げるものや危険性のあるもの等を優先して処理する。	第3 災害廃棄物等処理 2 処理活動 (1) 交通路を妨げるものや危険性のあるもの等を優先して処理する。

#### 現行計画 修正計画 (案) (2) 仮置き場での分別と周辺環境への影響に十分配慮する。 仮置き場での分別と周辺環境への影響に十分配慮する。 (3) 災害廃棄物の処分はエネルギーセンターにて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処 (3) 災害廃棄物の処分はエネルギーセンターにて行うが、対応できないときは府や他市町村の協力を得て処 分する。府は、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循 分する。 環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。 (4) 可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。 (4) 可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。 (5) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及 び安全管理に十分配慮する。 (5) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制 (6) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制 を整備する。 を整備する。 (6) ボランティア、NPO、地域の自治会等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉 (7) ボランティア、NPO、地域の自治会等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉 協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の 協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の 搬出を行う。 搬出を行う。 第3節 遺体対策 第3節 遺体対策 第1 初期活動 災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもち 第1 初期活動 ろんのこと、予測数もつかむ。 災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもち また、市民生活対策部においては、葬祭センターの被害状況及び葬祭センターまでの道路状況を調査し、把握す ろんのこと、予測数もつかむ。 また、衛生対策部においては、葬祭センターの被害状況及び葬祭センターまでの道路状況を調査し、把握する。 これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。 これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。 第2 遺体の処置 第2 遺体の処置 1 安置場所 1 安置場所 安置場所は、建物被害が比較的少なく、できるだけ堅牢な建物で、広い場所を確保できる公共施設を本部事務 安置場所は、建物被害が比較的少なく、できるだけ堅牢な建物で、広い場所を確保できる公共施設を本部と調 局と調整、協議の後選定する。指定避難所の一部を安置所として指定する場合は、なるべく別棟にする。 整、協議の後選定する。指定避難所の一部を安置所として指定する場合は、なるべく別棟にする。 第3 遺体の身元確認 第3 遺体の身元確認 身元不明の遺体については、行旅死亡人の取り扱いに準じて関係機関が、府警察その他関係機関に連絡、調査を 身元不明の遺体については、行旅死亡人の取り扱いに準じて関係機関が、府警察その他関係機関に連絡、調査を 実施する等身元確認の調査に協力する。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は、衛生対策部にお 実施する等身元確認の調査に協力する。また、市は、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等について、保 <mark>いても</mark>保存、記録して身元確認の照会に応じる。なお、保存した所持品等は混在、紛失がないように、散逸防止等|存、記録して身元確認の照会に応じる。なお、保存した所持品等は混在、紛失がないように、散逸防止等の措置を の措置をとる。 とる。 第4節 社会秩序の維持 第4節 社会秩序の維持 (略) 第1 住民への呼びかけ 第1 住民への呼びかけ <del>地震</del>発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行い、人 災害発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行い、人心 心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、様々な人権に配慮した秩序ある行動を の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、様々な人権に配慮した秩序ある行動をとる とるよう呼びかけを行う。 よう呼びかけを行う。 第3 暴力団排除活動の徹底 (新規) 高槻警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、 5|把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に

第3 物価の安定及び物資の安定供給

金融機関における預貯金払い戻し等

(3) 損傷無弊・貨幣の引き換えに応じる。

(2) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、これを担保とする貸付にも応じる。

(略)

(略)

(略)

# | <mark>努める。</mark> | 第 4 物価の安定及び物資の安定供給

(略)

5 金融機関における預貯金払い戻し等

(略)

- (2) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、これを担保とする貸付にも応じる。
- (3) 損傷日本銀行券・貨幣の引き換えに応じる。

(略)

応58

	現行計画		修正計画(案)
	総則		総則
第 2	基本方針	第 2	2 基本方針
3	東海地震は、南海トラフ地震 <mark>を誘発する</mark> おそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた場合も、状況に応じて必要な措置をとる。	3	東海地震は、南海トラフ地震 <mark>が同時又は連続して発生する</mark> おそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
4	災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、 <mark>地震</mark> 災害応急対策編及び復旧・復興対策編で対処する。	4	災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編、災害応急対策編及び <mark>災害</mark> 復旧・復興対策編で対処する。
第 1	警戒態勢の準備	第 1	警戒態勢の準備
1	市は、職員の事前配備など対策(警戒)本部の設置を準備する。	1	市は、職員の配備 <u>体制を整え、必要に応じて災害対策本部等</u> の設置準備 <u>を行う</u> 。
	警戒宣言が発せられたときの措置		警戒宣言が発せられたときの <mark>対応</mark> 措置
第 2	警戒態勢の確立	第 2	2 警戒態勢の確立
2	市は、府との情報交換を行い、必要に応じて府に準じた組織体制の <mark>対策(警戒)本部</mark> を設置する。	2	市は、府との情報交換を行い、必要に応じて府に準じた組織体制の <u>災害対策本部等</u> を設置する。
(新	<u>設)</u>		3 住民等に対する広報 fiは、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。
		1	広報の内容         (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置         (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え         (3) 市民防災組織の防災体制準備の呼びかけ         (4) 流言防止への配慮         (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ         (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力等
		2	広報の手段           (1) 報道機関と連携して広報を行う。           (2) 防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車等を活用し、市民防災組織等とも連携して広報を行う。           (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

現行計画	修正計画(案)
〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕	〔 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 〕
第1章	第1章
総則	総則
第1 推進計画の目的 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された本市において、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。 (略) 第3 関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 編「総則」第 5 節「関係機関の業務」に定めるところによる。  [本編 9 頁]	教育・広報に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。 (略) 第3 関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱 本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事
第1 配備体制         (略)         2 動員体制         第3編「地震災害応急対策及び復日・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第1節「組織動員」第1「市の組織及び動員体制」に定めるところによる。         (略)	第1 配備体制         (略)         2 動員体制         第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第1節「組織動員」第1「災害時の組織及び配備体制」に定めるところによる。         (略)
<b>第5 水道</b> 第2編「災害予防対策」第 <del>2</del> 章「災 <del>害応急対策・復旧対策へ</del> の備 <del>え</del> 」第8節「ライフライン確保体制の整備」 第1「水道」 <del>を準用する</del> 。	第5 水道第2編「災害予防対策」第1章「 広近 が が が が が 
第6 電力(関西電力送配電株式会社 <mark>大阪支社</mark> 大阪北 <mark>電力</mark> 本部高槻配電営業所) 第2編「災害予防対策」第2章「災 <del>害応急対策・復旧対策へ</del> の備え」第8節「ライフライン確保体制の整備」 第3「電力(関西電力送配電株式会社 <del>大阪支社</del> 大阪北 <del>電力</del> 本部高槻配電営業所)」 <del>を準用する。</del> 〔本編 80頁〕	第6 電力(関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所) 第2編「災害予防対策」第 <u>1</u> 章「 <u>防災体制の整</u> 備」第8節「ライフライン確保体制の整備」第3「電力(関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所)」 <u>に定めるところによる。</u> 〔 <u>第2</u> 編 <u>予36</u> 頁〕
第7 ガス (大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部) 第2編「災害予防対策」第 <del>2</del> 章「災 <del>害応急対策・復旧対策へ</del> の備え」第8節「ライフライン確保体制の整備」 第4「ガス (大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部)」 <del>を準用する。</del> 〔本編81頁〕	第7 ガス (大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部)第2編「災害予防対策」第1章「防災体制の整備」第8節「ライフライン確保体制の整備」第4「ガス(大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部)」に定めるところによる。[第2編 予37]
第8 電気通信(西日本電信電話株式会社 <mark>大阪</mark> 支 <mark>店</mark> ) 第2編「災害予防対策」第2章「災 <del>害応急対策・復旧対策へ</del> の備え」第8節「ライフライン確保体制の整備」 第5「電気通信(西日本電信電話株式会社 <del>大阪</del> 支 <del>店</del> )」 <del>を準用する。</del> 〔本編 82-頁〕	第8 電気通信(西日本電信電話株式会社 <u>等、KDDI株式会社(関西総</u> 支社) <u>、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)</u> 第2編「災害予防対策」第 <u>1</u> 章「 <u>防災体制の整</u> 備」第8節「ライフライン確保体制の整備」第5「電気通信(西日本電信電話株式会社 <u>等、KDDI株式会社(関西総</u> 支社) <u>、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)」に定めるところによる。</u> [第2編 予38]
(略)	(略)
第1 配備体制	第1 配備体制

現行計画	修正計画(案)
(略) <b>2</b> 動員体制 第3編「 <del>地震</del> 災害応急対策 <mark>及び復日・復興対策</mark> 」第1 <mark>部「地震災害応急対策」第1章「<del>初動期の</del>活動」第1節 「組織動員」第1「<del>市の組織及び動員体制</del>」に定めるところによる。 〔<del>本</del>編 <del>107</del>頁〕</mark>	(略) <b>2 動員体制</b> 第3編「災害応急対策」第1章「活動 <mark>体制の確立</mark> 」第1節「組織動員」第1「 <u>災害時の組織及び配備体制</u> 」に 定めるところによる。 〔 <u>第3</u> 編 <u>応3</u> 頁〕
(略)	(略)
第 1 配備体制	第 1 配備体制
(略)	(略)
2 動員体制 第3編「 <del>地震</del> 災害応急対策 <del>及び復旧・復興対策</del> 」第1 <del>部「地震災害応急対策」第1</del> 章「 <del>初動期の</del> 活動」第1節 「組織動員」第1「 <del>市の組織及び動員体制</del> 」に定めるところによる。 〔 <del>本</del> 編 <del>107</del> 頁〕	2 動員体制         第3編「災害応急対策」第1章「活動 <mark>体制の確立</mark> 」第1節「組織動員」第1「 <u>災害時の組織及び配備体制</u> 」に 定めるところによる。         〔第3編 <u>応3</u> 頁〕
(略)	(略)

# 第6章 関係者との連絡協力の確保

現行計画

# 第6章 関係者との連絡協力の確保

修正計画 (案)

別図 津波警報・注意報等の伝達系統総括図



# 第1 資機材、人員等の配備手配

# 1 資機材等の調達手配

(1) 市長は、市域内における必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。

必要な物資等については、第2編「災害予防対策」第2章「災害応急対策・復旧対策への備え」第7節「緊急物資確保体制の整備」、第8節「ライフライン確保体制の整備」、第9節「交通確保体制の整備」、第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第2節「災害情報の収集伝達」に定めるところによるもの、その他ごみ処理等に必要な車両とする。

「<del>本</del>編 <del>77 · 79 · 84 · 111</del> 頁]

# (略)

# 2 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府に応援を要請するものとする。

また、必要に応じて第3編「<del>地震</del>災害応急対策<mark>及び復旧・復興対策</mark>」第1<del>部「地震災害応急対策」第1</del>章「<mark>初動期の</mark>活動」第4節「広域応援等の要請・受入れ・支援」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣又は他の自治体の職員応援派遣のあっせんを要請する。

〔<del>本</del>編 11<mark>9</mark>-頁〕

# 第2 他機関に対する応援要請

(略)

2 市長は必要があるときは、府知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。要求の手続きについては、第3編「<del>地震</del>災害応急対策<del>及び復旧・復興対策</del>」第1<del>部「地震災害応急対策」第1</del>章「<del>初動期の</del>

# 第1 資機材、人員等の配備手配

### 1 資機材等の調達手配

(1) 市長は、市域内における必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保状況を把握し、被災現場から当該物資等の供給の要請があった場合等は、市が保有する物資等の供給、調達等の必要な措置を講ずるものとする。

必要な物資等については、第2編「災害予防対策」第<u>1</u>章「<u>防災体制</u>の整備」<mark>第1節「総合の整備」・</mark>第7節「緊急物資確保体制の整備」<u>・</u>第8節「ライフライン確保体制の整備」<u>・</u>第9節「交通確保体制の整備」、第3編「災害応急対策」第<u>8</u>章「<u>被災者の生活手段</u>」第<u>4</u>節「<u>緊急物資の供給</u>」に定めるところによる。

[第2編 予32·予35·予40·第3編 応94頁]

# (略)

# 2 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府に応援を要請するものとする。

また、必要に応じて第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」第3節「広域応援等の要請・受入れ・支援」に定めるところにより、府に対し、府職員派遣又は他の自治体の職員応援派遣のあっせんを要請する。 〔第3編 応11頁〕

# 第2 他機関に対する応援要請

(略)

2 市長は必要があるときは、府知事に対し自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。要求の手続きについては、第3編「災害応急対策」第1章「活動<mark>体制の確立</mark>」第2節「自衛隊の災害派遣」に定めるところ

	付編 2   南海トフフ地震防災対策推進計画
現行計画	修正計画(案)
活動」第 <mark>5</mark> 節「自衛隊 <del>(</del> 災害 <del>)</del> 派遣 <mark>要請</mark> 」に定めるところによる。 〔 <del>本</del> 編 <del>121</del> 頁〕	による。 〔 <u>第3</u> 編 <u>応8</u> 頁〕
<b>第3 帰宅困難者への対応</b> 第2編「災害予防対策」第2章「 <mark>災害応急対策・復旧対策へ</mark> の備え」第12節「帰宅困難者支援体制の整備」に 定めるところによる。 〔本編 88-頁〕	<b>第3 帰宅困難者への対応</b> 第2編「災害予防対策」第 <u>1</u> 章「 <u>防災体制の整備</u> 」第1 <u>1</u> 節「帰宅困難者支援体制の整備」に定めるところによる。 〔 <u>第2</u> 編 <u>予44</u> 頁〕
<u>(新設)</u>	<u>第7章</u> 地震発生時の応急対策等
<u>(新設)</u>	第1 組織 地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の 安全確保に十分留意することとし、その体制については、第3編「災害応急対策」第1章「活動体制の確立」に定 めるところによる。〔第3編 応3頁〕
<u>(新設)</u>	第2 地震発生時の応急対策 地震発生時の応急対策については、第3編「災害応急対策」に定めるところによる。
第一章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものと する。	第 <u>8</u> 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 市は、防災関係機関、市民防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。
第2 住民への広報 第2編「災害予防対策」第3章「地域防災力の向上」第1節「防災知識普及計画」第1「防災知識の普及・啓発」 を準用する。 「本編 93-頁〕	第2 住民への広報第2編「災害予防対策」第2章「地域防災力の向上」第1節「防災(高揚)第1「防災知識の普及啓発に定めるところによる。(第2編 予49頁)
<ul> <li>第3 児童生徒に対する教育</li> <li>市は、児童生徒に対して次のことに配慮した教育・啓発を実施するものとする。         <ul> <li>(1) 過去の地震災害の実態</li> <li>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</li> <li>(3) 地震・津波が発生した場合の対処方法</li> <li>(4) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</li> <li>(5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処方法</li> </ul> </li> <li>(略)</li> </ul>	第3 児童生徒に対する教育 第2編「災害予防対策」第2章「地域防災力の向上」第1節「防災意識の高揚」第2「防災教育」に定めるところによる。 (略)
第 <mark>8</mark> 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の 整備計画	第 <u>9</u> 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の 整備計画
市は、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。 具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。 なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努める。	市は、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとする。 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。 なお、地震防災整備事業の推進を図るため、公共施設の耐震診断の結果の公表等に努める。
<b>第1 計画対象事業</b> 第2編「災害予防対策」第2章「災害 <del>応急</del> 対策・復旧対策への備え」第10節「第6次地震 <mark>防</mark> 災 <mark>緊急事業五箇年</mark>	第1 計画対象事業 第2編「災害予防対策」第 <u>3</u> 章「災害 <u>予防</u> 対策の <u>推進</u> 」第 <u>2</u> 節「地震災 <u>害予防対策</u> の推進」第 <u>5</u> 「 <u>地震防災上緊</u>

現行計画	修正計画(案)
計画の推進」第1「計画対象事業」を準用する。	<u>急に整備すべき施設等の整備」に定めるところによる</u> 。 $ [\underline{\hat{\mathbf{x}}} \ 2 ]_{\mathbf{x}} $ [ $\underline{\hat{\mathbf{x}}} \ 2 ]_{\mathbf{x}} $ [ $\underline{\hat{\mathbf{x}}} \ 2 ]_{\mathbf{x}} $ [ $\underline{\hat{\mathbf{x}}} \ 2 ]_{\mathbf{x}} $ ]
〔 <mark>本</mark> 編 <del>85</del> 頁〕	Field and the second se
	第 <u>10</u> 章
防災訓練計画	防災訓練計画
第1 防災訓練の実施 第2編「災害予防対策」第2章「災 <mark>害応急対策・復旧対策へ</mark> の備え」第1節「総合的防災体制の整備」第4「防 災訓練の実施」 <del>を準用する</del> 。 〔本編 <del>50</del> 頁〕	第1 防災訓練の実施         第2編「災害予防対策」第1章「防災体制の整備」第1節「総合的防災体制の整備」第4「防災訓練の実施」に         定めるところによる。       [第2編 予8頁]
第 1 <mark>0</mark> -章	第 11 章
南海トラフ地震等の時間差発生による 災害拡大防止	南海トラフ地震等の時間差発生による 災害拡大防止
(略) 第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応 東海地震関連情報が発表された場合への対応については、第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第3 部「東海地震の警戒宣言に伴う対応」により行う。 ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、 状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続するものとし、南海トラフ地震が連続して発生した場合に生 じる危険について市民に周知する。	ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、 状況により必要と認められる場合は、警戒体制を継続するものとし、南海トラフ地震が連続して発生した場合に生

現行計画	修正計画(案)
〔第4編 事故等災害応急対策〕	〔第4編 事故等災害応急対策〕
<u>(新設)</u>	第1節 鉄道災害応急対策
	鉄道事業者及び市、府、その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、 相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。
<u>(新設)</u>	第1 鉄軌道事業者(西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社)の災害応急対策 鉄軌道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。
<u>(新設)</u>	1 <u>災害の拡大防止</u> 速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。
	2 救助・救急活動 事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。
	3 代替交通手段の確保 他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
	4 関係者等への情報伝達 災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。
	第2 情報収集伝達体制 大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。
	1 情報収集伝達経路 <u>禁事</u> 高機管 素者   大阪府 湾機管 理室   消防 本部   通輸局
<u>(新設)</u>	<u>第2節 道路災害応急対策</u>
	道路管理者及び市、府、その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
_(新設)	第1 道路管理者(市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社)の災害応急対策 道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。
	1 災害の拡大防止

## 女人の主義を与い、生物をおります。  ## 女人の主義を表現している。    2 会後等を出せる。   2 会後等を出せる。   2 会後等を出せる。   3 表的 もの主義   2 会後等を出せる。   3 表的 もの主義   3 表的 もの主義   3 表的 もの主義   3 表的 もの主義   4 私家のよ気間   1 日本のような問題を持つ、日本のようなのよりである。   5 全権者をつかで最近によりである。   6 私家のよ気間   1 日本のような問題を持つ。日本のような問題を持つといいできる場合である。   6 私家のような問題を持つ。日本のような思いと思います。   6 私家のような問題を持つ。日本のような思いと思います。   6 本家のような問題を持つ、日本のような思いません。   6 本家のような問題を持つませる。  6 本家のような問題を持つといいできる。   7 といいできる。   8 といいできる。   9 といいできる。	現行計画	修正計画(案)
### ### ### ### ### #################		速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。_
### 第 4 節 高層建築物、地下係災害応急対策  (情) 第 5 節 高層建築物、地下係災害応急対策  (情) 第 6 節 高層建築物、地下係災害応急対策  (情) 第 7 2 節 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
選集・小田・佐藤寺 神の作品 「成者中の大島位」を行い、早期の文画機能に努める。   1		
大型化学家の発生及びそれに作う災害の水辺等の情報収集伝謝法、次により行う		
第 + 節 危険物等災害応急対策		
面目本高速   選挙様式会社   上方   整備局   2 収集伝達事項   (1) 事故の概要   2 収集伝達事項   (1) 事故の概要   (2) 人の販売の状況等   (3) 正立対策が応動状況 事故対策本部の設置状況等   (3) 正立対策が応動状況 事故対策本部の設置状況等   (3) 正立対策が応動状況 事故対策本部の設置状況等   (4) 正接の必要は   (5) その他を要は   (5) その他を要は   (5) 第 4 節 高層建築物 等災害応急対策   (6) ガスの供給運動   (5) 第 2 の供給運動   (5) 第 2 の財産が、運動なより利用が遅れることが予測され、かつ、企動出にかたり多量のガス高速があり、第 2 の財産がより利用が遅れることが予測され、かつ、企動出にかたり多量のガス高速があり、第 2 の財産がより利用が遅れることが予測され、かつ、企動出にかたり多量のガス高速があり、第 2 の財産がより利用が遅れることが予測され、かつ、企動出にかたり多量のガス高速があり、第 2 の財産がより対力の供給を置かけることができる。この場合、直的に、その場合大阪変がよりよりでは全体変がよりよりによりに対しませます。 (5) 第 2 の財産がよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ		1 情報収集伝達経路
選出本高速   選出体式会社   第 3 節 危険物等災害応急対策   第 3 節 危険物等災害応急対策   第 4 節 高層建築物等災害応急対策   第 4 節 高層建築物等災害応急対策   第 4 節 高層建築物等災害応急対策   第 4 節 高層建築物等災害応急対策   第 5 節		Locate 地方 ←
		西日本高速 消防本部 巻備局
(略)  「麻)  第 1 節 危険物等災害応急対策  第 2 節 高層建築物、地下街災害応急対策  「略)  「第 2 節 高層建築物、地下街災害応急対策  「略)  「取)  「取)  「取)  「取)  「取)  「取)  「取)		→ 高槻警察署 → 大阪府警察 → / / / / / / / / / / / / / / / / / /
(語)		
(略)         第 4 節 危険物等災害応急対策           (略)         第 2 節 高層建築物、地下街災害応急対策           (略)         第 4 節 高層建築物等災害応急対策           (略)         (略)           1 ガス漏洩事故 (略)         (略)           (6) ガスの供給遮断         1 ガス漏洩事故 (略)           (6) ガスの供給遮断         1 ガスの供給遮断           クラスの供給遮断は、大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部海等部の到着が、消防除より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防除がガスの供給を遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部の到着が、消防除より相当遅れることが予測され、かつ、成範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防除がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部に連絡すずすることができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部に連絡す		(2) 人的被害の状況等
(略)  第 2 節 高層建築物、地下街災害応急対策 (略)  (略)  (略)  「(略)  「(の)  「イカの供給遮断  「グガスの供給遮断  「グガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社・北東部事業部が行う。 「グガス・マットワーク株式会社・北東部事業部が行う。」 「な範囲にわたり多量のガス漏液があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・北東部事業部に連絡すば、対力の供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・北東部事業部に連絡す		(4) 応援の必要性
第2節 高層建築物、地下街災害応急対策         第4節 高層建築物等災害応急対策           (略)         (略)           1 ガス漏洩事故 (略)         (略)           (も) ガスの供給遮断 (いた)         (地域の)           (も) ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部が行う。 (地域の)         (地域の)           (も) ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部が行う。 (地域の)         (地域の)           (も) ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部が行う。 (地域の)         イスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部が行う。 (地域の)         イスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部が行う。 (地域の)         イスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部が行う。 (地域の)         イスの供給変が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク株式会社・東部事業部に連絡することができる。この場合、直もに、その旨を大阪ガスを持ちないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直もに、その旨を大阪ガスを持ちないと認められるときは、消防隊がガスを連絡することができる。この場合、直もに、その旨を大阪ガスを持ちないと認められるときは、消防隊がガスを持ちないと認められるときば、消防隊がガスを使用している。		
1 ガス漏洩事故 (略) (6) ガスの供給遮断 ① ガスの供給遮断は、大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 北東部 <del>導管</del> 部が行う。 ② 大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 北東部 <del>導管</del> 部の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 1 ガス漏洩事故 (略) (6) ガスの供給遮断	第 <mark>2</mark> 節 高層建築物 <mark>、地下街</mark> 災害応急対策	第 <u>4</u> 節 高層建築物 <mark>等</mark> 災害応急対策
(6) ガスの供給遮断 ① ガスの供給遮断は、大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 北東部 <del>導管</del> 部が行う。 ② 大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 北東部 <del>導管</del> 部の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> (6) ガスの供給遮断 ア ガスの供給遮断 大阪 <u>ガスネットワーク株式会社</u> 北東部事業部が行う。	1 ガス漏洩事故	1 ガス漏洩事故
② 大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 北東部 <del>導管</del> 部の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪 <u>ガスネットワーク株式会社北東部事業部</u> に連絡す	(6) ガスの供給遮断	(6) ガスの供給遮断
の供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪 <u>ガスネットワーク株式会社北東部事業部</u> に連絡す	② 大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 北東部 <del>導管</del> 部の到着が、消防隊より相当遅れることが予測さ	イ 大阪 <u>ガスネットワーク株式会社</u> 北東部 <u>事業</u> 部の到着が、消 <mark>防隊</mark> より相当遅れることが予測され、かつ、
	の供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del>	断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪 <mark>ガスネットワーク株式会社北東部事業部</mark> に連絡す
<del>- II 東部等官部</del> に連絡する。 (略) (略)	<del>北東部導管部</del> に連絡する。 (略)	る。 (略)

現行計画	修正計画(案)
第 2 大阪 <del>ガス株式会社ネットワークカンパニー</del> 北東部 <del>導管</del> 部 (略)	<b>第 2</b> 大阪 <u>ガスネットワーク株式会社</u> 北東部 <u>事業</u> 部 (略)
2 遮断後のガスの供給再開に <del>あたって</del> は、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。	2 遮断後のガスの供給再開に <u>当たって</u> は、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。
(新規)	第3 高層建築物等の管理者等           1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物等の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。           2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。           3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。
市及び防災関係機関は、林野等において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野等における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。	
第1 火災の警戒 1 火災気象通報 大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、府知事に通報し、府知事は、同町村長に伝達する。 通報基準は大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測している場合には火災気象通報として通報しないことがある。 2 火災警報 市長は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要により火災警報を発令するとともに、関係機関及び住民に周知する。 3 火の使用制限 警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、高槻市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。	₹ -
第2 林野火災 - 林野火災 - 林野とおける大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の規失等の軽減を図る。 1 火災通報等 災害の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後 1時間ごとに状況を通報する。 (1) 焼損面積 5he 以上と推定される場合 (2) 覚知後 3 時間を経過しても鎮火できない場合 (3) 空中消火を要請する場合 (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合 2 活動体制 (1) 林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防御活動を行う。 ① 現地指揮本部の設置 ア 林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防御活動を行う。 ① 現地指揮本部の設置 ア 林野火災が拡大し、高槻市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣積市町等への応援出動の要請を行う。 ② 市林野火災対策本部の設置 ア 応援隊、飛火等戒隊、補給隊等の編成 イ 警戒区域、交通規制区域の指定 ウ 空中消火の要請又は府知事への依頼 エ 府知事に対する広域航空消防応援又は自衛隊派遣要請の依頼	

	第4編事故等災害応急対策
現行計画	修正計画(案)
オー受入れ準備 (2) 他機関との連絡調整 市は、府、他市町村、府警察、近畿中国森林管理局及び自衛隊と、相互に連携した消火活動が実施 できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。	
第4節 放射線災害応急対策 (略)	第 <u>5</u> 節 放射線災害応急対策 (略)
第4 住民の避難等及び立入制限 市は、放射性物質による汚染状況調査等により、必要に応じ第4編「 <mark>風水害等</mark> 応急対策及び復旧・復興対策」第 1部「風水害等応急対策」第1章「災害警戒期の活動」第4節「避難誘導」を準用し、危険地域の住民に対し退避、 又は、避難等の指示を行い、警察等の協力を得て立入制限・交通規制等を実施する。	第4 住民の避難等及び立入制限 市は、放射性物質による汚染状況調査等により、必要に応じ第3編「 <u>災</u> 害応急対策」第4章「 <u>避難行</u> 動」第1節 「避難誘導」を準用し、危険地域の住民に対し退避、又は、避難等の指示を行い、警察等の協力を得て立入制限・ 交通規制等を実施する。
<ul> <li>第5 災害時における消防活動</li> <li>(略) 2 消防本部</li> <li>(略)</li> <li>(2) 放射線危険区域等の設定</li> <li>① 防御活動に先だって測定器による放射線量の測定を行い、測定結果に基づき放射線危険区域の設定を行う。</li> <li>② 放射線危険区域の設定にあたっては、関係機関等と協議のうえ、活動区域を勘案して行い、消防警戒区域として立ち入りを制限するものとする。</li> <li>(略)</li> <li>(5) 救急搬送病院の選定 放射性物質による汚染者の搬送先医療機関は次のとおり。</li> <li>① 大阪府三島救命救急センター</li> <li>② 大阪府立急性期・総合医療センター</li> <li>③ 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター</li> <li>(略)</li> </ul>	<ul> <li>第5 災害時における消防活動         <ul> <li>(略) 2 消防本部</li> <li>(略)</li> <li>(2) 放射線危険区域等の設定</li> <li></li></ul></li></ul>
第 5 節 その他災害応急対策	第 6 節 その他災害応急対策
高槻市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるように定めているが、その他にも自動車の大規模な事故、旅客列車の衝突転覆、トンネルの崩落等の事故や、大都市圏特有の不測の事故が発生するおそれがある。このような場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じて「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復日対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。	本計画においては、地震、風水害・土砂災害、大規模火災に加え、大規模事故等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるように定めているが、その他にも大都市圏特有の不測の事故が発生するおそれがある。 このような場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じて「第3編災害応急対策」、「第5編災害復旧・復興対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。
第 6 節 災害対策本部の設置	第 <mark>7</mark> 節 災害対策本部の設置
市は、前述の第1節から第5節に掲げる災害が大規模で発生し、又は発生するおそれがある場合は、第4編「 <mark>風水害等</mark> 応急対策及び復日・復興対策」第1部「風水害等応急対策」第1章「災害警戒期の活動」第2節「組織動員」第1「 <del>市の組織動員配備体制</del> 」3「 <del>災害対策本部の設置</del> 」を準用し、速やかに災害対策本部を設置する。また、これらの災害が、政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定があった場合は、高槻市国民保護計画に定める体制に移行	

する。

〔<del>本</del>編 <del>218</del>頁〕

する。 〔<u>第3</u>編 <u>応5</u>頁〕

# 現行計画 第1章 災害復旧対策

# 第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期 を基本として、復旧事業を推進する。

#### (新設)

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要 配慮者へ配慮する。

#### 第1 被害の調査

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額、その他の必要事項等を調査し、 <del>東やかに</del>府<del>(危機管理室消防保安課)</del>に報告する。

# 第2 公共施設等の復旧

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因、その他要因を考慮し、復旧事業計画を作成し、査定 実施が速やかに行える<del>とともに</del>、復旧完了予定時期<del>を明らかにするよう</del>努める。

# 第3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に 基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要 と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

### 第 5 特定大規模災害

市<mark>又</mark>は<del>市長は</del>、特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害)を 受け、市だけでは災害復旧事業に係る工事の実施が困難なときは、府に支援を要請する。

府は、市又は市長から要請を受け、かつ市の工事の実施体制等の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要 があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限「があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限 代行制度により、支援を行う。

# 第2節 被災者の生活再建等の支援

市は、災害により被害を被った住民に対して、生活の安定を図るため税の減免措置、弔慰金や見舞金の支給、資 金の貸付け、雇用機会の確保、住宅の確保等を行う。

# (新設)

# 修正計画 (案) 第1章

# 災害復旧対策

# 第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の生活の安定、社会経済活動の早期 回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を<mark>目指</mark>すこと|回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を<mark>めざ</mark>すこと を基本として、復旧事業を推進する。

> 市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める ものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員 <mark>派遣制度を活用するものとする。</mark>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとと もに、障がい者、高齢者等の要配慮者へ配慮する。

#### 第1 被害の調査

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額、その他の必要事項等を調査し、 府に報告する。

# 第2 公共施設等の復旧

# 1 復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害状況、発生原因、その他要因を考慮し、復旧事業計画を作成し、法 律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、<br/>
査定実施が速やか に行えるよう努める。

# 2 復旧完了予定時期の明示

市及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

# 第3 激甚災害の指定

**府**は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に 基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要 と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

市長は、市域における災害が指定基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を府知事に報 告する。

### 第 5 特定大規模災害

市は、特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害)を受け、市 だけでは災害復旧事業に係る工事の実施が困難なときは、府に支援を要請する。

府は、市又は市長から要請を受け、かつ市の工事の実施体制等の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要 代行制度により、支援を行う。

# 第2節 被災者の生活再建等の支援

市は、災害により被害を被った住民に対して、被災者支援体制を確保するとともに、生活の安定を図るため税の 減免措置、弔慰金や見舞金の支給、資金の貸付け、雇用機会の確保、住宅の確保等を行う。

市及び府は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネ ジメントを実施するなど、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災 者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

# (新設)

# 第1 被災者支援対策会議の設置

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害により被害を受けた市民に対する支援を迅速かつ適切に実施する ため、被災状況を踏まえ必要に応じて高槻市被災者支援対策会議を設置し、被災者支援体制を確保する。

修正計画 (案)

# 第1 災害弔慰金等の支給

# 慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護貸付金の貸付けを行い、生活の|慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護貸付金の貸付けを行い、生活の 確保を図る。

現行計画

#### 1 災害弔慰金

災害により、市民が死亡した場合にその遺族に支給する

#### 2—災害障害見舞金

災害により、負傷、又は疾病が原因で、身体的又は精神的に著しい障がいが残った場合に当該市民に支給する

# 第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

#### 1 災害援護資金

災害により<del>負傷、又は家財、住居等に被害を受けた世帯の世帯主へ、その程度に応じて</del>災害援護資金<del>の</del>貸付け を行う。

#### 2 **麻**生活福祉資金(<del>高槻市</del>社会福祉協議会)

府内に住所を有する低所得世帯に対して、災害に<del>よる困窮から自立更生するための</del>資金の貸付けを行う。

#### 第3 災害見舞金等

## 1 高槻市災害見舞金等

市は、高槻市災害見舞金等支給条例に基づき見舞金等を支給する。見舞金等の支給は、火事、暴風、豪雨、洪 水等の災害により被害を受けた市民若しくはその遺族又は事業者及び交通事故、水難事故、犯罪行為等の災害に より被害を受けた市民の遺族に対して行う。

ただし、災害救助法による適用を受ける者については、見舞金等を支給しない。

### 第 4 罹災証明書の交付等

市は、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援金による支援金支給など被災者への支援措置<mark>が</mark>早期に実 のとする。

全壊 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋 没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾 斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至 ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なも

# 第2 災害弔慰金等の支給

- 災害救助法が適用された災害又は内閣総理大臣令の規定に準じる災害により被害を被った市民に、高槻市災害弔|---災害救助法が適用された災害又は内閣総理大臣令の規定に準じる災害により被害を被った市民に、高槻市災害弔 確保を図る。

### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、高槻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する。

- (1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。
  - ア 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害
- イ 府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害
- ウ 府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害
- (2) 次の場合、支給を制限する。
- ア 死亡又は障がいが、故意または重大な過失による場合
- イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合
- (3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と 同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。 ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。
- (4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

### 第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

市、府及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

# 1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条 例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸付ける。

### 2 生活福祉資金(社会福祉協議会)

高槻市社会福祉協議会は、大阪府社会福祉協議会が実施主体となる生活福祉資金貸付の借入窓口として、府内 に住所を有する低所得世帯に対し、自然災害により被災した世帯の生活再建に必要な資金の貸付けを行う。

# 第 4 災害見舞金等

## 1 高槻市災害見舞金等

市は、高槻市災害見舞金等支給条例に基づき、見舞金等を支給する。見舞金等の支給は、火事、暴風、豪雨、 洪水等の災害により被害を受けた市民若しくはその遺族又は事業者及び交通事故、水難事故、犯罪行為等の災害 により被害を受けた市民の遺族に対して行う。

ただし、災害救助法による適用を受ける者については、見舞金等を支給しない。

#### 第5 罹災証明書の交付等

市は、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援金による支援金支給など被災者への支援措置を早期に実 施<mark>されるよう</mark>、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に対し遅滞 <mark>施するため</mark>、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に対し遅滞な なく罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するにあたっては、実地調査のほか、必要に応じて、航空 く罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、実地調査のほか、必要に応じて、航空写 写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するも 真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定部局との情報共有を図るなど、適切な手法により実施するもの とする。

> 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋 没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣 化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況 に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難 なもの。

全壊

現行計画			修正計画(案)		
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。	半;	壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。	
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ 当該住宅に居住することが困難なもの。		大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ 当該住宅に居住することが困難なもの。	
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、 <mark>構造耐力上主要な</mark> 部分の補修を含む中規模な補修を行わなければ 当該住宅に居住することが困難なもの。		中規模半壊	居住する住宅が半壊し、 <mark>居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する</mark> 部分の <u>過半の</u> 補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。	
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの <del>で、半壊には該当しないもの</del> 。	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。	
一部損壊	準半壊に至らない程度のもの。		·部損壊	準半壊に至らない程度のもの。	

#### (2) 住家以外の建物<del>及び構造物</del>の被害

(略)

(3) その他

火災に関する罹災証明書は、消防本部が交付する。

# 2 罹災届出証明書において証明する事項

家財、自動車等の動産被害及び門扉やカーポートなどの構築物については、必要に応じて、本人の申告に基づき、申告があった旨を証明する罹災届出証明書を交付することができる。

また、住家被害並びに住家以外の建物及び<mark>構造</mark>物の被害であって、被災状況が確認できない場合は、罹災届出証明書を交付することができる。

(略)

# 第5 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に 集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

## 第 6 租税等の減免及び徴収猶予等

#### 1 <del>府民税・市民税</del>市税

市は、地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。

- 申告又は納期限の延長
- ② 市税の減免
- ③ 徴収猶予等

### 2 国民健康保険

災害により家屋に多大の損害を受け、保険料の納付又は一部負担金の支払いが困難となった市民については、 国民健康保険料又は一部負担金を減免できる。

#### 3 上 下水道料金

災害により水道管などが破損して漏水が発生した場合には、その被災状況に応じて上・下水道料金の一部を 減額することができる。

(略)

#### 第 7 雇用機会の確保

市は、災害により失業した者、離職、転職を希望する者について、茨木公共職業安定所が行う職業紹介(あっせん)へ迅速に誘導するなど、被災者の雇用の安定を図る。

# 第8 住宅の確保等

(略)

# 1 住宅復興計画の策定

(略)

# 2 公共住宅の供給促進

(略)

# (2) 住家以外の建物の被害

(略)

(3) その他

火災に関する罹災証明書は、原則、消防本部が交付する。

#### 2 罹災届出証明書において証明する事項

家財、自動車等の動産被害及び門扉やカーポートなどの構築物については、必要に応じて、本人の申告に基づき、申告があった旨を証明する罹災届出証明書を交付することができる。

また、住家被害並びに住家以外の建物及び<mark>構築</mark>物の被害であって、被災状況が確認できない場合は、罹災届出証明書を交付することができる。

(略)

# 第6 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に 集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、</u> 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

# 第7 租税等の減免及び徴収猶予等

#### 1 市税

市は、地方税法及び市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。

- (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
- (2) 市税の減免
- (3) 徴収猶予等

### 2 保険料等

市は、災害により家屋に多大の損害を受け、保険料等の納付又は一部負担金の支払いが困難となった市民については、保険料又は一部負担金等の減免を行う。

## 3 上・下水道料金

市は、災害により水道管などが破損して漏水が発生した場合には、その被災状況に応じて上・下水道料金の一部<u>の</u>減額<u>を行う</u>。

(略)

#### 第8 雇用機会の確保

市は、災害により失業した者、離職、転職を希望する者について、茨木公共職業安定所が行う職業紹介(あっせん)へ迅速に誘導するなど、被災者の雇用の安定を図る。

#### 第9 住宅の確保等

(略)

#### 1 相談窓口の設置

<u>市は、必要に応じて、被災住宅の相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、府と連携した情報の</u>提供を行う。

# 2 住宅復興計画の策定

(略)

(公営住宅以外)

(3)オ

25 万円

(3)ア〜エ

50 万円

# 3 住宅の建設及び修繕の融資

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から罹災証明書を交付されている場合 は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建設資金又は補修資金の融資を受けることができる。

現行計画

4 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請 (略)

# 3 公共住宅の供給促進

(略)

## 4 住宅の建設及び修繕の融資

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から罹災証明書を交付されている場合 は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建設資金又は補修資金の融資を受けることができることを周 知する

修正計画 (案)

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

建設•購入

100) 万円 (中規模半壊世帯は 1/2)

(3) 才

100 万円

# 第 ♀ 被災者生活再建支援金

(略)

# 2 被災者生活再建支援制度の概要

(略)

- (3) 制度の対象となる被災世帯
- (2)の自然災害により、
- ① 住宅が「全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- (4) 支援金の支給額 (略)

第 10 被災者生活再建支援金

(略)

2 被災者生活再建支援制度の概要

(3) 制度の対象となる被災世帯

(3)ア〜エ

200 万円

- (2)の自然災害により、
- ア 住宅が全壊した世帯
- 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3)ア~エ

100 万円

(4) 支援金の支給額

(略)

住宅の 再建方法

支 給 額

支 給 額 200万円 100万円 50万円	住再	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の 法	建設・購入	補修	<b>賃</b> 借 (公営住宅以外)
	$\rightarrow$	給	額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は 100) 万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者 生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。 支給の仕組みは下図のとおり

# (5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者 生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。

補

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は

(3) オ

50 万円

## 第5節 ライフライン等の復旧

市及び防災関係機関は、災害により被害を受けたライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに、応 う復日による供給機能の維持。<br/>
一次災害を防止するための措置を講じる。

# 第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が F可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した 復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざす。 なお、市が管理する指定区間外の国道、府道又は府が管理する道路と交通上密接である市道において、市が工事 を実施することが難しい場合には、府に権限代行制度による災害復旧等を要請する。

# 1 水道

# (1) 水道施設の復旧

- ① 被害状況の把握を迅速に行うとともに、速やかな復旧に努める。
- ② 応急復旧については医療機関、指定避難所等への供給ルートを優先的に復旧することを原則とするが、 被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- <del>応急復旧については、水道施設の被害状況を詳細に把握し、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報</del>

#### 1 水道(市)

- (1) 復旧計画
- ア 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程 の情報を加味した復旧計画を策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、 被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し復旧効果の大きいものを優先する。

#### 現行計画

### を加味した復旧計画を策定する。

(2) 広報

│ 被害状況、断水状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達<del>する</del>ととも<del>に</del>、ホー │ムページ<del>への掲載並びに公</del>用事等<del>による</del>広報<del>を実施す</del>る。

### 2 下水道

下水道施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施する。 応急復旧については、緊急度の高い箇所より順次行い汚水処理に及ぼす影響を最小限に抑える。

#### (1) 被害調査

下水道管渠、ポンプ場、流域下水道の幹線管渠及び処理場施設等の被害状況並びに油分、農薬等の有害物質の流入の調査を実施する。

(2) 設備·施設応急対策

① 下水道施設

疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧に努める。

施工中の箇所においては、緊急遮断装置、中和装置の点検、外部への漏洩防止等状況に応じて対処し、二次災害の発生が生じないよう指揮監督に努める。

② 流域下水道施設

排水不能の事態が起らないよう府と連絡調整し、能力維持に努める。

(<del>3</del>) 広報<del>活動</del>

施設の被害状況、復旧状況、今後の見通し等について広報を行い、住民の不安解消に努める。

# 3 電力(関西電力送配電株式会社<del>大阪支社</del>大阪北<del>電力</del>本部高槻配電営業所)

#### (1) 広刍埋器

感電事故、漏電火災等、二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

#### (2) 広急供給

- ① 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把 握に努める。
- ② 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ③ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ④ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (3) 広報
- ① 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ること等、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

#### 4 ガス(大阪ガス株式会社<del>ネットワークカンパニー</del>北東部<del>導管</del>部)

#### (1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。 水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うととも に、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を 参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

- (2) 広急供給及び復旧
  - ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
  - ② 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
  - ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
  - ④ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

#### 修正計画 (案)

- 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業体からの応援を受ける。
- (2) 広報

被害状況、断水状況、<u>応急</u>給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達<u>し、広く広報す</u>る。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

## 2 下水道(市)

- (1) 復旧計画
  - <u>ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復</u> 旧計画を策定する。
  - イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被 災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ウ単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

# (<u>2</u>) 広報

被害状況、<u>稼働状況、</u>復旧状況<u>と</u>今後の見通し<u>を関係機関、報道機関に伝達し、</u>広報<u>する。加えて、市及び</u> 府のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

#### 3 電力 (関西電力送配電株式会社大阪北本部高槻配電営業所)

- (1) 復旧計画
  - ア<u>被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を</u> 策定する。
- イ 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指 定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案し て、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- ウ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努 める。

#### (2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

#### 4 ガス (大阪ガスネットワーク株式会社北東部事業部)

- (1) 復旧計画
  - ア<u>被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策</u> <u>定する。</u>
- <u>イ</u>復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

#### 現行計画

- ① 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

#### 5 電気通信(西日本電信電話株式会社<mark>大阪支店</mark>)

(1) 通信の非常疎通措置

(3) 広報

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 広急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ③ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ① 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる(西日本電信電話株式会社)。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

# (2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

#### (3) 設備の広負対策

- ① 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として連やかに実施する。
- ② 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ③ 広急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

#### (4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気 通信設備等の応急復用の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(新設)

#### 修正計画 (案)

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、情報機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

# 5 電気通信(西日本電信電話株式会社<u>等、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社、楽天モバ</u>イル株式会社)

- (1) 復旧計画
  - <u>ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。</u>
  - <u>イ</u>復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、 被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

# (<u>2</u>) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者 に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

#### 6 共同溝·電線共同溝(市、近畿地方整備局、府)

- (1) 復旧計画
  - ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策 定する。
  - <u>イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいもの</u>を優先する。
- ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。
- (2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

#### 7 鉄道(鉄道事業者)

- (1) 復旧計画
- ア 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を 策定する。
- イ<u>復旧にあ</u>たり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- ウ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。
- (2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

# 8 道路(市 近畿地方整備局、府)

(1) 復旧計画

現行計画	修正計画(案)
	<u>ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策</u> 定する。
	<u>イ</u> 復旧計画の策定に当たっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効
	<u>果の大きいものを優先する。</u> ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。
	エ 府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接で
	ある市道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案
	して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、 その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
	(2) 広報
	被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホ
	<u>ームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。</u>
第1節 復興の基本方針	第1節 復興の基本方針
被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、減災効果のある施設復旧を図ることを目的とする。したがって、	<ul><li>市及び府は、大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、</li></ul>
より安全性と環境保全に配慮した基本方針に基づき、地域復興事業を実施する。	速やかに復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。
	そのため、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、 再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。
	また、将来の人口動向等、中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に
	向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。
第1 基本方針の決定	_ <u>(削除)</u>
市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び関連する施設管理者の意向等を勘案するとともに、国・府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは計画的復興等を検討した上で、基本方針を決定す	
<u>る。</u>	
なお、原状復旧を基本とする場合は、再度の災害を防止できるよう可能なかぎり改良復旧を行う。	
第2 復興の推進	<u>(削除)</u>
大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、これらの災害復興は、都市構造や産業基盤の抜本的改変を要する複雑かつ高度な大事業となるため、市は国・府その他関係機関と協議のうえ、諸事業	
との調整を図りながら、速やかに復興を進める。	
また、建築基準法第84条の規定に基づき市は、被災市街地において区域を指定し、その区域内における建築物の	
建築を制限又は禁止することができる。	
第 <mark>3 復興対策本部 * 被災者支援対策会議</mark> の設置   市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認め	第 <u>1</u> 復興対策本部の設置   市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認め
おは、人気候及音等により地域が最勝し、個人な被音が先生したことにより、地域の総合的な複典が必要と認め  る場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。	る場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。
また、災害の状況により被害を受けた市民に対する支援を迅速かつ適切に実施するため、被災者支援対策会議を	-
設置する。	
第4 復興計画の策定 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害か	第 <mark>2</mark> 復興計画の策定   市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害か
らの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)」第 10 条の規定に基づく復興計画を定めることができる。	「同な、迅速に復興が図られるよう、人焼僕及音を支げた地域において、彼及地域の特性を踏まえ、「人焼僕及音が「   らの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)」第 10 条の規定に基づく復興計画を定めることができる。
復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることがで	復興計画の策定に <u>当</u> たっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることがで
きる。   また、 <del>市は、</del> 関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組とも整合が図れるよ	きる。   また、関西広域連合の「関西復興戦略」 <u>や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」</u> など、関係機関の計画等
	おた、関西広域建古の「関西復興報略」 <u>へ「人阪市長火復興都市 フ、リガイドライン」</u> など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整するほか、住民側に防災都市づくり等、新しいまちづくり構想や

# 第 5 復興計画で定める事項

努める。

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げ

# 第3 復興計画で定める事項

めた上で将来あるべきまちづくりの実現に努める。

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げ

|供するとともに、住民側の提案についても充分な協議を行い、理解を求めた上で将来あるべきまちづくりの実現に|計画決定までの手続き等の必要な情報を提供するとともに、住民側の提案についても充分な協議を行い、理解を求

現行計画

る事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者る事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者 等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復 興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及 び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

修正計画(案)

等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本と なるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及 び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項